



毎月2回10日・25日発行  
発行所  
川崎市役所  
(総務企画局総務部法制課)  
川崎市川崎区宮本町1  
電話 044-200-2062  
F A X 044-200-3748

## 規 則

◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第4号)……………1626

## 告 示

- ◇自転車等の撤去と保管(第92号)……………1626
- ◇自転車等放置禁止区域の指定の変更(第93号)……………1626
- ◇片平地域包括支援センターの所在地の変更(第94号)……………1628
- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第95号)……………1628
- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第96号)……………1628
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第97号)……………1628
- ◇生活保護法等による指定施術機関の廃止(第98号)……………1628
- ◇生活保護法等による指定施術機関の変更(第99号)……………1628
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第100号)……………1628
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第101号)……………1628
- ◇道路区域の変更(第102号)……………1629
- ◇道路区域の変更(第103号)……………1629
- ◇道路区域の変更(第104号)……………1629
- ◇道路区域の変更(第105号)……………1629
- ◇自転車等の撤去と保管(第106号)……………1630
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第107号)……………1630
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定(第108号)……………1630
- ◇道路区域の変更(第109号)……………1631
- ◇道路の供用開始(第110号)……………1631
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第111号)……………1631
- ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第112号)……………1632
- ◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第113号)……………1632

- ◇道路区域の変更(第114号)……………1633
- ◇道路区域の変更(第115号)……………1634
- ◇道路の供用開始(第116号)……………1634
- ◇行政区域の境界に係る道路の管理に関する協議の成立(第117号)……………1634
- ◇土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部解除(第118号)……………1634
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除(第119号)……………1635
- ◇道路区域の変更(第120号)……………1636
- ◇道路区域の変更(第121号)……………1636
- ◇道路の供用開始(第122号)……………1636
- ◇道路の供用開始(第123号)……………1637
- ◇自転車等の撤去と保管(第124号)……………1637
- ◇公印の改刻(第125号)……………1637

## 税 告 示

- ◇川崎市市税条例の規定による寄附金の指定(第2号)……………1637
- ◇川崎市市税条例の規定による寄附金の指定(第3号)……………1638
- ◇固定資産税の納税者の縦覧(第4号)……………1638

## 公 告

- ◇公募型プロポーザルの実施(第482号)……………1638
- ◇一般競争入札の執行(第483号)……………1642
- ◇一般競争入札の執行(第484号)……………1643
- ◇一般競争入札の執行(第485号)……………1655
- ◇一般競争入札の執行(第486号)……………1656
- ◇一般競争入札の執行(第487号)……………1658
- ◇道路位置の指定(第488号)……………1659
- ◇開発行為に関する工事の完了(第489号)……………1659
- ◇開発行為に関する工事の完了(第490号)……………1660
- ◇一般競争入札の執行(第491号)……………1660
- ◇一般競争入札の執行(第492号)……………1661
- ◇公募型プロポーザルの実施(第493号)……………1663
- ◇開発行為に関する工事の完了(第494号)……………1664
- ◇プロポーザル方式による貸付けの実施(第495号)……………1664

◇開発行為に関する工事の完了(第496号).....1668	申請方法及び申請時期等(第144号).....1736
◇一般競争入札の執行(第497号).....1668	◇特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等(第145号).....1740
◇一般競争入札の執行(第498号).....1686	◇一般競争入札の公告(第146号).....1744
◇一般競争入札の執行(第499号).....1687	<b>税公告</b>
◇一般競争入札の執行(第500号).....1689	◇督促状の公示送達(第26号).....1749
◇一般競争入札の執行(第501号).....1690	◇差押調書(謄本)の公示送達(第27号).....1750
◇一般競争入札の執行(第502号).....1692	◇差押調書(謄本)の公示送達(第28号).....1750
◇一般競争入札の執行(第503号).....1693	◇差押調書(謄本)の公示送達(第29号).....1750
◇一般競争入札の執行(第504号).....1695	◇差押調書(謄本)の公示送達(第30号).....1751
◇一般競争入札の執行(第505号).....1696	◇督促状の公示送達(第31号).....1751
◇一般競争入札の執行(第506号).....1698	◇差押調書(謄本)の公示送達(第32号).....1751
◇一般競争入札の執行(第507号).....1700	◇差押調書(謄本)の公示送達(第33号).....1751
◇一般競争入札の執行(第508号).....1702	<b>上下水道局規程</b>
◇一般競争入札の執行(第509号).....1703	◇川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程(第3号).....1751
◇一般競争入札の執行(第510号).....1705	<b>上下水道局告示</b>
◇一般競争入札の執行(第511号).....1707	◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第9号).....1751
◇一般競争入札の執行(第512号).....1708	<b>上下水道局公告</b>
◇一般競争入札の執行(第513号).....1710	◇一般競争入札の執行(第19号).....1752
◇一般競争入札の執行(第514号).....1712	◇一般競争入札の執行(第20号).....1761
◇一般競争入札の執行(第515号).....1713	◇一般競争入札の執行(第21号).....1766
◇一般競争入札の執行(第516号).....1715	<b>上下水道局公告(調達)</b>
◇一般競争入札の執行(第517号).....1717	◇落札者等の公示(第12号).....1767
◇一般競争入札の執行(第518号).....1718	◇落札者等の公示(第13号).....1767
◇一般競争入札の執行(第519号).....1720	<b>交通局規程</b>
◇一般競争入札の執行(第520号).....1721	◇川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を改正する規程(第4号).....1767
◇一般競争入札の執行(第521号).....1723	<b>病院局公告</b>
◇一般競争入札の執行(第522号).....1725	◇一般競争入札の執行(第13号).....1768
◇大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出(第523号).....1726	◇公告の訂正(第14号).....1770
◇一般競争入札の執行(第524号).....1727	◇一般競争入札の執行(第15号).....1770
◇開発行為に関する工事の完了(第525号).....1729	◇一般競争入札の執行(第16号).....1771
◇道路位置の指定(第526号).....1729	<b>病院局公告(調達)</b>
◇開発行為に関する工事の完了(第527号).....1729	◇落札者等の公示(第5号).....1773
<b>公告(調達)</b>	◇落札者等の公示(第6号).....1773
◇落札者等の公示(第135号).....1730	<b>教育委員会規則</b>
◇落札者等の公示(第136号).....1730	◇川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第
◇落札者等の公示(第137号).....1730	
◇落札者等の公示(第138号).....1730	
◇落札者等の公示(第139号).....1731	
◇一般競争入札の執行(第140号).....1731	
◇一般競争入札の執行(第141号).....1733	
◇落札者等の公示(第142号).....1734	
◇一般競争入札の公告(第143号).....1735	
◇一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の	

1号) ……………1773	示送達(川崎区第47号) ……………1821
◇川崎市青少年科学館使用規則及び川崎市立日本民家園使用規則の一部を改正する規則(第2号) ……………1773	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第12号) ……………1822
<b>教育委員会告示</b>	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第13号) ……………1822
◇教育委員会臨時会の招集(第5号) ……………1774	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(中原区第12号) ……………1822
<b>教育委員会訓令</b>	◇住民票の職権消除(高津区第19号) ……………1822
◇川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令(第1号) ……………1774	◇印鑑登録の抹消(高津区第20号) ……………1822
<b>選挙管理委員会告示</b>	◇住民票の職権消除(高津区第21号) ……………1823
◇各種請求及び委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数(第2号) ……………1774	◇国民健康保険料に係る差押調書の公示送達(高津区第22号) ……………1823
<b>監査公表</b>	◇国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)の公示送達(高津区第23号) ……………1823
◇川崎市職員措置請求に係る監査委員の勧告に基づく措置について(第4号) ……………1775	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第24号) ……………1823
◇監査の結果について(第5号) ……………1803	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第25号) ……………1823
<b>農業委員会告示</b>	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第10号) ……………1823
◇川崎市農業委員会総会の招集(第3号) ……………1819	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(多摩区第13号) ……………1824
<b>職員共済組合公告</b>	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(多摩区第14号) ……………1824
◇川崎市職員共済組合組合議員補欠選挙の当選人(第4号) ……………1820	◇住民票の職権消除(多摩区第15号) ……………1824
◇川崎市職員共済組合役員選挙の当選人(第5号) ……………1820	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(麻生区第11号) ……………1824
<b>区公告</b>	◇住民票の職権消除(麻生区第12号) ……………1824
◇国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第37号) ……………1820	◇印鑑登録の抹消(麻生区第13号) ……………1825
◇国民健康保険料に係る納期限変更告知書の公示送達(川崎区第38号) ……………1820	<b>区選挙管理委員会告示</b>
◇国民健康保険料等に係る差押解除通知書の公示送達(川崎区第39号) ……………1820	◇川崎市中原区の投票区設置告示の一部改正(中原区第1号) ……………1825
◇住民票の職権消除(川崎区第40号) ……………1820	◇川崎市中原区の指定投票区及び指定関係投票区指定告示の一部改正(中原区第2号) ……………1827
◇印鑑登録の抹消(川崎区第41号) ……………1821	◇川崎市宮前区投票区設置告示の一部改正(宮前区第1号) ……………1827
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第42号) ……………1821	<b>辞令</b>
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第43号) ……………1821	◇3月11日付け ……………1828
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第44号) ……………1821	<b>正誤</b>
◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第45号) ……………1821	◇第1,838号 ……………1829
◇国民健康保険給付費返還請求通知書兼納入通知書の公示送達(川崎区第46号) ……………1821	
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公	

規 則

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第4号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

中野島	多摩区中野島6丁目	289	
-----	-----------	-----	--

を

中野島	多摩区中野島6丁目	352	車椅子使用者向5戸
-----	-----------	-----	-----------

に改め、同表高石の項中「202」を「242」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月17日から施行する。

告 示

川崎市告示第92号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和4年3月1日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
  - 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時ま

で並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
- 原動機付自転車 5,000円
- 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
- 印鑑
- 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第93号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号)第8条第1項の規定に基づき、次のとおり自転車等放置禁止区域の指定を変更したので、同条第2項の規定に基づき準用する同条例第7条第4項の規定に基づき告示する。

令和4年3月1日

川崎市長 福田紀彦

指定の効力 発生日	指 定 場 所	
	指 定 区 域	区 域 図
令和4年3月1日	柿生駅周辺	別図のとおり

柿生駅周辺放置禁止区域





**川崎市告示第94号**

介護保険法第115条の46第11項において準用する法第69条の14第2項の規定に基づき、次のとおり社会福祉法人一廣会が運営する「片平地域包括支援センター」の所在地を変更したので告示する。

令和4年3月1日

川崎市長 福田紀彦

(変更前)

所在地：川崎市麻生区栗平2-1-6

小田急マルシェ栗平1階

(変更後)

所在地：川崎市麻生区白鳥1-9-20

**川崎市告示第95号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年3月2日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第96号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年3月2日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第97号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年3月2日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第98号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年3月2日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第99号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年3月2日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第100号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年3月3日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第101号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機

関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和 4年 3月 3日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第102号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月3日から令和4年3月17日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 一般国道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	409号	川崎市中原区小杉町3丁目257番4先 川崎市中原区小杉町3丁目441番9先	20.00	16.51	
新	409号	川崎市中原区小杉町3丁目257番4先 川崎市中原区小杉町3丁目441番9先	20.00	16.51	隅切り部
旧	409号	川崎市中原区小杉町3丁目1番9先 川崎市中原区市ノ坪30番5先	20.00	9.97	
新	409号	川崎市中原区小杉町3丁目1番9先 川崎市中原区市ノ坪30番5先	20.00	9.97	隅切り部

**川崎市告示第103号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月3日から令和4年3月17日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考

旧	川崎府中	川崎市中原区小杉町3丁目441番9先 川崎市中原区小杉町3丁目257番4先	20.00	16.51	
新	川崎府中	川崎市中原区小杉町3丁目441番9先 川崎市中原区小杉町3丁目257番4先	20.00	16.51	隅切り部
旧	川崎府中	川崎市中原区市ノ坪30番5先 川崎市中原区小杉町3丁目1番9先	20.00	9.97	
新	川崎府中	川崎市中原区市ノ坪30番5先 川崎市中原区小杉町3丁目1番9先	20.00	9.97	隅切り部

**川崎市告示第104号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月3日から令和4年3月17日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	小杉町第19号線	川崎市中原区小杉町3丁目441番9先 川崎市中原区小杉町3丁目257番4先	8.00	1.62	隅きり部
新	小杉町第19号線	川崎市中原区小杉町3丁目441番9先 川崎市中原区小杉町3丁目257番4先	8.00	1.62	

**川崎市告示第105号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月3日から令和4年3月17日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中原第8号線	川崎市中原区市ノ坪30番5先	5.75	2.15	隅きり部
		川崎市中原区小杉町3丁目1番9先			
新	中原第8号線	川崎市中原区市ノ坪30番5先	5.75	2.15	
		川崎市中原区小杉町3丁目1番9先			

川崎市告示第106号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和4年3月8日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円  
原動機付自転車 5,000円  
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第107号

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年3月8日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
スターフラワー株式会社	SFケア訪問介護ステーション	川崎市幸区古市場2-73-36	居宅介護	令和4年3月1日	1415100807
スターフラワー株式会社	SFケア訪問介護ステーション	川崎市幸区古市場2-73-36	重度訪問介護	令和4年3月1日	1415100807
ミナノワ株式会社	短期入所クライス川崎神木	川崎市宮前区神木二丁目9番5号	短期入所	令和4年3月1日	1415500980
ミナノワ株式会社	クライスハイム川崎神木事業所	川崎市宮前区神木二丁目9番5号	共同生活援助	令和4年3月1日	1425500970
社会福祉法人弥生会	グループホームさくら	川崎市多摩区長沢1-19-3-302	共同生活援助	令和4年3月1日	1425401237
一般社団法人てんとうむし	マイホームI	川崎市麻生区向原三丁目17番11号	共同生活援助	令和4年3月1日	1425600929
社会福祉法人くさぶえ福祉会	シリウス	川崎市高津区溝口5-23-45	共同生活援助	令和4年3月1日	1425301189

川崎市告示第108号

指定障害児通所支援事業者の指定について  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年3月8日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
合同会社RST	シュエール武蔵小杉	川崎市中原区丸子通2丁目682番地シルクガーデン101号室	児童発達支援	令和4年3月1日	1455200665
合同会社RST	シュエール武蔵小杉	川崎市中原区丸子通2丁目692番地シルクガーデン101号室	放課後等デイサービス	令和4年3月1日	1455200665
株式会社クレド	てらびゃぼけっと武蔵新城教室	川崎市高津区新城6丁目9-30 YMパーツ2F	児童発達支援	令和4年3月1日	1455300523



株式会社レアジャパン	あろはクラブ戸手本町	川崎市幸区戸手本町1丁目39番地3	放課後等デイサービス	令和4年3月1日	1455100386
------------	------------	-------------------	------------	----------	------------

**川崎市告示第109号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月8日から令和4年3月23日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月8日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第281号線	川崎市宮前区野川台1丁目3023番5先	2.12	10.76	
		川崎市宮前区野川台1丁目3023番5先			
新	野川第281号線	川崎市宮前区野川台1丁目3023番5先	3.06	10.76	
		川崎市宮前区野川台1丁目3023番5先			

1 指定する区域

川崎区浮島町260番1の一部、260番2の一部  
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物

3 当該区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。

**川崎市告示第110号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月8日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月8日から令和4年3月23日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月8日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第281号線	川崎市宮前区野川台1丁目3023番5先	
	川崎市宮前区野川台1丁目3023番5先	

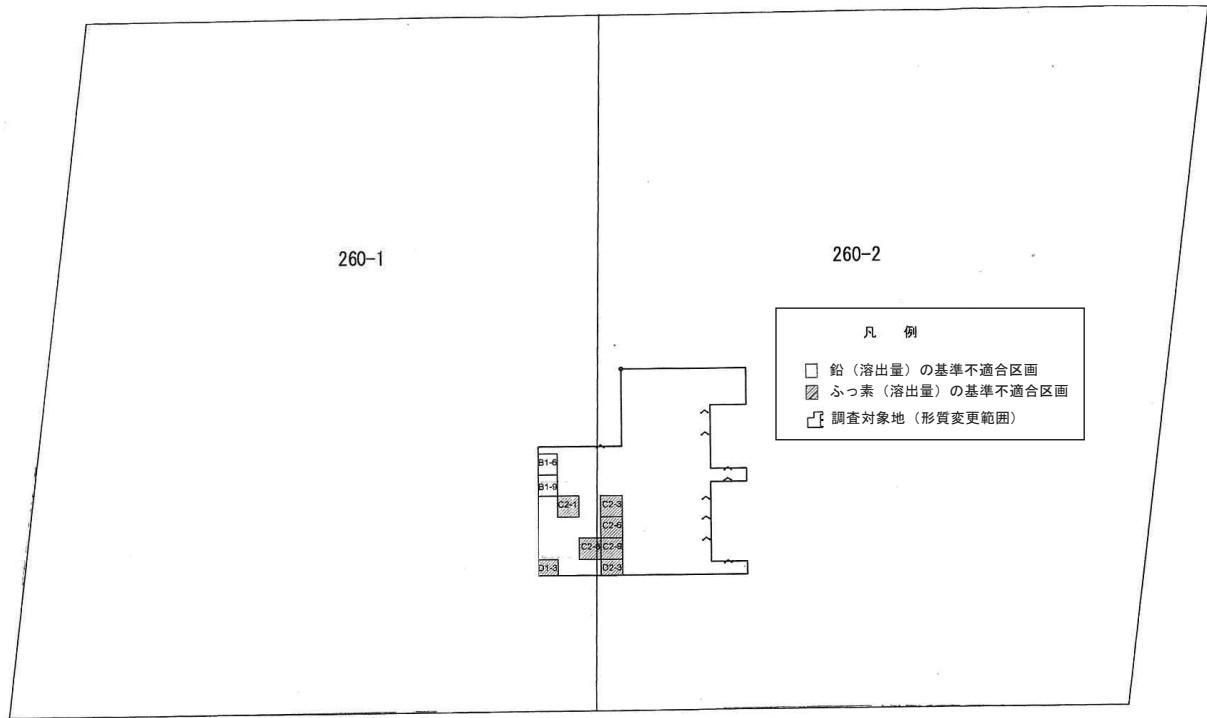
**川崎市告示第111号**

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和4年3月8日

川崎市長 福田紀彦



別図 指定する区画

川崎市告示第112号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定

令和4年3月1日指定等

介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和4年3月9日

川崎市長 福田紀彦

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
合同会社Aj企画	1475004428	デイサービス エミシア	川崎市川崎区浅田3-10-11 アンシャンテ1F	通所介護
スターフラワー株式会社	1475102552	SFケア訪問介護ステーション	川崎市幸区古市場2-73-36	訪問介護
合同会社レジリエンス	1475102560	福祉用具レジリエンス	川崎市幸区幸町4-39-303	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

川崎市告示第113号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、

第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項により

なおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法(以下、「旧介護保険法」といいます。)第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設等  
令和4年1月廃止等

社施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和4年3月9日

川崎市長 福田紀彦

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
有限会社アサガオデイサービスセンター	1475000673	有限会社アサガオデイサービスセンター	川崎市川崎区境町17番10号	地域密着型通所介護
株式会社 SOCIALLAB	1495400705	セラピストデイ枳形	川崎市多摩区枳形6-2-34 クリフパレス101	地域密着型通所介護
株式会社 しんゆり	1475601082	リハビリパーク千代ヶ丘	川崎市麻生区 千代ヶ丘8-5-2	通所介護
株式会社 日本ライフケア	1475402713	「結」 ケアセンターたまがわ	川崎市多摩区中野島1655-1	訪問介護
株式会社 社長谷工シニアウエルデザイン	1495300566	宮崎台つどいの家倶楽部	川崎市高津区向ヶ丘136-7	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
株式会社 玄明	1475003263	フィットネスコミュニティ鋼管通	川崎市川崎区 鋼管通1-18-9-A101	地域密着型通所介護
医療法人花咲会	1405500073	宮前平地域包括支援センター	川崎市宮前区馬絹6-20-4 ホワイトヒルズ宮崎台1F	介護予防支援
医療法人花咲会	1405500032	レストア川崎地域包括支援センター	川崎市宮前区犬蔵2-25-9	介護予防支援
医療法人花咲会	1475500052	レストア川崎居宅介護支援センター	川崎市宮前区犬蔵2-25-9	居宅介護支援
医療法人花咲会	1455580014	老人保健施設レストア川崎	川崎市宮前区犬蔵2-25-9	介護老人保健施設 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

川崎市告示第114号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。  
その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月9日から令和4年3月24日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月9日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	殿町第39号線	川崎市川崎区殿町3丁目102番21先	18.19	14.27	転回広場
		川崎市川崎区殿町3丁目102番21先	18.47		
新	殿町第39号線	川崎市川崎区殿町3丁目102番21先	18.19	14.27	
		川崎市川崎区殿町3丁目102番21先	18.47		

川崎市告示第115号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月11日から令和4年3月28日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	殿町第39号線	川崎市川崎区殿町3丁目102番21先	18.19	236.91	
		川崎市川崎区殿町3丁目103番11先	50.69		
新	殿町第39号線	川崎市川崎区殿町3丁目102番21先	18.29	236.91	
		川崎市川崎区殿町3丁目103番8先	50.97		

川崎市告示第116号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月12日15時から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月11日から令和4年3月28日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
殿町羽田空港線	川崎市川崎区殿町3丁目103番8先	
	川崎市川崎区殿町3丁目(東京都界)	
殿町第39号線	川崎市川崎区殿町3丁目102番21先	
	川崎市川崎区殿町3丁目103番8先	

川崎市告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定による行政区域の境界に係る道路の管理に関する協議が成立したので、同条第5項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、建設緑政局広域道路整備室において、令和4年3月11日から令和4年3月31日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月11日

川崎市長 福田紀彦

1 管理区域等

- (1) 路線名 環状八号  
殿町羽田空港
- (2) 位置 東京都大田区羽田空港二丁目  
神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目
- (3) 種別 道路
- (4) 管理者 川崎市

2 管理の内容

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第5号各号に掲げるものを除くほか、新設、改築（橋梁の架け替えを含む。）、区域変更行為及び供用開始行為（公示行為を含む）以外の管理

3 施行年月日

令和4年3月12日

川崎市告示第118号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の全部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を全部解除しますので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和4年3月11日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する区域

令和3年川崎市告示第332号により指定した区域（高津区下作延五丁目1604番1の一部）(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

四塩化炭素

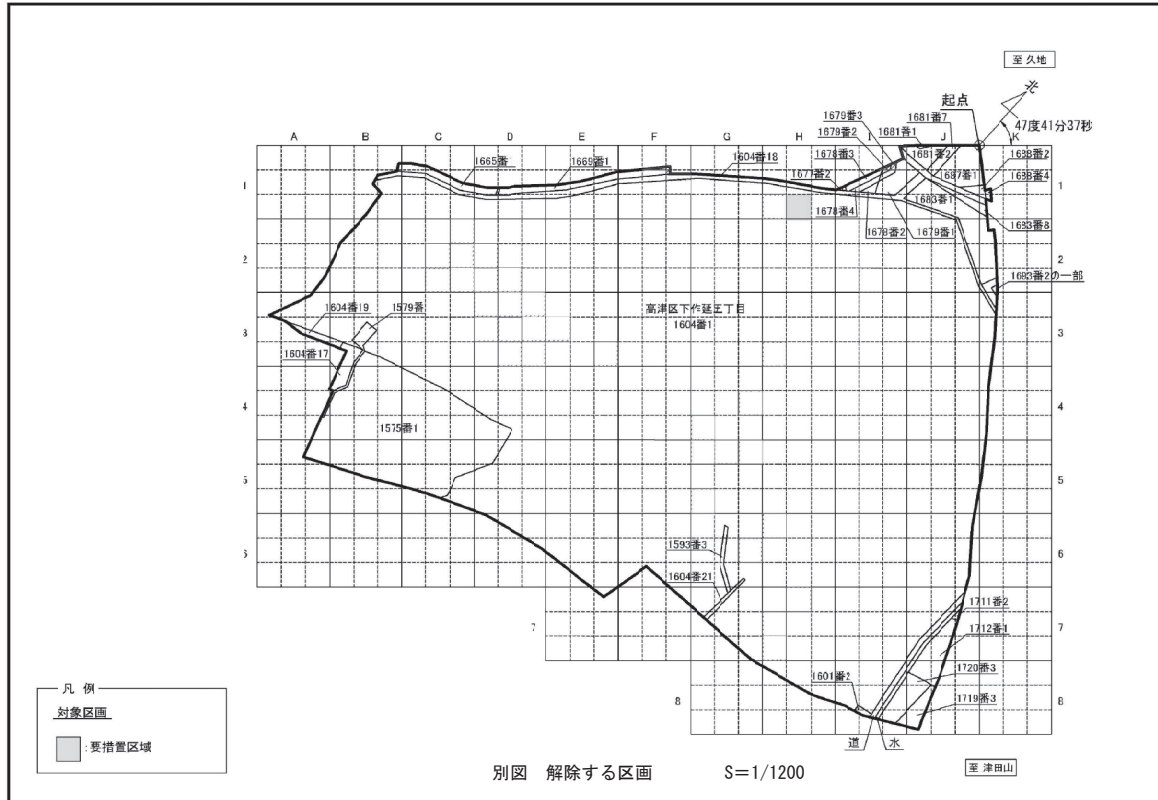
3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去





**川崎市告示第119号**

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出  
区域の全部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を全部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和4年3月11日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する区域

令和3年川崎市告示第333号により指定した区域(高津区下作延五丁目1604番1の一部、1604番18の一部、1669番1の一部、1679番1の一部、1679番2の一部、1679番3の一部、1681番2の一部)(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

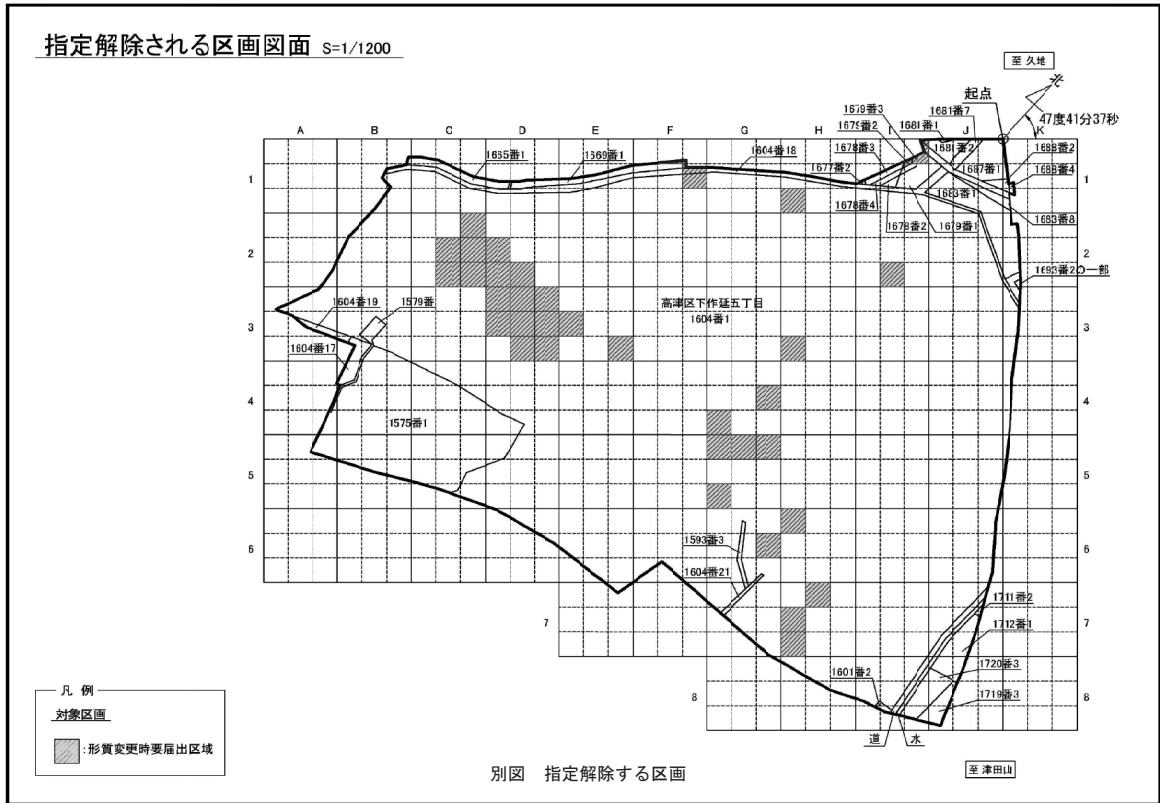
水銀及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



川崎市告示第120号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月14日から令和4年3月29日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	横浜生田	川崎市多摩区東三田3丁目4884番2先	18.00	361.66	
		川崎市多摩区東三田2丁目4874番1先	40.20		
新	横浜生田	川崎市多摩区東三田3丁目4884番2先	17.98	361.66	隅切り部を含む
		川崎市多摩区東三田2丁目4874番1先	39.80		

川崎市告示第121号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定

に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月14日から令和4年3月29日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	東三田第15号線	川崎市多摩区東三田2丁目4885番7先	1.82	26.25	
		川崎市多摩区東三田2丁目4885番7先			
新	東三田第15号線	川崎市多摩区東三田2丁目4866番1先	1.85	26.25	
		川崎市多摩区東三田2丁目4866番1先			

川崎市告示第122号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月14日から令和4年3月29日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

路線名	供用開始の区間	備考
横浜生田	川崎市多摩区東三田3丁目4884番2先	隅切り部を含む
	川崎市多摩区東三田2丁目4874番1先	

### 川崎市告示第123号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月14日から令和4年3月29日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
東三田 第15号線	川崎市多摩区東三田2丁目4866番1先	
	川崎市多摩区東三田2丁目4866番1先	

### 川崎市告示第124号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和4年3月15日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

### 川崎市告示第125号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和4年3月15日

川崎市長 福田紀彦

1 介護保険事務専用区長印

(1) 使用開始日 令和4年3月16日

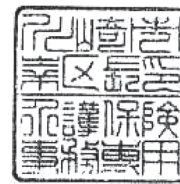
(2) 専用公印 ひな形番号 59

(3) 書体 てん書

(4) 寸法 方21mm

(5) 保管場所及び個数 幸区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 1個

(6) 印影



## 税 告 示

### 川崎市税告示第2号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第1項の規定に基づき、同条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正し、令和4年1月24日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

令和4年2月25日

川崎市長 福田紀彦

表中に次のように加える。

特定非営利活動 法人NPOレイ ンボー（川崎市 川崎区大師町6 番7号）	左に掲げる者の 特定非営利活動 に係る事業に関 連する寄附金	令和4年1月24 日から令和9年 1月23日まで
--	---	--------------------------------

川崎市税告示第3号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正し、令和4年1月1日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

令和4年2月25日

川崎市長 福田紀彦

表中に次のように加える。

公益財団法人川崎市国際交流協会 (川崎市中原区木月祇園町2番2号)	左に掲げる者の主 たる目的である業務 に関連する寄附金
--------------------------------------	-----------------------------------

川崎市税告示第4号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、次により令和4年度分の固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿を市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、また、令和4年度分の固定資産税に関する家屋価格等縦覧帳簿を市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供します。

令和4年3月1日

川崎市長 福田紀彦

1 縦覧の期間

令和4年4月1日から令和4年5月2日まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

2 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧の場所

- (1) 資産（土地・家屋）の所在する区が川崎区又は幸区の場合

川崎市かわさき市税事務所資産税課  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル3階

- (2) 資産（土地・家屋）の所在する区が中原区の場合

川崎市みぞのくち市税事務所  
こすぎ市税分室資産税担当  
川崎市中原区小杉町3丁目245番地  
中原区役所3階

- (3) 資産（土地・家屋）の所在する区が高津区又は宮前区の場合

川崎市みぞのくち市税事務所資産税課  
川崎市高津区下作延2丁目7番60号

- (4) 資産（土地・家屋）の所在する区が多摩区又は麻生区の場合

川崎市しんゆり市税事務所資産税課  
川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号  
新百合トウエンティワン5階

公 告

川崎市公告第482号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり告示します。

令和4年3月1日

川崎市長 福田紀彦

1 プロポーザル評価委員会に付する事項

- (1) 件名

川崎市八ヶ岳少年自然の家再編整備基本計画策定  
支援等業務委託

- (2) 目的

川崎市（以下「市」という。）では、恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通じて、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図るため、長野県諏訪郡に川崎市八ヶ岳少年自然の家（以下「本施設」といい、建物だけでなく屋外附帯施設等を含む。）を設置している。本施設内の建築物には、築年数が40年程度経過した木造建築物等が多くあり、また、厳しい自然環境下にあるため、施設及び設備の老朽化が進行している状況にある。

本業務は、本施設の老朽化状況、施設利用状況、一般利用に関する利活用等を踏まえて、本施設の再編整備基本計画策定作業の支援等を目的とする。

また、再編整備の実施にあたり、民間事業者の資力、ノウハウ活用の視点から、市の財政支出の負担軽減及び公共サービスの向上に寄与すると考えられる民間活用の導入による事業手法を整理するほか、様々な手法を比較検討し、最適な事業スキームの選定作業の支援等を目的とする。

- (3) 契約期間

約締結日から令和6（2024）年3月28日まで

- (4) 履行場所

川崎市内、長野県諏訪郡富士見町

- (5) 選定方法

公募型プロポーザル方式による提案審査  
提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とし



ます。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類及び提出団体から審査員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、採択者を決定します。

- (6) 事業規模 (予算概算額)  
23,056,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
- (7) プロポーザル評価委員会に関する日程 (予定)

募集開始	令和4年3月1日(火)
質問受付開始	令和4年3月1日(火)
質問提出締切	令和4年3月11日(金) 午後5時00分まで
参加意向申出書提出締切	令和4年3月14日(月) 午前中必着
参加資格確認結果通知書送付	令和4年3月17日(木)
質問回答送付	令和4年3月17日(木)
企画提案書等の提出締切	令和4年3月24日(木) 午前中必着
プロポーザル評価委員会の開催	令和4年3月29日(火) 予定
審査結果通知	令和4年4月上旬

2 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	教育委員会事務局生涯学習部 生涯学習推進課 飯島、高萩
所在地	〒210-0005 川崎市川崎区東田町8 パレール三井ビル13階
電話番号	044-200-1981
電子メール	88syogai@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時00分 (閉庁日及び正午～午後1時を除く)

3 参加者の資格要件

(1) 応募者の資格要件

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。

ア 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種(建設コンサルタント)・種目(都市計画及び地方計画部門)に登録されている者

※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱います。

イ 本業務の配置予定者として次の要件を満たす者

を各1名配置できる者

(ア) 民間活用(PPP/PFI)の導入可能性調査業務の業務経験を有する現場代理人

(イ) 一級建築士免許を有する担当者

(ウ) 構造設計一級建築士免許を有する担当者

(エ) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士、建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士、又は同程度の能力(業務経験10年以上)を有する担当者(電気設備)

(オ) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士、建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士、又は同程度の能力(業務経験10年以上)を有する担当者(機械設備)

ウ 公告日より過去10年間において、次の全ての業務の受注実績がある者

(ア) 国又は地方公共団体が発注した施設整備に係る基本構想又は基本計画策定業務

(イ) 国又は地方公共団体が発注した民間活用(PPP/PFI)の導入可能性調査業務

(ウ) 宿泊施設の新築、改築又は改修に係る計画や立案に係る業務

エ 次の条件をすべて満たしている者

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(イ) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(ウ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者

(エ) 応募者又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(オ) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でない者

(カ) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

(2) 協力者又は協力事務所の資格要件

応募者は、本業務に関する現場代理人を除き、3(1)エの条件を満たす協力事務所又は協力者(以下「協力事務所等」という。)を加えることができます。なお、協力事務所等とは、応募者の組織に所属していない者を、組織体制に加える場合を指します。

協力事務所等となった者及びその者の所属する企業は本プロポーザルの応募者となることができません。

4 参加意向申出

この企画提案に参加を希望する応募者は次により参加意向申出書等を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1）
- イ 応募者の企業概要（任意様式）※パンフレット等の応募者の組織概要が分かるもの
- ウ 現場代理人・担当者一覧（様式2）※3(1)イの資格要件が確認できるように記載
- エ 協力事務所等同意書（様式3）※該当がある場合
- オ 応募者の業務実績の詳細（様式4）※3(1)ウの資格要件が確認できるように記載

(2) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(3) 提出期限

令和4（2022）年3月14日(月)午前中必着

(4) 提案資格確認結果通知書

参加者の資格要件に基づく審査を行い、その結果を令和4（2022）年3月17日(木)までに提案資格確認結果通知書（様式5）の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

5 企画提案に関する質問の取扱い

(1) 質問方法

質問は事前連絡の上、質問書（様式5）を電子メールで送付してください。

※送信後に担当部署に到達したことを確認してください。

(2) 受付期限

令和4（2022）年3月1日(火)から令和4（2022）年3月11日(金)午後5時00分まで

(3) 回答方法

質問者を含めたすべての参加意向申出書等提出者に対して、令和4（2022）年3月17日(木)に電子メールで回答します。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）【15部】

A4版とし、表紙を除き6頁程度で作成してください。

(ア) 仕様書に基づき、業務内容についての実施方針、特定テーマについて具体的に記載してください。作成にあたっては、後述する7(2)評価基準を参考にしてください。なお、特定テーマは次のとおりです。

特定テーマ1：本業務では、本施設の施設整備

条件を整理した上で、敷地内にある複数の建物ごとに施設整備の考え方（改築・改修・解体の判定等）を検討する必要があります。施設整備の考え方の検討から決定までの手法について考え方を御提案ください。

特定テーマ2：本業務では、学校利用以外に一般利用や多世代利用、立地を活用した新たな利活用機能を導入することで収益性を高めることを考えています。本施設が持つ資源（建物・自然等）を踏まえ、一般利用や多世代利用、立地を活用した新たな利活用機能導入の検討から決定までの手法について考え方を御提案ください。

特定テーマ3：本業務では、民間活用の適性について、定量面及び定性面の効果を整理し、総合的に評価したうえで最適な事業スキームを検討する必要があります。最適な事業スキームの検討から決定までの手法について考え方を御提案ください。

(イ) 提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かして具体的に提案してください。

(ウ) 概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

イ 添付書類（任意様式）【各15部】

(ア) 提案者概要（企業パンフレット等）

(イ) 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）

(ウ) 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）

(エ) 所要経費・概算見積書

ウ 提出書類の取扱い

(ア) 提出書類は返却しません。

(イ) 提出期限後は、提出書類の差し替え、追加は認められません。

(ウ) 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(2) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(3) 提出期限

令和4(2022)年3月24日(木)午前中必着

7 選定方法

(1) 選定方法・審査体制

事業者の特定は、川崎市役所内にプロポーザル評価委員会を設け、提出書類の審査及びプレゼンテーションの審査を行い、参加者の中から最優秀者を選定します。なお、見積金額が予算概算額を超える場合は、失格とします。

基準点は、満点の6割とし、基準点を超えた業者について適正と判断します。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合(同点の場合)は、次の順で業者を選定するものとします。

ア 「企画力」の得点が高い提案を採用する。

イ 見積金額が低い提案を採用する。

(2) 評価基準

評価項目	配点
<b>1 業務実施体制</b>	<b>30</b>
(1) 業務実施に必要な専門知識・業務経験を有している。	10
(2) 業務実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	10
(3) 業務を円滑、かつ確実に実施するための業務スケジュールが示されている。	5
(4) 企画提案に見合った適正な見積金額であると認められる。	5
<b>2 企画力</b>	<b>60</b>
(1) 企画提案内容全般にわたり、川崎市八ヶ岳少年自然の家の設置目的を理解し、実行可能で効率的・効果的な提案がされている。	5
(2) 特定テーマ1について、実行可能で効率的・効果的な提案がされている。	15
(3) 特定テーマ2について、実行可能で効率的・効果的な提案がされている。	15
(4) 特定テーマ3について、実行可能で効率的・効果的な提案がされている。	15
(5) 仕様書に記述されている水準以上の提案(上積み)がある。	10
<b>3 実績評価</b>	<b>10</b>
(1) 本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できる。	10

(3) プロポーザル評価委員会の実施

ア 日程・場所

日程 令和4(2022)年3月29日(火)(予定)

場所 川崎市役所会議室

※時刻、場所等の詳細は各事業者へ別途通知い

たします。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日時、場所等について変更する場合があります。

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明15分、質疑応答10分程度とします。

ウ 実施方法等

(ア) プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。

(イ) プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

(ウ) 使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。

(エ) インターネット環境はありません。

(オ) プロジェクター、モニター等の機器は利用できません。

(4) 審査結果の通知

審査後、速やかに各事業者あてに郵送で通知します。(令和4(2022)年4月上旬発送予定)

なお、審査結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

8 その他の留意事項

(1) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(2) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。

(3) 企画提案書は、あくまでも採択者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、業務内容は必ずしもその内容に限定されないものとします。

(4) プロポーザル評価委員会により選定された最優秀者と仕様書の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて、見積書の提出を求めることとなります。

(5) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。

(6) 市では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を川崎市個人情報保護条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。同条例第14条第1項には、個人情報を扱う事務の委託を受けた

者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本業務の受託者についても同条の規定が適用されま

- (7) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (8) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。

### 川崎市公告第483号

#### 入 札 公 告

「川崎区役所多言語庁舎案内・庁中取締り業務委託」に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年3月1日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
川崎区役所多言語庁舎案内・庁中取締り業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区東田町8番地
- (3) 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要  
川崎区役所多言語庁舎案内・庁中取締り業務委託仕様書による。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 入札期日において令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (2) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 入札期日において令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の以下の業種・種目について登録されていること。

ア 業種16「警備」・種目02「人的警備」

- (6) 業務委託仕様書の内容を遵守し、確実に業務を実施することができるとともに、この警備に関する資格及び専門的知識を有していること。
- (7) 本市又は他官公庁において、施設警備業務（駐車場警備のみまたは機械警備を除く。）を過去5年以内に1年間以上誠実に履行した実績を有すること。

#### 3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所  
〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地  
パレールビル7階  
川崎区役所まちづくり推進部総務課  
担当 西倉  
電話 044-201-3123
- (2) 配布・提出期間  
令和4年3月1日(火)から3月7日(月)までの開庁日、下記の時間  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 提出物  
ア 一般競争入札参加申込書  
イ 類似契約の契約書の写し  
ウ 情報セキュリティに関する規格の認証取得を証明する書類の写し
- (4) 提出方法  
持参

#### 4 入札説明書及び業務委託仕様書について

- (1) 入札説明書の閲覧  
この入札に関する入札説明書（業務委託仕様書を含む。）は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎区役所のホームページで閲覧及びダウンロードすることができます。

#### (2) 入札説明書の配布

上記3により一般競争入札参加申込書を提出した者のうち、入札説明書の印刷物の配布を希望する者には、上記3(1)の場所において、3(2)の期間中配布します。

#### 5 確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加申込書を提出し、かつ提出された書類を審査した結果入札参加資格があると認められた者には、次の日時までに川崎市の令和3・4年度業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛てに一般競争入札参加資格の確認通知書を送付します。また、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合、次により確認通知書を交付します。

- (1) 日時  
令和4年3月8日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 場所  
上記3(1)に同じ

#### 6 質問等の受付

- (1) 質問等に関しては、令和4年3月11日(金)正午までに、FAX、電子メール又は持参により受け付けま



す。

- (2) F A X又は電子メールにて質問等を送る場合は、電話により併せて御連絡ください。
- (3) 回答は令和4年3月14日(月)までに電子メールにて送信します。ただし、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、F A Xにて送付します。
- (4) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問等に関しては回答しません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の記載金額

契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効とします。)

(ア) 入札日時

令和4年3月17日(木) 午後3時

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町8番地  
パレールビル7階 第一会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、

これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所又は「入札情報かわさき」において閲覧できます。

(5) 特定業務委託契約について

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」→「特定契約（公契約）に関する情報」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記3(1)と同じ

(5) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第484号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月2日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	犬蔵中学校体育館改修電気その他設備工事
	履行場所	川崎市宮前区犬蔵1丁目10番1号
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。	

参加資格	<p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 白鳥中学校体育館改修電気その他設備工事
	履行場所 川崎市麻生区白鳥1丁目5番1号
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p>

参加資格	<p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件3)

競争入札に付する事項	<p>件 名 平間中学校体育館空気調和その他設備改修工事</p> <p>履行場所 川崎市中原区上平間1368番地</p> <p>履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p>

参加資格	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月1日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名 東小田小学校体育館屋根防水改修工事
	履行場所 川崎市川崎区小田5-11-20
	履行期間 契約の日から令和4年6月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p>



参加資格	<p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「防水」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年3月25日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 古川小学校校舎改修その他その3工事
	履行場所 川崎市幸区古川町70番地
	履行期間 契約の日から令和4年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>

参加資格	<p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件6)

競争入札に付する事項	件名	藤崎小学校校舎改修その他その3工事
	履行場所	川崎市川崎区藤崎3丁目2番1号
	履行期間	契約の日から令和4年11月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	

参加資格	<p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件7)

競争入札に付する事項	件 名 仮称北部児童相談所事務室棟新築冷暖房その他設備工事
	履行場所 川崎市多摩区生田7丁目16番2号
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年3月30日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件8)

競争入札に付する事項	件名	北部市場青果棟直流電源装置改修工事
	履行場所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履行期間	契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年3月30日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

## (案件9)

競争入札に付する事項	件名	看護大学照明制御装置改修工事
	履行場所	川崎市幸区小倉4丁目30番1号
	履行期間	契約の日から令和4年10月31日まで



参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年3月30日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	市道中野島22号線道路補修（切削）工事
	履行場所	川崎市多摩区中野島4丁目18番地先ほか2箇所
	履行期間	契約の日から150日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>	

参加資格	<p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年3月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件11)

競争入札に付する事項	件名 中原区内公園施設補修（緊急）工事
	履行場所 川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099

入札日時等	令和4年3月16日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件12)

競争入札に 付する事項	件 名 令和4年度登戸土地区画整理事業管理用地等維持等工事
	履行場所 川崎市多摩区登戸土地区画整理事業地内
	履行期間 契約の日から令和4年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年3月16日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件13)

競争入札に 付する事項	件 名 都市基盤河川維持(多摩)工事
	履行場所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p>

参加資格	<p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年3月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件14)

競争入札に付する事項	件 名	多摩川緑地登戸地区広場多目的広場整備工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸地内
	履行期間	契約の日から令和4年6月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年3月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	



入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

### 川崎市公告第485号

一般競争入札について次のとおり公表します。

令和4年3月2日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

令和4年度ロケ地川崎推進事業実施委託

##### (2) 履行場所

川崎市内

##### (3) 履行期限

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

##### (4) 業務概要

映画やテレビなどの映像制作者等からの市所管施設及び市内の総合的なロケ相談、ロケ受入に伴う市所管施設の関係部署との連絡調整・ロケ現場の管理、映像制作者等への誘致・プロモーション活動、ホームページ等での情報発信

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。

(4) 過去5カ年において、本市又はその他の官公庁において種類及び規模を同じくする業務について契約を締結し履行した実績があること。

#### 3 競争入札参加申込書の配布及び提出

##### (1) 申込書及び仕様書の配布場所

川崎市ホームページよりダウンロード

(<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000138060.html>)

##### (2) 申込書及び仕様書の配布期間

令和4年3月2日(水)午前9時から令和4年3月8日(火)正午まで

##### (3) 申込書の提出場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局市民文化振興室

映像のまち推進担当

電話 : 044-200-2433

F A X : 044-200-3248

E - M a i l : 25bunka@city.kawasaki.jp

##### (4) 申込書等の提出期間

令和4年3月2日(水)午前9時から令和4年3月8日(火)午後5時まで

(正午から午後1時の間は除きます。)

##### (5) 提出書類

競争入札参加申込書及び履行実績を示す契約書の写し及び仕様書の写し

##### (6) 提出方法

持参（持参以外は無効とします）

#### 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、令和4年3月9日(水)までに、令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した電子メールアドレスに、入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、申請者がメールアドレスを登録していない場合にはF A Xで送付します。

#### 5 仕様に関する問合せ

##### (1) 質問受付方法

電子メールまたはF A Xによります。

電子メール 25bunka@city.kawasaki.jp

F A X 044-200-3248

##### (2) 質問受付期間

令和4年3月9日(水)午前9時から令和4年3月11日(金)午後5時までとします。

##### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。

F A X・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(3)の所管課まで電話連絡願います。

##### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年3月15日(火)までに、全参加者宛てに電子メール又はF A Xにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

令和4年3月18日(金)午前11時

(イ) 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局小会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければいけません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(3)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(5) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第486号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う帳票作成及び封入封緘業務委託

(2) 履行場所

健康福祉局保健所

新型コロナウイルスワクチン調整室指定場所

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

(4) 委託概要

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について、ワクチン接種に必要な接種券等の帳票を作成及び発送を行う業務を委託します。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、入札期日において、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。

(4) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、委託契約の履行実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

健康福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン調整室 担当 清田(セイタ)

電話 044-200-1086 F A X 044-200-1065

E-mail 40vaccine@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和4年3月3日(木)から令和4年3月9日(水)まで  
午前9時から正午及び午後1時から午後5時

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを記載している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和4年3月10日(木)午後5時まで

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間において縦覧に供する他、川崎市のホームページで閲覧することができます。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和4年3月11日(金)午後5時まで

(4) 回答方法

令和4年3月14日(月)午後5時までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記「2 競争参加資格者に関する事項」に定めるいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類に

ついて虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法  
持参とします。

イ 入札日時

令和4年3月16日(水) 午前9時15分

ウ 入札場所

川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館12階 12B会議室

エ 入札は入札(見積)書及び入札(見積)書内訳書をそれぞれ作成してください。入札(見積)書及び入札(見積)書内訳書は、入札説明書に添付の所定様式を使用してください。

オ 入札金額は、予定数量に単価を乗じた金額の合計額(税抜・総価)となります。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(4) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりとなります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じ

(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議

会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

**川崎市公告第487号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

**1 競争入札に付する事項**

(1) 件名

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務員の人材派遣契約

(2) 履行場所

川崎市健康福祉局保健所  
新型コロナウイルスワクチン調整室指定場所

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

(4) 委託概要

新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務補助における事務員の派遣を委託します。

**2 競争参加資格者に関する事項**

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

(4) 新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種業務に対する履行実績がある、又は過去5年間に本市その他官公庁で委託契約の履行実績があること。

**3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出**

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問合せ先

〒212-0013  
川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館12階  
健康福祉局保健所  
新型コロナウイルスワクチン調整室  
担当 長谷川 祐馬  
電話 044-200-1086 F A X 044-200-1065  
E-mail 40vaccine@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和4年3月3日(木)から令和4年3月9日(水)まで  
午前9時から正午及び午後1時から午後5時  
ただし、土曜・日曜・祝日を除く

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

**4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付**

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和4年3月10日(木)正午まで

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間において縦覧に供する他、川崎市のホームページで閲覧することができます。

**5 仕様又は入札説明書に関する問合せ**

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和4年3月10日(木)午後1時から令和4年3月11日(金)午後5時まで

(4) 回答方法

令和4年3月14日(月)正午までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

**6 入札参加資格の喪失**

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

**7 入札の手続等**

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法



持参とします。

イ 入札日時

令和4年3月16日(水) 午前10時

ウ 入札場所

川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館12階 12B会議室

エ 入札金額は、「入札(見積)書内訳書」をもとに算出した総価(税抜)を記載してください。入札に際しては、入札説明書に添付の「入札(見積)書」及び「入札(見積)書内訳書」を使用し、それぞれ作成してください。消費税額及び地方消費税額は、代金支払の際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まれないものとします。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)イと同じ

(4) 開札の場所

7(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 入札及び開札に立ち会う者

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出してください。)

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりとなります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じ

(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第488号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

築造主	川崎市高津区新作三丁目23番9号		
住所・氏名	内田 裕雄		
道路位置の地名・地番	川崎市高津区新作三丁目1330番1の一部、同所同番7 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	19.39メートル
	4.00メートル		5.50メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第213号	指定年月日	令和4年3月3日	

川崎市公告第489号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区野川字西耕地2799番3

ほか14筆の一部

9,842平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋2丁目6番地17

株式会社 成建 代表取締役 常盤 孝一

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：34戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年8月19日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第46号

令和3年3月16日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第111号 (変更)

令和4年1月14日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第91号 (変更)

川崎市公告490号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月3日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市高津区下作延4丁目551番3  
ほか1筆の一部  
909平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市高津区下作延4丁目22番62号  
藤田 進
- 3 予定建築物の用途  
共同住宅  
計画戸数:10戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
令和3年9月24日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第62号

川崎市公告第491号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月3日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名 パーソナルコンピュータの賃貸借及び保守 (CMSヘルプデスク分)
  - (2) 履行場所  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎11階ほか  
川崎市総務企画局シティプロモーション推進室
  - (3) 履行期限 令和4年4月1日から  
令和9年3月31日まで
  - (4) 調達物品の概要  
仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格  
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
  - (2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「リース」、種目「その他」に記載されている

こと。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 過去3年間に本市又はその他の官公庁において類似の契約の実績があること。
- 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出  
入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。  
〔入札情報かわさき〕のお知らせ<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>
- (1) 提出場所及び問い合わせ先  
〒210-0005  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎11階  
総務企画局シティプロモーション推進室広報担当  
電話 044-200-3606 FAX 044-200-3915  
e-mail 17hoso@city.kawasaki.jp
  - (2) 公開・提出期間  
令和4年3月3日(木)から令和4年3月10日(木)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。
  - (3) 提出方法 持参又は郵送(配達記録が残るもので期間内必着)
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 場所 3(1)に同じ
  - (2) 日時 令和4年3月11日(金)午後1時から午後5時まで  
ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで送信します。
- 5 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先 3(1)に同じ
  - (2) 質問受付期間  
令和4年3月14日(月)から令和4年3月15日(火)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)、平日の正午から午後1時までを除きます。
  - (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
  - (4) 質問受付方法  
電子メール又は郵送によります。

なお、電子メール又は郵送で送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。

#### (5) 回答方法

令和4年3月16日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

#### 6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法

入札は5年間のリース総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとし、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年3月18日(金)午後5時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎11階 会議室

(3) 入札書の提出方法 持参とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

#### 8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

#### 9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

#### 10 契約手続等

次により、契約を締結します。ただし、本件の落札決定の効果発生には、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本件に係る予算の議決を要します。

##### (1) 契約保証金

免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 前払い金の要否

前払い金はありません。

##### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

#### 11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(5) 支払いについては、毎月払いとします。

#### 川崎市公告第492号

##### 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月3日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 パーソナルコンピュータの賃貸借及び保守(動画編集分)

(2) 履行場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎11階ほか  
川崎市総務企画局

シティプロモーション推進室

(3) 履行期限 令和4年4月1日から

令和9年3月31日まで

(4) 調達物品の概要

仕様書によります。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「リース」、種目「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去3年間に本市又はその他の官公庁において類似の契約の実績があること。

## 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。

「入札情報かわさき」のお知らせ<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

### (1) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局シティプロモーション推進室広報担当

電話 044-200-3606 FAX 044-200-3915

e-mail 17hoso@city.kawasaki.jp

### (2) 公開・提出期間

令和4年3月3日(木)から令和4年3月10日(木)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

### (3) 提出方法 持参又は郵送(配達記録が残るもので期間内必着)

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

### (1) 場所 3(1)に同じ

### (2) 日時 令和4年3月11日(金)午後1時から午後5時まで

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで送信します。

## 5 仕様に関する問い合わせ

### (1) 問い合わせ先 3(1)に同じ

### (2) 質問受付期間

令和4年3月14日(月)から令和4年3月15日(火)まで

の午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)、平日の正午から午後1時までを除きます。

### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

### (4) 質問受付方法

電子メール又は郵送によります。

なお、電子メール又は郵送で送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。

### (5) 回答方法

令和4年3月16日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

## 6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

### (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

入札は5年間のリース総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとし、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年3月18日(金)午後4時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎11階 会議室

### (3) 入札書の提出方法 持参とします。

### (4) 入札保証金 免除とします。

### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入



札は無効とします。

#### 8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

#### 9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

#### 10 契約手続等

次により、契約を締結します。ただし、本件の落札決定の効果発生には、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本件に係る予算の議決を要します。

##### (1) 契約保証金

免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 前払い金の要否

前払金はありません。

##### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) で閲覧することができます。

#### 11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(5) 支払いについては、毎月払いとします。

#### 川崎市公告第493号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和4年3月4日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 事業名

令和4年度 就業スキル向上・職業体験支援事業

#### 務委託

#### 2 履行期間

契約締結日から令和5年3月17日(金)まで

#### 3 履行場所

川崎市内 他

#### 4 事業概要

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者や収入が減少した非正規労働者等に対して、中期的なスキルアップ・専門性向上の講座を実施するとともに、市内中小企業等に対して職業体験・インターンシップ等の受入環境整備に向けた伴走型支援を行い、さらに、両者をつなげるために市内中小企業等の職場を知る機会(企業見学、職業体験)を創出することで、両者の就業マッチングを図り、求職者の安定した雇用と人材の確保・活躍を通じた市内中小企業等の持続的な発展を促進するための支援を行うものです。

#### 5 参加者の資格要件

本事業の応募資格は、次の条件をすべて満たすものとなります。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種・種目(委託:業種「その他業務」、種目「その他」)に登録申請していること。

(3) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 当業務について確実に履行することができること。

(5) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

(6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

#### 6 担当部局

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

電話番号(直通) 044(200)2276

FAX番号 044(200)3598

電子メール 28roudou@city.kawasaki.jp

#### 7 参加意向申出書の提出について

##### (1) 受付期間

令和4年3月4日(金)～3月14日(月)

平日9時～17時(12時～13時を除く。)

- (2) 提出書類
  - 参加意向申出書(様式1)
  - 誓約書(別記様式)
- (3) 提出方法
 

提出期日までに、原本を担当部局宛てに郵送または持参により提出してください。また、原本をカラー読込の上、担当部局宛てに電子メールにて提出してください。
- (4) 参加資格確認の結果通知
 

令和4年3月15日(火)に電子メールにより通知します。

8 企画提案書類の提出について

- (1) 受付期間
 

令和4年3月16日(水)～3月23日(水)  
平日9時から17時まで(12時から13時を除く。)
- (2) 提出書類 8部(原本1部+写し7部)
  - ア 企画提案書
  - イ 見積書
  - ウ 業務実施体制
  - エ 会社概要(パンフレット等)
- (3) 提出方法
 

担当部局に持参もしくは郵送(必着)してください。

※「企画提案説明会」の当日、市が用意するノートPCとモニター(1台)による説明を希望する場合は、提出書類一式を15MB以下の電子データ(PowerPointもしくはPDF)1つにまとめたものを保存したCD-Rを別途提出してください。

9 企画提案選考委員会の実施と選定結果の通知

- (1) 企画提案選考委員会の実施日
 

令和4年3月29日(火)予定  
時刻・場所については別途通知いたします。  
また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式に変更することがあります。
- (2) 時間等
 

事前に提出されている書類に基づいて、提案説明15分、質疑応答10分で提案を行っていただきます(提案説明・質疑の時間は変更する場合があります。)
- (3) 選定結果通知
 

令和4年3月31日(木)予定
- (4) 契約の締結(予定)
 

選定業者と詳細について協議し、協議が成立した場合、令和4年4月上旬に契約を締結予定です。

10 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 選定方式

公募型企画提案方式による書類審査及び提案審査

12 選考方法

5名の選考委員が応募者から提出された応募書類について、書類審査及び提案審査を行い、選定します。

13 その他必要と認める事項

- (1) 委託料(参考金額)
 

59,725,600円(税込)
- (2) 企画書の作成及び提出に関する提出者の費用負担について
 

企画提案書の作成及び提出、企画提案選考委員会の出席に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) その他
  - ア 詳細につきましては、本事業の募集要項等を参照ください。
  - イ 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第494号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月7日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
 

川崎市多摩区長沢三丁目8728番  
1,196平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 

川崎市多摩区宿河原二丁目26番1号  
株式会社TAKI HOUSE 代表取締役 奥山 武志
- 3 予定建築物の用途
 

一戸建ての住宅  
計画戸数:10戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
 

令和3年4月28日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第11号

川崎市公告第495号

次の市有財産について、プロポーザル方式による貸付けを実施します。

令和4年3月8日

川崎市長 福田紀彦

- 1 貸付物件(対象物件)
 

プロポーザル方式による貸付けを実施する貸付物件は、次表のとおりです。なお、自動販売機等の用途に使用できる面積は、「令和3年度プロポーザル方式による市有財産(二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所)借受者公募要項」(以下「公募要項」という。)に示す貸付対象範囲のうち5㎡とします。

場所番号	名称	所在地	区分	消費税	最低貸付料 (円/月)
1	二ヶ領せせらぎ館	多摩区宿河原 1丁目5番1号	土地	非課税	20,000

## 2 応募者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 公募要項に定める条件及び法令を遵守し、自動販売機設置等事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (6) 令和2年度及び令和3年度において、自動販売機設置等事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

## 3 貸付契約の主な条件

### (1) 貸付契約の内容

本件貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)です。(貸付物件には河川法第24条に基づく占用地を含みます。)

### (2) 貸付期間

貸付期間は、令和4年6月1日から令和7年3月31日までの2年10箇月間の予定です。自動販売機等の設置及び撤去にかかる期間は貸付期間に含めるものとします。

### (3) 貸付物件の用途指定

貸付物件は、自動販売機設置等事業の用途(以下「指定用途」という。)に供さなければなりません。

また、自動販売機設置等事業に必要な工事費、維持管理費、光熱費等の費用は全て借受人の負担となります。

### (4) 貸付料

### ①貸付料の算定

貸付料(年額)は次のとおり計算し、各年度の貸付料の合計額を貸付料総額(契約金額)としますので、基本貸付料(月額)を提示してください。なお、各年度の貸付期間に1月未満の端数が生じるときは、日割計算により計算します。

$$\text{貸付料(年額)} = \text{基本貸付料(月額)} \times 12 \times \text{当該年度における貸付期間の月数} \div 12$$

(円未満切捨て)

### ②貸付料の納入

貸付料は、当初の年度分の貸付料にあっては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の貸付料にあっては当該年度の4月30日までに、川崎市が財産管理者ごとに発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日が納入の期限の日となります。

### ③貸付料の改定

川崎市は、貸付物件について特別の費用を負担することとなったとき、その他正当な理由があるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができます。

### (5) 禁止事項等

貸付物件について、次の行為をすることはできません。また、貸付物件は河川区域内にあるため、河川法、同法施行令その他の関係法令の規定を遵守してください。

- ア 貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。
- イ 貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること(財産管理者が、電源等の確保のため必要がある、または施設利用者の利便性向上に資すると認める場合を除く。)
- ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。
- エ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- カ 貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

### (6) 自動販売機等の設置等

自動販売機等は、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

借受人は、貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置してください。

また、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合は、その指示に従って必要な措置を講じてください。



ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 設置に係る電気については、借受者が独自に調達すること。

ウ 設置する自動販売機は水道を使用しないものとし、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種とすること。

エ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

オ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

カ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

(7) 販売品

ア 販売品は、飲料とすること(財産管理者が認めた場合を除く)。なお、酒税法第2条(昭和28年法律第6号)による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。

(8) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、貸付物件に設置した自動販売機の売上実績(売上数量、売上金額)を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(9) 違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

(10) 貸付物件の引渡しと返還

①引渡し

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿で引き渡します。

②返還

貸付物件は、貸付期間の満了までに、貸付物件

を引渡しの時点の原状に回復して返還しなければなりません。

ただし、次の貸付期間がある場合で、当該期間に係る借受人(新借受人)と借受人が同一となるときは、原状に回復することなく、引き続き一時貸付物件を使用することができます。

4 自動販売機設置場所に関する条件

借受者は、「川崎市新多摩川プラン」、二ヶ領せせらぎ館の利用状況及び管理運営状況の実態を踏まえ、自動販売機等の運営等について提案を行ってください。

(1) 二ヶ領せせらぎ館は、国土交通省の二ヶ領宿河原堰管理所の一部を多摩川の情報発信拠点として活用しています。また、屋外に公衆トイレが設置されており、常時利用することができます。

(2) 二ヶ領せせらぎ館の開館時間及び休館日は次のとおりです。

開館時間：午前10時から午後4時まで(5月から8月の土、日、祝日は午前9時から午後4時まで)

休 館 日：月曜日(祝日の場合はその翌日)、第1・3水曜日

12月29日から翌年の1月3日まで、その他市長が認める日

(3) 施設利用者は年間2万人を超えるとともに、多摩川河川敷はウォーカーやランナー、サイクリスト等多くの方々に利用されています。こうした利用者ニーズへの対応も期待されていますので、自動販売機等の設置とあわせた利用環境の向上策について提案してください。

(4) 二ヶ領せせらぎ館及びその周辺では、様々なまちづくり活動が行われており、これらの活動をさらに活性化するための方策を提案してください。

(5) 公募要項に示す貸付対象範囲のうち、自動販売機等を設置する位置及びその台数を提示してください。また、前2号を実行するために必要となる範囲がある場合は、あわせて提示してください。

5 応募の手続等

(1) 応募の手続

ア 受付期間：令和4年3月8日(火)から3月14日(月)午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

受付場所：川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク17階

川崎市建設緑政局緑政部多摩川施策推進課 電話 044-200-0511(直通)

応募者は、応募申込書類を受付場所に直接持参してください。郵送による応募申込の受付は行っておりません。



また、申込前に、必ず貸付等対象物件と関係法令を確認してください。運用面において二ヶ領せせらぎ館運営等業務受託者との事前調整が必要な場合は、問合せ先まで御相談ください。

(2) 質疑書の受付（令和4年3月15日(火)から3月16日(水)まで）

この要項に関する質疑は、所定の質疑書により受付します。質疑書を提出できる者は応募者に限り、提出方法については、Eメール又はFAXでお願いします。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。

(3) 質疑書に対する回答

令和3年3月18日(金)までに、Eメールにて全ての質疑書に対する回答を、応募者全員に回答します。（質疑書提出者が特定されると思われる情報は公開いたしません。）

(4) 企画提案書類の受付

応募者は、企画提案書類を受付場所に直接持参してください。郵送による提出書類の受付は行っておりません。また、企画提案書類を提出できる者は応募者に限ります。

なお、応募者から所定期間内に提出がない場合は、応募申込を辞退したものとみなします。

6 借受予定者の選定等

(1) 借受予定者の選定方法

応募者の中から、川崎市において企画内容や実施能力等を審査により総合的に判断の上、借受予定者及び次点者を決定します。（評価内容により次点者を定めないことがあります。）

(2) 審査の実施

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき市が審査を実施します。企画提案の審査は、令和4年3月28日(月)～3月30日(水)を予定しています（時間については後日連絡します。）。

公募要項で規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、市が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。

なお、企画提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

(3) 審査項目

事業主体の適格性、事業計画の妥当性、借受条件の優位性について審査します。

(4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

ア 公募要項の定める応募資格要件を満たしていな

い場合

イ 企画提案書類の内容が、公募要項（7(5)企画提案書類の受付）に示す要件を満たしていない場合  
ウ 企画提案書類に虚偽の記載があることが判明した場合

(5) 借受予定者の決定時期及び審査結果の通知、公表  
借受予定者は、令和4年3月31日に決定する予定です。審査結果は応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容に関するお問い合わせには応じられません。

なお、決定した借受予定者等については公表する予定です。

(6) 借受予定者の決定の取り消し

次の場合には、借受予定者としての決定を取り消します。

ア 借受予定者の決定から契約締結までの間に、借受予定者について資金事情の変化等により自動販売機事業の運営実施の履行が確実にないと市が判断した場合

イ 著しく社会的信用を損なう等、借受予定者として相応しくないと市が判断した場合

ウ 借受予定者が公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

エ 借受予定者が本件契約を締結しない場合

7 契約締結

(1) 契約の締結

市と借受予定者は令和4年4月1日(金)以降に契約を締結します。借受予定者の企画提案書類の内容を反映させる目的で、契約締結に当たり特記仕様書の補正等を行う場合があります。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受者の負担となります。

なお、借受予定者が本件契約を締結しない場合、借受予定者としての決定は無効となります。また、川崎市契約規則第2条に基づき、今後3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

(2) 契約保証金

ア 本件契約締結と同時に契約保証金として、貸付期間における基本貸付料総額（各年度の基本貸付料（年額）の総額）の10分の1以上（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる）を納入していただきます。

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受者が本件契約上の義務を履行しないときは、

川崎市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

8 貸付料

当初の年度分の基本貸付料(年額)にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の基本貸付料(年額)にあつては当該年度の4月30日までに、川崎市が発行する納入通知書により納入してください。

ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

9 その他

- (1) 詳細は、公募要項を御覧ください。
- (2) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- (3) 公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- (4) 公募要項に関するお問合せ先は、5(1)アの受付場所に同じです。

川崎市公告第496号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公

(案件1)

告します。

令和4年3月9日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区東百合丘三丁目7704番1  
ほか2筆の一部  
1,055平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
横浜市港北区新横浜2-2-15  
バレアナビル5F  
生活クラブ生活協同組合 理事長 篠崎 みさ子
- 3 予定建築物の用途  
老人福祉センター  
計画戸数: 1戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
令和3年8月19日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第48号

川崎市公告第497号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月9日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名	生田中学校校舎改修その他その3工事
	履行場所	川崎市多摩区三田2丁目5420番地2
	履行期間	契約の日から令和4年12月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。	

参加資格	<p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月4日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名 高津高等学校校舎改修その他その4工事
	履行場所 川崎市高津区久本3丁目11番1号
	履行期間 契約の日から令和5年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>

参加資格	<p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月4日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	看護大学外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市幸区小倉4丁目30番1号
	履行期間	契約の日から令和5年6月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	



参加資格	<p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(10) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月15日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名 東柿生小学校校舎改修その他その3工事
	履行場所 川崎市麻生区王禅寺東6丁目3番1号
	履行期間 契約の日から令和4年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件5)

競争入札に付する事項	件名 久地小学校校舎改修その他その3工事
	履行場所 川崎市高津区久地4丁目2番1号
	履行期間 契約の日から令和4年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件6)

競争入札に付する事項	件名 下小田中小学校校舎改修その他その1工事
	履行場所 川崎市中原区下小田中3丁目35番1号
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件7)

競争入札に付する事項	件名 中原小学校校舎改修その他その2工事
	履行場所 川崎市中原区小杉御殿町1丁目950番地
	履行期間 契約の日から令和4年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>



参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件8)

競争入札に付する事項	件名 西生田中学校校舎改修その他その2工事
	履行場所 川崎市麻生区高石3丁目25番1号
	履行期間 契約の日から令和4年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件9)

競争入札に付する事項	件名 川崎看護専門学校改修衛生その他設備工事
	履行場所 川崎市高津区久本1丁目4番1号
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月6日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件10)

競争入札に付する事項	件 名 中原中学校校舎改修その他その4工事
	履行場所 川崎市中原区小杉陣屋町1丁目24番1号
	履行期間 契約の日から令和4年10月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月15日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件11)

競争入札に付する事項	件 名	北部市場水産棟直流電源装置改修工事
	履行場所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履行期間	契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年4月6日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

## (案件12)

競争入札に付する事項	件 名	川崎看護専門学校改修冷暖房その他設備工事
	履行場所	川崎市高津区久本1丁目4番1号
	履行期間	契約の日から令和5年2月28日まで



参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件13)

競争入札に付する事項	件名	金程小学校体育館屋根防水改修工事
	履行場所	川崎市麻生区金程2-10-1
	履行期間	契約の日から令和4年7月8日まで

参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「防水」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月1日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件14)

競争入札に付する事項	件 名 北部市場管理棟ほか1棟直流電源装置改修工事
	履行場所 川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月6日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件15)

競争入札に付する事項	件 名 川崎看護専門学校改修昇降機設備工事
	履行場所 川崎市高津区久本1丁目4番1号
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成18年4月1日以降に有すること。</p> <p>川崎市発注のエレベータ設置工事の完工実績。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月6日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件16)

競争入札に付する事項	件 名 東菅小学校ほか3校衛生器具設備改修その他工事
	履行場所 川崎市多摩区菅馬場2丁目19番1号ほか3校
	履行期間 契約の日から令和4年8月8日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月1日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件17)

競争入札に付する事項	件 名 三田小学校校舎改修その他その1工事
	履行場所 川崎市多摩区三田3丁目6番地4
	履行期間 契約の日から令和4年12月16日まで



参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件18)

競争入札に付する事項	件名	川崎競輪場東サイドスタンド解体撤去工事
	履行場所	川崎市川崎区富士見2丁目1番6号
	履行期間	契約の日から令和4年12月28日まで

参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「解体」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(10) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。</p> <p>なお、(9)の技術者（業種「解体」）との兼任を可とします。</p> <p>(11) 次のア及びイの全ての条件を満たす、同一敷地内で1棟からなる建築物の解体工事（部分的な解体工事を除く。）の完工実績（元請に限る。）を平成18年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物</p> <p>イ 延べ面積1,000㎡以上</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

(案件19)

競争入札に 付する事項	<p>件 名 中野島小学校冷暖房その他設備改修工事</p> <p>履行場所 川崎市多摩区中野島3丁目12番1号</p> <p>履行期間 契約の日から令和4年12月16日まで</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を 示す場所等	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和4年4月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

川崎市公告第498号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月9日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

里親・ふるさと里親制度に係る賠償責任保険及び傷害保険契約

(2) 履行場所

川崎市子ども未来局子ども支援部子ども保健福祉課

(3) 履行期間

令和4年4月1日0時～令和5年3月31日24時

(4) 概要

里親及びふるさと里親の過失による委託児童のケガや死亡、委託児童が第三者に損害、損傷を与えた場合等、里親・ふるさと里親又は委託児童に賠償責任が生じる場合に適用する保険及び、里親・ふるさと里親及び委託児童が急激かつ偶然な外来の事故によって負ったケガを補償する傷害保険の加入を行うものです。なお、詳細は別途仕様書によるものとします。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「保険業」種目「保険業」で登録されている者。

3 入札参加申込書及び仕様書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付期間

令和4年3月9日から令和4年3月14日まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時  
(ただし、正午～午後1時を除く)

(2) 配付場所

川崎市ホームページ内、  
<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000138248.html>

又は、

〒210-0005川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市役所第3庁舎13階

川崎市子ども未来局子ども保健福祉課(担当藤川)

(3) 提出期間

上記3(1)に同じ

(4) 提出書類

入札参加申込書

(5) 提出方法

持参もしくはメールにて提出してください。メールで提出する場合は必ず提出した旨を担当宛電話にて連絡してください。

(6) 提出場所

〒210-0005川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎13階

川崎市子ども未来局子ども保健福祉課(担当藤川)

電話：044-200-2929

メール：45kodohu@city.kawasaki.jp

(7) その他

提出した書類に関して説明を求める場合があります。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札参加申込書記載のメールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後1週間以内に送付します。なお、メールアドレスを記載していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する問合せ及び回答

(1) 問合せ期間

令和4年3月9日から令和4年3月14日まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時  
(ただし、正午～午後1時を除く)

(2) 問合せ先

上記3(6)に同じ

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するメールアドレスあてに送付してください。また、質問書を送信した旨を担当まで連絡してください。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

(4) 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和4年3月18日(金)に入札参加申込書記載のメールアドレスに送付します。なお、メールアドレスを記載していない者にはFAXで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等



- (1) 入札方法
- ア 入札書の提出日時  
令和4年3月25日(金)午前10時00分
- イ 入札書の提出場所  
川崎市役所第3庁舎13階こども未来局会議室
- (2) 入札保証金  
免除
- (3) 開札の日時・場所  
7(1)アに同じ
- (4) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。  
ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札金額等  
仕様書に記載の予定被保険者数分の金額で入札をおこなってください。入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。
- (6) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等
- (1) 前払金  
無
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 入札場所に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。
- (2) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません。(入札前に委任状を提出してください。)
- (3) 入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。
- (4) 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

- (5) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (6) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口は3(6)に同じです。
- (8) 本事業の実施については、令和4年第2回川崎市議会定例会において本事業に係る予算が議決されることが条件となります。

#### 川崎市公告第499号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和4年度 早野地区協働事業実施委託
- (2) 履行場所  
川崎市麻生区早野地区ほか
- (3) 履行期間  
契約締結日～令和5年3月31日
- (4) 委託概要  
農業振興地域に指定されている麻生区早野地区は、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農地の不適切な利用や遊休化が進行している。早野地区の活性化のため、「早野里地里山づくり推進計画」に基づき、地域の資源を活用した各種イベント企画・運営、早野野菜マーケットの実施及び地区のPR活動並びに早野地区活性化懇談会の運営を行う。また、早野地区活性化懇談会の運営を通じて、協働事業の進行管理を行う。

#### 2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿に業種「その他業務」種目「その他」に登録されている者。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

#### 3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望される者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布・提出場所

川崎市都市農業振興センター農地課  
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7  
J A セレサ梶ヶ谷ビル2階  
電話044-860-2461 (担当 小笠原)

## (2) 配布・提出期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月16日(水)まで  
(必着)  
(ただし、土曜日、日曜日を除く)  
午前8時30分から午後5時  
(ただし、正午から午後1時を除く)

## (3) 提出書類

入札参加申込書

## (4) 提出方法

郵送により提出してください。郵送は、書留又は簡易書留に限りします。

提出書類(入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードできない場合には、上記(2)の期間に、上記(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

## 4 入札参加資格確認通知書

入札参加申込書を提出後、2の入札参加資格について審査し、入札参加資格審査結果通知書により結果を通知します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、3月18日(金)に電子メールで送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

## 5 仕様書等に関する質問・回答

## (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

## (2) 質問受付期間

令和4年3月18日(金)から令和4年3月22日(火)午後5時まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

## (4) 質問書の提出方法

電子メール又はFAXに限りします。

電子メール [28nouti@city.kawasaki.jp](mailto:28nouti@city.kawasaki.jp)

FAX 044-860-2464

## (5) 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和4年3月24日(木)に全参加者あてに文書(電子メール又はFAX)で送付します。回答後の再質問は受け付けません。

## 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

## 7 入札手続き等

## (1) 入札の方法

## ア 入札書の提出方法

郵送により提出してください。郵送は、書留又は簡易書留に限りします。

## イ 入札書の提出日時

令和4年3月28日(月) 午後5時まで必着

封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に件名と「入札書在中」の文言を明記してください。また、送付後速やかに、下記ウ記載の担当に電話連絡をしてください。

## ウ 入札書の提出場所

川崎市都市農業振興センター農地課  
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7  
J A セレサ梶ヶ谷ビル2階  
電話044-860-2461 (担当 小笠原)

## (2) 入札保証金

免除

## (3) 開札の日時・場所

ア 日時 令和4年3月28日(月) 午後5時30分

イ 場所 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7

J A セレサ梶ヶ谷ビル2階

川崎市都市農業振興センター 会議室

## ウ 開札の立ち会い

開札は市職員のみで実施します。立会いの必要はありません。

## (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## (6) 落札結果の公表

落札結果については、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで送付します。なお、電

子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において公表します。

#### 8 契約手続等

- (1) 契約保証金  
免除
- (2) 前払金  
否
- (3) 契約書作成の要  
要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 9 その他

- (1) この一般競争入札において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (4) 当該落札の決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

#### 川崎市公告第500号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 学校遊具点検業務
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約日から令和5年1月16日まで
- (4) 業務概要 川崎市立学校に設置された遊具の劣化状況及び安全点検業務  
※詳細は仕様書によります。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に記載されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託

しないこと。

- (6) (一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」及び「公園施設製品整備技士」の認定書の交付を受けている者を有すること。

#### 3 競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードしてください。

- (1) 提出先・資料等の閲覧に関する問合せ先  
〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
管理担当

電話 044-200-3270

FAX 044-200-3679

E-mail [88seibi@city.kawasaki.jp](mailto:88seibi@city.kawasaki.jp)

- (2) 提出期間

令和4年3月10日(木)～令和4年3月16日(水)

午前9時～正午、午後1時～4時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

- (3) 提出物

①一般競争入札参加申込書

②2(6)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

- (4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は3(1)の所管課まで電話連絡してください。なお、未着・遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

#### 4 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

※併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

- (1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により送付します。

- (2) 交付日

令和4年3月22日(火)までに交付

#### 5 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認

めた者からの質問のみ受け、入札参加資格があると認められた者へ回答します。なお、質問・回答方法は次のとおりです。

## (1) 質問受付期間

令和4年3月22日(火)～令和4年3月23日(水)  
午前9時～正午、午後1時～4時

## (2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードしてください。

## (3) 回答方法

入札参加資格があると認められた者から質問があった場合、令和4年3月28日(月)までに、文書(電子メールまたはFAX)にて回答します。

## 6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札方法 持参による紙入札

(3) 入札・開札の日時 令和4年4月6日(水)  
10時00分

(4) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町3-3  
川崎市役所第4庁舎4階  
第6会議室

(5) 入札保証金 免除

## 8 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者として、ただし、その者の入札価格が著しく低価格等の疑義が生じた場合は、調査を行う場合があります。

## (2) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

## 9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 免除

(3) 前払金 否

## 10 その他

(1) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

(5) 公告に関する問合せ先は、3(1)に同じです。

(6) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## 川崎市公告第501号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 向ヶ丘遊園駅連絡通路施設警備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市多摩区登戸2028番地先
- (3) 履行期限 令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書による

## 2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「警備」種目「機械警備」で登録されている者。
- (4) 緊急時において、25分以内に川崎市多摩区役所道路公園センターに警備員を到着させることが可能であること。

## 3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

## (1) 配付・提出場所

〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦4-11-20  
川崎市多摩区役所道路公園センター



電 話：044-946-0044

F A X：044-946-0105

E-Mail：[71doukan@city.kawasaki.jp](mailto:71doukan@city.kawasaki.jp)

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月16日(水)（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 警備員の待機所から川崎市多摩区役所道路公園センターまでの到着時間が分かる資料

ウ イに掲げる待機所の存在が確認できる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和4年3月18日(金)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A X で送付します。または、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。（ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。）

E-Mail：[71doukan@city.kawasaki.jp](mailto:71doukan@city.kawasaki.jp)

F A X：044-946-0105

(2) 質問受付期間

令和4年3月18日(金)午前9時から令和4年3月23日(水)午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和4年3月24日(木)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。もしくは、直接受取りに来るようお願いします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者か

らの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和4年3月28日(月)午前10時00分

イ 場所 川崎市多摩区菅北浦4-11-20

川崎市多摩区役所道路公園センター

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

**川崎市公告第502号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 件名 川崎市老人福祉電話相談センター運営事業委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要 老人福祉電話相談センターの運営業務

**2 競争入札参加資格**

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3、4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。
- (4) 本市又は他の政令指定都市において、コールセンター運営業務の契約実績(元請に限る。)を令和2年4月1日以降に有すること。
- (5) 「ISO/IEC27001」情報セキュリティマネジメントシステムの認証を有している、若しくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

**3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先**

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 提出書類
  - ア 入札参加申込書
  - イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し
  - ウ 「ISO/IEC27001」情報セキュリティマネジメントシステムの認証を有している、若しくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていることを証する書類。

※入札参加申込書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」内の「入札情報(委託の財政局側の入札公表)」にある該当件名からダウンロードできます。

- (2) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

電話 044-200-2677(直通)

FAX 044-200-3926

E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp

- (3) 配布・提出期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月16日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時

(ただし、正午から午後1時を除く)

- (4) 提出方法

郵送(提出期間内必着)又は持参とします。

**4 競争入札参加資格確認通知書の交付**

上記3により、入札参加申込書を提出した者には、令和3、4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後2日以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

※入札説明書の交付

入札説明書は3(2)の場所において、3(3)の期間で縦覧に供します。また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」内の「入札情報(委託の財政局側の入札公表)」にある該当件名からダウンロードできます。

なお、委任先メールアドレスを登録している場合は、確認通知書とともに電子メールで送付します。

**5 仕様書等に関する質問**

- (1) 質問書の提出場所及び提出方法

3(2)と同じ。持参又は電子メール。

- (2) 質問書の受付期間

令和4年3月18日(金)から令和4年3月22日(火)まで午前8時30分から午後5時

(ただし、正午から午後1時を除く)

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

※川崎市ホームページ「入札情報かわさき」内の「入札情報(委託の財政局側の入札公表)」にある該当件名からも様式をダウンロードできます。

- (4) 回答日

令和4年3月23日(水)

- (5) 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和3、4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を送付します。回

答後の再質問は受付しません。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

#### 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札の手續等

##### (1) 入札方法

ア 入札は、「川崎市老人福祉電話相談センター運営事業委託」に係る費用の合計金額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して提出してください。

なお、1回で落札しない場合は、落札するまで直ちに再入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書と封筒を用意してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は税抜きを金額を入札書に記載してください

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年3月28日(月)午前10時00分

イ 入札場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局会議室10B

##### (3) 入札書の提出方法

持参とします。

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 8 契約手續等

##### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 9 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(2)に同じです。

(3) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本業務にかかる予算の議決を要します。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得に定めるところによります。

#### 川崎市公告第503号

##### 入 札 公 告 (役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 脱炭素アクションみぞのくち推進会議・イベント運営等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで

##### (4) 業務内容

脱炭素アクションみぞのくち推進会議・イベント運営等に関する業務内容は、次のとおりとします。

ア 脱炭素アクションみぞのくち推進会議の運営支援

イ 市民の行動変容促進イベントの実施

ウ 脱炭素アクションみぞのくちに関する広報チラシのデザイン・作成

エ 地球温暖化や脱炭素技術に関するセミナーの開催

オ 脱炭素アクションみぞのくち特設ウェブサイトの管理、更新等

#### 2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録していること。
- (3) 過去5箇年の間に、地球温暖化対策の啓発等に関する本市その他の官公庁又は民間企業での類似業務

の契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

### 3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしてください。

- (1) 配布・提出場所 川崎市環境局地球環境推進室  
戸井田、萩原  
〒210-8577  
川崎市川崎区東田町5-4  
第3庁舎17階  
電話 044-200-3871
- (2) 配布・提出期間 令和4年3月10日から  
令和4年3月17日まで  
午前9時から午後4時30分まで  
(土、日曜日及び正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出方法 持参または郵送  
(郵送の場合は必着)

### 4 業務仕様書類の閲覧

次により業務仕様書類を閲覧することができます。

- (1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ  
(2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

### 5 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業務名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りにいらしてください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ  
(2) 交付日時 令和4年3月18日  
午前10時から午後4時まで  
(正午から午後1時までを除く。)

### 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。  
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

### 7 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 場所 上記3(1)と同じ。  
(2) 期間 令和4年3月18日から  
令和4年3月23日まで  
持参の場合は午前9時から

午後4時30分まで

(土、日曜日及び国民の祝日並びに正午から午後1時までを除く。)

### (3) 方法

入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に持参または電子メールにて提出してください。

※質問書送付先メールアドレス  
<30tisui@city.kawasaki.jp>

### (4) 回答方法

令和4年3月24日までに競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ文書(電子メール)で送付します。なお、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。

### 8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。  
(2) 入札書の提出方法 持参  
(3) 入札の日時 令和4年3月28日 午後1時30分  
(4) 入札の場所 川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室  
(5) 入札保証金 免除  
(6) 開札の日時 上記8(3)に同じ  
(7) 開札の場所 上記8(4)に同じ  
(8) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

### (9) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

### 9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除  
(2) 前払金 無  
(3) 契約書の作成 要  
(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

### (5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

### 10 その他



- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

### 川崎市公告第504号

#### 入 札 公 告

川崎市立看護大学ホームページコンテンツ作製業務及び保守管理業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
川崎市立看護大学ホームページコンテンツ作製業務及び保守管理業務委託
- (2) 履行場所  
市立看護短期大学事務局  
川崎市幸区小倉4丁目30番1号
- (3) 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要  
川崎市立看護大学ホームページコンテンツ作製及び保守管理業務

#### 2 競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目に登録されている者  
(業種コード：99その他業務 種目コード：99その他業務)
- (4) 平成30年度以降に国、地方公共団体、又は大学からホームページの運用保守の受託実績を有し保守管理業務を行っていること。
- (5) プライバシーマーク又はISO/IEC 27001(JIS Q 27001)を取得していること。
- (6) この調達内容について確実に履行することができること。

#### 3 入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

- (1) この入札に参加を希望するものは、次の書類を提出しなければなりません。

ア 入札参加申込書

イ 具体的な契約実績を証する書類

ウ プライバシーマーク又はISO/IEC 27001(JIS Q 27001)認証を取得していることを証する登録証の写し(有効期限内のもの)

- (2) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0054

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護短期大学事務局

看護大学設置準備担当

電話 044-587-3534(直通)、FAX 044-587-3506

E-mail:40kangoj@city.kawasaki.jp

- (3) 配布・提出期間

令和4年3月10日(木)～令和4年3月15日(火)

午前9時～午後5時

(土、日、祝日、年末年始及び正午～午後1時は除く)

※入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (4) 提出方法

持参に限る。

#### 4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

3により、入札参加申込書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

また、電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

- (1) 交付日時

令和4年3月16日(水)午前9時～午後5時

(正午～午後1時は除く)

- (2) 場 所

3(2)に同じ

- (3) その他

入札説明書及び仕様書は3(2)の場所において、3(3)の期間、縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

- (4) 入札説明会

実施しません。

#### 5 質問書の受付・回答

- (1) 問い合わせ先

- 3(2)と同じ
- (2) 質問受付日  
令和4年3月16日(水)午前9時～令和4年3月18日(金)午後5時まで
- (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法  
電子メールによります。  
電子メール 40kangoj@city.kawasaki.jp
- (5) 回答方法  
令和4年3月23日(水)までに、入札参加資格があると認められた全者へ文書(電子メール)で送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
  - (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
  - (2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
  - (1) 入札方法
    - ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積もるものとします。
    - イ 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額となりますので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
    - ウ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。
    - エ 入札は所定の入札書をもって行います。入札件名を記載した封筒に入札書を封印して提出してください。
  - (2) 入札・開札の日時及び場所
    - ア 入札日時 令和4年3月28日(月) 午後2時
    - イ 入札場所 川崎市幸区小倉4丁目30番1号  
川崎市立看護短期大学 会議室
  - (3) 入札書の提出方法  
持参とします。(持参以外は無効となります。)
  - (4) 入札保証金  
免除とします。

- (5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 8 契約の手続等
  - (1) 契約保証金  
契約金額の10%とします。  
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
  - (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則は(「入札情報かわさき」の「契約関係規定」)で閲覧できます。
- 9 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
  - (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(2)と同じです。
  - (3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
  - (4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第505号

入 札 公 告

川崎市立看護短期大学学内ネットワーク運用保守委託業務に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
川崎市立看護短期大学学内ネットワーク運用保守委託業務
- (2) 履行場所  
市立看護短期大学事務局  
川崎市幸区小倉4丁目30番1号
- (3) 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要

川崎市立看護短期大学学内ネットワーク運用保守  
2 競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他維持管理」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達内容について確実に履行することができること。
- (5) 過去2年間に官公庁においてネットワーク運用保守に関する契約実績を有していること。
- (6) プライバシーマーク又はISO/IEC 27001(JIS Q 27001)認証を取得していること。

3 入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

- (1) この入札に参加を希望するものは、次の書類を提出しなければなりません。

ア 入札参加申込書

イ 具体的な契約実績を証する書類

ウ プライバシーマーク又はISO/IEC 27001(JIS Q 27001)認証を取得していることを証する登録証の写し(有効期限内のもの)

- (2) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0054

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護短期大学事務局

看護大学設置準備担当

電話 044-587-3534(直通)、FAX 044-587-3506

E-mail:40kangoj@city.kawasaki.jp

- (3) 配布・提出期間

令和4年3月10日(木)～令和4年3月14日(月)

午前9時～午後5時

(土、日、祝日、年末年始及び正午～午後1時は除く)

※入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (4) 提出方法

持参に限る。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

3により、入札参加申込書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格

業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

また、電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

- (1) 交付日時

令和4年3月15日(火)午前9時～午後5時

(正午～午後1時は除く)

- (2) 場 所

3(2)に同じ

- (3) その他

入札説明書及び仕様書は3(2)の場所において、3(3)の期間、縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

- (4) 入札説明会

実施しません。

5 質問書の受付・回答

- (1) 問い合わせ先

3(2)に同じ

- (2) 質問受付日

令和4年3月15日(火)午前9時～令和4年3月17日

(木)午後5時まで

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40kangoj@city.kawasaki.jp

- (5) 回答方法

令和4年3月23日(水)までに、入札参加資格があると認められた全者へ文書(電子メール)で送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積もるものとし

す。

イ 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額となりますので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。

エ 入札は所定の入札書をもって行います。入札件名を記載した封筒に入札書を封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年3月29日(火) 午前10時

イ 入札場所 川崎市幸区小倉4丁目30番1号  
川崎市立看護短期大学 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手續等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は（「入札情報かわさき」の「契約関係規定」）で閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(2)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め

るところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第506号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 東門前小学校ほか2校 衛生器具設備改修その他工事に伴う人的警備業務委託

(2) 履行場所 川崎市立東門前小学校（川崎区東門前3丁目4番6号）ほか2校

(3) 履行期間 令和4年7月31日まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定による資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。

(4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。

(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(6) 本市または他官公庁において、公立学校を対象とした工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約実績があること。

※開札後、落札者については実績を確認できる書類を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

※書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ



「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和4年3月10日(木)～令和4年3月17日(木)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年3月10日(木)～令和4年3月17日(木)  
午前8時30分～午後5時  
(ただし、正午～午後1時を除く)

(4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
明治安田生命ビル5階  
電話:044-200-3319 (トイレ快適化担当:富田)

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年3月10日(木)～令和4年3月24日(木)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール [88seibi@city.kawasaki.jp](mailto:88seibi@city.kawasaki.jp)

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和4年3月28日(月)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争

入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年3月22日(火)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 2に定める資格要件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

(2) 入札・開札の日時 令和4年3月30日(木)  
午前10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市役所第4庁舎4階  
第3会議室

※社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(4) 入札書の提出方法 持参

※社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参

加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。

※ 「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 要

※契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または記入期間若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(5) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。また、関連する「東門前小学校ほか2校衛生器具設備改修その他工事」に係る令和4年3月23日実施予定の入札が不調となった場合は、本委託の入札を中止します。

川崎市公告第507号

入 札 公 告

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

公園プールの管理業務及び使用料収納事務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区大師公園1番地ほか3ヶ所

・大師プール(川崎市川崎区大師公園1)

・小倉西児童プール(川崎市幸区小倉5-17-59)

・平間児童プール(川崎市中原区上平間1298)

・稲田児童プール(川崎市多摩区菅稲田堤2丁目9-1)

(3) 履行期間

契約日から令和4年9月30日まで(準備及び片付けの期間を含む)

(4) 概要

入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市業務委託の有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。

(3) 警備業法第4条に規定する警備業の認定を受けている者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模のプールの管理業務及び使用料収納事務委託実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12番地1号

川崎駅前タワー・リパーク17階

川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課 鈴木

電 話 044-200-2394

F A X 044-200-3973

E-mail 53mikan@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

令和4年3月10日(木)から令和4年3月17日(木)まで(土、日曜日、休日を除く)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法

郵送又は持参に限りません。

郵送の場合は令和4年3月17日(木)午後5時必着  
確認のため郵送時に送付した旨のメールをお願い  
します。

提出書類の一般競争入札参加資格確認申請書及び  
入札説明書は、インターネットからダウンロードす  
ることができます。(「入札情報かわさき」の「入札  
情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)  
ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間  
に、3(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

#### 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格が  
あると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争  
入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令  
和4年3月18日(金)までに送付します。委任先メー  
ルアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るよ  
うお願いします。

##### (1) 交付日

令和4年3月18日(金)午前9時から午後5時まで

##### (2) 場所

上記3(1)に同じ。

#### 5 仕様・入札に関する問合せ

##### (1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

##### (2) 問合せ期間

令和4年3月10日(木)から

持参の場合は令和4年3月22日(火)午後5時まで

郵送又はメールの場合は令和4年3月18日(金)午後  
5時まで

郵送時に送付した旨のメールをお願いします。

##### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項  
を記入し、3(1)の建設緑政局緑政部みどりの企画管  
理課に持参下さい。

##### (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和4年3月24日(木)  
に、参加全社あてに、電子メール又はFAXにて送  
付します。

#### 6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のい  
ずれかに該当するときは、この入札に参加することが  
できません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満  
たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の  
記載をしたとき。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法等

税抜き総額で行います。

##### ア 入札書の提出日時

持参の場合 令和4年3月29日(火)午後1時30分

郵送の場合 令和4年3月28日(月)午後5時必着

##### イ 入札書の提出場所

持参の場合 川崎市建設緑政局会議室(川崎市  
川崎区駅前本町12番地1川崎駅前  
タワー・リパーク17階)

郵送の場合 上記3(1)に同じ

##### (2) 入札保証金

免除とします

##### (3) 入札の日時

令和4年3月29日(火)午後1時30分

##### (4) 開札の場所

7(1)イに同じ

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効  
な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、  
著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うこ  
とがあります。

##### (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、  
これを無効とします。

#### 8 契約手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規  
則第33条各号に該当する場合は免除とします。

##### (2) 前払金

否

##### (3) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (4) 契約の条件

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議  
会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し  
ます。

##### (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、  
上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札  
情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができま  
す。

#### 9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限りません。

- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

**川崎市公告第508号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 件 名 令和4年度人権啓発等に係るY a h o o ! 広告代理業務委託
- (2) 履行場所 川崎市の指定する場所
- (3) 履行期限 令和5年3月31日まで
- (4) 委託概要 川崎市がY a h o o ! に広告を出稿するために必要なアカウントの開設等の広告代理業務を行う。

**2 競争入札参加資格**

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」(種目「広告代理店」)で登録されている者。

**3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出**

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所  
〒210-0007  
川崎市川崎区駅前本町11番地2  
川崎フロンティアビル9階  
市民文化局人権・男女共同参画室  
電話 (044) 200-2359  
FAX (044) 200-3914  
E-mail 25zinken@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
令和4年3月10日(木)から3月16日(水)まで  
午前8時30分～午後5時15分  
(ただし、正午～午後1時を除く。)  
来庁する場合は、必ず事前に3(1)へ電話連絡し、来庁日時について、指示を受けてください。  
なお、一般競争入札参加申込書等の書類は、次のウェブページからダウンロードすることもできます。  
<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000136687.html>を参照してください。

**(3) 提出物**

- ア 一般競争入札参加申込書

イ その他添付書類

**(4) 提出方法**

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)とします。ただし、郵便とする場合、提出期限は、3(2)によらず、令和4年3月16日(水)必着とします。

**(5) その他**

- ア 提出された一般競争入札参加申込書等は返却しません。
- イ 提出された一般競争入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
- ウ 一般競争入札参加申込書等に関する問合せ先は、3(1)とします。

**4 競争入札参加資格確認通知書の交付**

一般競争入札参加申込書等を提出した者には、一般競争入札参加資格について審査の上、令和4年3月18日(金)までに、確認通知書を電子メール又はFAXで送付します。

**5 仕様書等に関する質問・回答**

**(1) 質問**

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

**ア 質問書の配布・提出場所**

3(1)と同じ

**イ 質問書の配布・提出期間**

令和4年3月16日(水)から令和4年3月18日(金)まで  
午前8時30分～午後5時15分(ただし、正午～午後1時を除く。)

**ウ 質問書の提出方法**

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)までFAX又は電子メールで提出してください(提出後は必ず電話で御一報ください。)

**(2) 回答**

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和4年3月23日(水)までに、参加者全てにFAX又は電子メールで回答します。なお、回答後の再質問は受付しません。

**6 入札参加資格の喪失**

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

**7 入札の手続等**

- (1) 入札・開札の日時及び場所



ア 日時 令和4年3月25日(金)午前11時00分  
 イ 場所 川崎市川崎区駅前本町11番地2  
 川崎フロンティアビル9階  
 市民文化局会議室

(2) 入札書の提出方法  
 持参に限ります。

(3) 入札金額等

ア 入札書に記載する金額は、法令所定の消費税及び地方消費税額を含まないものとします。

イ 入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

ア 入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書を必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札の際に委任状を提出してください)。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 前払金 無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ

ります。

(3) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

### 川崎市公告第509号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 橋出張所ほか3施設(計4棟)耐震診断業務委託

(2) 履行場所 川崎市高津区千年1362番地1  
 ほか3か所

(3) 履行期間 令和5年1月31日限り

(4) 委託概要 耐震診断業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市内に本社を有すること。

(4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」かつ種目が「構造設計」に登録されていること。

(5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

・公共建築物の耐震診断または、耐震改修設計の実績を有すること。

・国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習(RC造)、または、それと同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習を修了していること。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先  
 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報

かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

## (2) 配布、提出期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月17日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## (3) 提出方法 持参とします。

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

## 5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

## 6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

## (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当

電話：044-200-2977

## (2) 受付期間

令和4年3月25日(金)から令和4年3月29日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布し

ます。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

## (4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和4年4月1日(金)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

## 7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

次により入札を執行します。

## (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月18日(月)午前10時00分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎12階会議室

## (2) 入札保証金

免除

## (3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

## (4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

## (5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

## (6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 9 契約手続等

- (1) 契約保証金 要
- (2) 前 払 金 有
- (3) 契約書の作成 要

## 10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (5) 本件については、「入札情報かわさき」に掲載しております「公共工事設計労務単価等の改定（令和4年3月）に伴う特例措置等の実施について」を御覧いただき、同特例措置等の対応内容を確認してください。なお、適用等につきましては、業務担当部署に御確認の上、協議を行うようにしてください。

### 川崎市公告第510号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 中原老人福祉センターほか1施設（計5棟）耐震診断業務委託
- (2) 履行場所 川崎市中原区井田3丁目16番2号ほか1か所
- (3) 履行期間 令和5年2月28日限り
- (4) 委託概要 耐震診断業務委託

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」かつ種目が「構造設計」に登録されていること。

(5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理（主任）技術者として配置できること。

- ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。
- ・公共建築物の耐震診断または、耐震改修設計の実績を有すること。
- ・国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習（RC造）、または、それと同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習を修了していること。

#### 3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

##### (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

##### (2) 配布、提出期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月17日(木)まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

##### (3) 提出方法 持参とします。

#### 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

#### 5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様



書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

#### 6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

##### (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当

電話：044-200-2977

##### (2) 受付期間

令和4年3月25日(金)から令和4年3月29日(火)まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

##### (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

##### (4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和4年4月1日(金)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

#### 7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札手続等

次により入札を執行します。

##### (1) 入札・開札の日時及び場所

###### ア 日時

令和4年4月18日(月)午前11時00分

###### イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎12階会議室

##### (2) 入札保証金

免除

##### (3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

##### (4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

##### (5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

##### (6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

#### 9 契約手続等

(1) 契約保証金 要

(2) 前払金 有

(3) 契約書の作成 要

#### 10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 本件については、「入札情報かわさき」に掲載しております「公共工事設計労務単価等の改定(令和4年3月)に伴う特例措置等の実施について」を御覧いただき、同特例措置等の対応内容を確認してください。なお、適用等につきましては、業務担当部署に御確認の上、協議を行うようにしてください。



## 川崎市公告第511号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 河原町保育園ほか3施設(計4棟)耐震診断業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区河原町1番地ほか3か所
- (3) 履行期間 令和5年2月28日限り
- (4) 委託概要 耐震診断業務委託

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」かつ種目が「構造設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。
  - ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。
  - ・公共建築物の耐震診断または、耐震改修設計の実績を有すること。
  - ・国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習(RC造)、または、それと同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習を修了していること。

## 3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)

技術者届の配布、提出この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

- (2) 配布、提出期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月17日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 提出方法 持参とします。

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

## 5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

- (2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

## 6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当

電話：044-200-2977

- (2) 受付期間

令和4年3月25日(金)から令和4年3月29日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和4年4月1日(金)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月18日(月)午後1時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎12階会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 要

(2) 前払金 有

(3) 契約書の作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (5) 本件については、「入札情報かわさき」に掲載しております「公共工事設計労務単価等の改定(令和4年3月)に伴う特例措置等の実施について」を御覧いただき、同特例措置等の対応内容を確認してください。なお、適用等につきましては、業務担当部署に御確認の上、協議を行うようにしてください。

川崎市公告第512号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 王禅寺中央中学校ほか2校(計3棟)耐震診断業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺東4丁目14番1号ほか2か所
- (3) 履行期間 令和5年1月31日限り
- (4) 委託概要 耐震診断業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」かつ種目が「構造設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。
  - ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

- ・公共建築物の耐震診断または、耐震改修設計の実績を有すること。
- ・国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習（RC造）、または、それと同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習を修了していること。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届の配布、提出この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(2) 配布、提出期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月17日(木)まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当

電話：044-200-2977

(2) 受付期間

令和4年3月25日(金)から令和4年3月29日(火)まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和4年4月1日(金)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月18日(月)午後2時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎12階会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。



当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

#### (4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

#### (5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

#### (6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

### 9 契約手続等

#### (1) 契約保証金 要

#### (2) 前払金 有

#### (3) 契約書の作成 要

### 10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 本件については、「入札情報かわさき」に掲載しております「公共工事設計労務単価等の改定（令和4年3月）に伴う特例措置等の実施について」を御覧いただき、同特例措置等の対応内容を確認してください。なお、適用等につきましては、業務担当部署に御確認の上、協議を行うようにしてください。

### 川崎市公告第513号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

西生田中継所他の電気需給に関する契約

#### (2) 納入場所

川崎市多摩区西生田5丁目28-1  
(川崎市西生田中継所)ほか

#### (3) 納入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結  
調達見込数量 約78,080キロワット時

### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」、種目「電気供給」に登録されていること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入するとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

#### (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室

電話 044-200-2856（直通）

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布・提出期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月15日(火)の各日午前8時30分から午後5時まで及び令和4年3月



16日(休)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時00分までを除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 電気事業法に基づき一般電気事業者又は特定規模電気事業者であることを確認できる許可証等の写し

ウ 川崎市環境配慮電力入札実施要綱に基づく通知書(電気事業者用)の写し

上記イ、ウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。なお、提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

(4) その他

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に入札説明書及び仕様書を電子メールで送信します。また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において上記3(2)の期間中縦覧に供します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和4年3月18日(金)午前8時30分から午後5時00分まで

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日までに電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月17日(木)の各日午前8時30分から午後5時15分まで及び令和4年3月18日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時00分までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。質問書を送付した場合は、送付した旨を「3(1) 配布・提出場所

及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

(5) 回答方法

令和4年3月23日(木)までに、入札参加資格を有する者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は予定使用電力量に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない。)で行います。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア 契約電力の基本料金単価及び電力量料金単価を基に総価を算出してください。なお、基にした単価により契約を締結するものとします。

イ 入札金額の積算に力率の要素を加味する場合、その力率は90パーセントとします。

ウ 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとします。

(2) 入札書の提出

持参とします。

ア 提出日時

令和4年3月28日(月) 午前11時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

災害対策本部事務局室

(3) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

「7(2)ア 提出日時」に同じ。

イ 開札場所

「7(2)イ 提出場所」に同じ。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価

格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この調達の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 入札説明会は開催しません。

(5) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第514号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防局総合庁舎施設管理業務委託

(2) 履行場所

消防局総合庁舎：川崎市川崎区南町20-7

(3) 履行期限

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、消防局総合庁舎の各種設備について保守点検等を実施することで、施設の維持管理を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録されており、種目「電気・機械設備保守点検」「エレベータ保守点検」「空調・衛生設備保守点検」「消防設備保守点検」「ボイラー維持管理」の全てに登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5か年で2件以上、官公庁において消防指令センターを含む庁舎の施設管理業務の契約実績（業務完了している契約）があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設設備課

電話 044-223-2551（直通）

(2) 配布・提出期間

令和4年3月10日から令和4年3月16日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和4年3月18日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

- (2) 交付場所  
3(1)に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ  
仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。
- (1) 提出場所  
3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。
- (2) 受付期間  
令和4年3月10日から令和4年3月22日までの、午前9時から午後5時  
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)  
ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。
- (3) 回答日  
令和4年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。
- 7 入札参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札の方法
- ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参してください。
- イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。
- ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。
- エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。
- オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 日時 令和4年3月24日 午後4時00分
- イ 場所 川崎市川崎区南町20-7  
川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

- (3) 入札保証金  
免除
- (4) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。
- 9 契約手続等
- (1) 契約保証金  
契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 議決の要否  
当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。  
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 10 特定業務委託契約(公契約対象)  
本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。
- 11 その他
- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)に同じ。

**川崎市公告第515号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度同報系防災行政無線屋外受信機デジタル化更新業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎ほか

(3) 履行期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

本業務は、アナログ同報系防災行政無線屋外受信機について、老朽化対応及び新スプリアス規格への対応を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、無線設備の点検、保守等に関する契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、一般競争入札参加資格確認申請書、「2(4)」の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856、FAX 044-200-3972、

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月16日(水)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和4年3月17日(木)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会、現地調査及び入札説明書

(1) 入札説明会及び現地調査

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2) 配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和4年3月23日(水) 午後1時から午後5時まで  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月23日(水)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和4年3月24日(木)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2) 質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和4年3月29日(火)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回



答しません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の消費税抜きの金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%（1円未満切り捨て）を加算した金額をもって契約金額とします。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年4月6日(水) 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階  
災害対策本部事務局室

##### (3) 入札書の提出方法

持参とします。

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

#### 9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入力するための窓口「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

#### 川崎市公告第516号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 件名

幸消防署施設管理業務委託

##### (2) 履行場所

幸消防署：川崎市幸区戸手2-12-1

##### (3) 履行期限

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

##### (4) 調達概要

本業務は、幸消防署の各種設備について保守点検等を実施することで、施設の維持管理を行うものです。

#### 2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録されており、種目「電気・機械設備保守点検」「エレベータ保守点検」「空調・衛生設備保守点検」の全てに登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績(業務完了している契約)があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設整備課

電話 044-223-2551(直通)

(2) 配布・提出期間

令和4年3月10日から令和4年3月16日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和4年3月18日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和4年3月10日から令和4年3月22日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和4年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月24日 午前11時10分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約手続等

(1) 契約保証金  
免除

(2) 契約書作成の要否  
要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

## 10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

## 川崎市公告第517号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

臨港消防署施設管理業務委託

(2) 履行場所

臨港消防署：川崎市川崎区池上新町3-1-5

(3) 履行期限

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、臨港消防署の各種設備について保守点検等を実施することで、施設の維持管理を行うものです。

## 2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されて

いる者。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録されており、種目「電気・機械設備保守点検」「エレベータ保守点検」「空調・衛生設備保守点検」の全てに登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績(業務完了している契約)があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設設備課

電話 044-223-2551(直通)

(2) 配布・提出期間

令和4年3月10日から令和4年3月16日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

## 4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和4年3月18日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

## 6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出

しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和4年3月10日から令和4年3月22日までの、午前9時から午後5時(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和4年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月24日 午前11時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

川崎市公告第518号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

中原消防署施設管理業務委託

(2) 履行場所

中原消防署：川崎市中原区新丸子東3-1175-1

(3) 履行期限

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、中原消防署の各種設備について保守点検等を実施することで、施設の維持管理を行うものです。



## 2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録されており、種目「電気・機械設備保守点検」「エレベータ保守点検」「空調・衛生設備保守点検」の全てに登録されている者。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績(業務完了している契約)があること。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所  
川崎市川崎区南町20-7  
(川崎市消防局総合庁舎8階)  
川崎市消防局総務部施設整備課  
電話 044-223-2551(直通)
- (2) 配布・提出期間  
令和4年3月10日から令和4年3月16日までの、午前9時から午後5時  
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)
- (3) 提出方法  
持参

## 4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

- (1) 交付日  
令和4年3月18日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

## (2) 交付場所

3(1)に同じ。

## 6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

## (1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

## (2) 受付期間

令和4年3月10日から令和4年3月22日までの、午前9時から午後5時  
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

## (3) 回答日

令和4年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

## 7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

## (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月24日 午前11時20分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)と同じ。

川崎市公告第519号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防局自家用電気工作物保安管理業務委託

(2) 履行場所

消防局各施設全14か所

(3) 履行期限

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安管理業務等を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」・「準市内」で登録されている者。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。

(4) 経済産業省に登録されている電気保安法人の中で、川崎市が業務エリアに含まれている者。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績（業務完了している契約）があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設装備課

電話 044-223-2551（直通）

(2) 配布・提出期間

令和4年3月10日から令和4年3月16日までの、午前9時から午後5時

（平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳

細のページからダウンロードできます。

## 5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

### (1) 交付日

令和4年3月18日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

### (2) 交付場所

3(1)に同じ。

## 6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

### (1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

### (2) 受付期間

令和4年3月10日から令和4年3月22日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

### (3) 回答日

令和4年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

## 7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載して

ください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月24日 午後3時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

### (3) 入札保証金

免除

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約手続等

### (1) 契約保証金

免除

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

## 10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

## 川崎市公告第520号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

高津消防署施設管理業務委託

(2) 履行場所

高津消防署：川崎市高津区二子5-14-5

(3) 履行期限

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、高津消防署の各種設備について保守点検等を実施することで、施設の維持管理を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録されており、種目「電気・機械設備保守点検」「エレベータ保守点検」「空調・衛生設備保守点検」の全てに登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績（業務完了している契約）があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設装備課

電話 044-223-2551（直通）

(2) 配布・提出期間

令和4年3月10日から令和4年3月16日までの、午前9時から午後5時

（平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和4年3月18日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール（84sisetu@city.kawasaki.jp）にて提出。

(2) 受付期間

令和4年3月10日から令和4年3月22日までの、午前9時から午後5時

（平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。）

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和4年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札



に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月24日 午前11時30分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

川崎市公告第521号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防訓練センター施設管理業務委託

(2) 履行場所

消防訓練センター：川崎市宮前区犬蔵1-10-2

(3) 履行期限

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、消防訓練センターの各種設備について保守点検等を実施することで、施設の維持管理を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録されており、種目「電気・機械設備保守点検」「エレベータ保守点検」「空調・衛生設備保守点検」の全てに登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績（業務完了している契約）があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設設備課

電話 044-223-2551（直通）

## (2) 配布・提出期間

令和4年3月10日から令和4年3月16日までの、午前9時から午後5時  
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

## (3) 提出方法

持参

## 4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

## (1) 交付日

令和4年3月18日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

## (2) 交付場所

3(1)と同じ。

## 6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

## (1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

## (2) 受付期間

令和4年3月10日から令和4年3月22日までの、午前9時から午後5時  
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

## (3) 回答日

令和4年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

## 7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

## (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めると必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月24日 午前11時40分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

## (3) 入札保証金

免除

## (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約手続等

## (1) 契約保証金

免除

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

#### 10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)と同じ。

#### 川崎市公告第522号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和4年3月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
当直用寝具賃貸借業務
- (2) 履行場所  
消防局総合庁舎ほか36か所
- (3) 履行期限  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 調達概要  
本業務は、川崎市消防局庁舎等において使用する当直用寝具について賃貸借を行うものです。

#### 2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」・「準市内」で登録されている者。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「リース」種目「寝具」で登録されている者。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所  
川崎市川崎区南町20-7  
(川崎市消防局総合庁舎8階)  
川崎市消防局総務部施設整備課  
電話 044-223-2550 (直通)

#### (2) 配布・提出期間

令和4年3月10日から令和4年3月16日までの、午前9時から午後5時  
(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除く。)

#### (3) 提出方法

持参

#### 4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

#### 5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

#### (1) 交付日

令和4年3月18日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

#### (2) 交付場所

3(1)と同じ。

#### 6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

#### (1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

#### (2) 受付期間

令和4年3月10日から令和4年3月22日までの、午前9時から午後5時  
(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

#### (3) 回答日

令和4年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

#### 7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

- ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参してください。
- イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。
- ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。
- エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。
- オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 令和4年3月24日 午後2時00分
- イ 場所 川崎市川崎区南町20-7  
川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とする。ただし、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条各号に該当する場合は、納付を免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情

報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)に同じ。

川崎市公告第523号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出  
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ライフ川崎塚越店  
川崎市幸区塚越四丁目298番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ライフコーポレーション  
代表取締役 岩崎 高治  
東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者	住所
株式会社ライフコーポレーション	代表取締役 岩崎 高治	東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年4月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,647平方メートル
- 6 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台
    - ・駐車場1 (店舗建物3階)  
収容台数 48台
    - ・駐車場2 (店舗建物4階)  
収容台数 44台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・駐輪場1 (店舗建物1階北側)



- 収容台数 114台
- ・駐輪場2 (店舗建物1階東側)
- 収容台数 18台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
店舗建物西側  
面積 23.1平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗建物西側  
容量 26.0立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
出入口1箇所 (店舗建物北側)
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後11時まで
- 8 届出の年月日

- 令和4年3月1日
- 9 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局産業振興部商業振興課 (川崎フロンティアビル10階) 及び幸区役所
- 10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和4年3月11日から令和4年7月11日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。
- 12 意見書の提出期限及び提出先  
令和4年7月11日  
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

**川崎市公告第524号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月11日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 指揮車
	履行場所 消防局の指定する場所 (川崎市市内)
	履行期間 令和5年3月10日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されていること。 (4) 平成23年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でもかまいません。 (5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。 (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和4年4月19日11時00分 (川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

その他	<p>詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>
-----	---

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	ポンプ積載車
	履行場所	消防局の指定する場所(川崎市市内)
	履行期間	令和5年3月10日
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 平成23年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。          なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。          また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でもかまいません。</p> <p>(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。</p> <p>(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。</p> <p>(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和4年4月19日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	総務バス
	履行場所	消防局の指定する場所(川崎市市内)
	履行期間	令和5年3月24日
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 平成23年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。          なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。          また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でもかまいません。</p> <p>(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。</p>	

参加資格	(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和4年4月19日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

**川崎市公告第525号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区岡上字開戸161番  
ほか3筆  
2,032平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号  
一建設株式会社代表取締役堀口忠美
- 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：14戸
- 開発許可年月13及び許可番号  
令和3年10月12日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第64号

**川崎市公告第526号**

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

築造主	川崎市宮前区東有馬2-22-29
住所・氏名	有限会社 スタイル 代表取締役 山本 あけみ

道路位置の地名・地番	川崎市多摩区生田一丁目143番の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	23.28メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第214号		指定年月日	令和4年3月14日

**川崎市公告第527号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区東有馬4丁目378-4  
ほか1筆  
2,918平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
横浜市神奈川区鶴屋町1-7-12  
株式会社 ハウスプラン 代表取締役 鈴木 賢広
- 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：18戸
- 開発許可年月日及び許可番号  
令和3年4月19日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第10号  
令和3年9月22日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第60号(変更)

公 告 ( 調 達 )

川崎市公告(調達)第135号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
健康福祉局保健所動物愛護センター  
川崎市中原区上平間1700番地8  
川崎市動物愛護センター1階
- 3 落札者を決定した日  
令和4年2月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 協栄 神奈川支店  
支店長 阿部 浩  
横浜市港北区新横浜2丁目3番12号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)  
32,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年1月11日

川崎市公告(調達)第136号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
新型コロナウイルスワクチン接種券再発行等業務委託
- 2 契約事務担当部署の名称及び所在地  
健康福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン調整室  
川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館12階
- 3 落札者を決定した日  
令和4年2月22日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 東計電算

代表取締役 甲田 英毅

川崎市中原区市ノ坪150番地

- 5 落札金額  
27,990,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年1月11日

川崎市公告(調達)第137号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
公共施設利用予約システム運用・保守等業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
市民文化局市民生活部企画課  
川崎市川崎区駅前本町11番地2  
川崎フロンティアビル9階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年2月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 川崎支店  
支店長 村瀬 満高  
川崎市川崎区東田町8
- 5 契約金額  
491,656,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。
- 8 その他  
当該事業者決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第138号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦



- 1 調達の名称及び数量  
かわさき市政だより 約8,240,000部
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
財政局資産管理部契約課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和4年3月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東日印刷 株式会社  
代表取締役 武田 芳明  
東京都江東区越中島二丁目1番30号
- 5 落札金額(1部あたりの単価、消費税及び地方消費税を除く。)  
4円04銭
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年1月25日

**川崎市公告(調達)第139号**

## 落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における測定機器の保守管理等業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
環境局環境総合研究所  
川崎市川崎区殿町3丁目25-13  
川崎生命科学環境研究センター3階
- 3 落札者を決定した日  
令和4年3月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
公害計器サービス株式会社 代表取締役 荻原 明  
神奈川県横浜市都筑区東山田4-45-30
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)  
36,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年1月25日

**川崎市公告(調達)第140号**

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
歯周疾患検診に係る封書等の作成、封入封緘及び発送業務委託
  - (2) 履行場所  
健康増進課指定場所
  - (3) 履行期間  
契約締結日から令和4年8月31日
  - (4) 業務内容  
仕様書のとおり
- 2 競争参加資格  
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 入札期日において、「令和3・4年度川崎市業者委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その他」に記載されていること。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) この調達内容について確実に履行することができること。
  - (5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と本業務と種類及び規模(処理件数8万件以上)をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した具体的な事例・実績を有していること。
- 3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先  
この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。
  - (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒212-0013  
川崎市幸区堀川町580  
(ソリッドスクエア西館12階)  
健康福祉局保健所健康増進課 疾病予防担当  
電 話 044(200)2431  
F A X 044(200)3986  
E-mail [40kenko@city.kawasaki.jp](mailto:40kenko@city.kawasaki.jp)  
(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。

(2) 配布・提出期間

令和4年3月25日(金)から令和4年3月31日(木)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出物

- ・競争参加申込書
- ・実績調書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

- ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。
- イ 提出された競争参加申込書等の差替え又は再提出は認めません。
- ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に令和4年4月5日(火)までに、電子メール又はFAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年4月6日(水)から令和4年4月8日(金)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参、電子メール又はFAXで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年4月12日(火)までに、競争参加者全てに電子メール又はFAXで回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和4年4月19日(火)午前11時

イ 場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館12階12D会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否  
契約書の作成を要します。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規程において閲覧することができます。

#### 9 その他

- (1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

#### 川崎市公告(調達)第141号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
生活保護受給者等健診の実施に伴う受診券等作成、封入封緘及び発送業務委託
- (2) 履行場所  
健康増進課指定場所
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和4年8月31日
- (4) 業務内容  
仕様書のとおり

#### 2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、「令和3・4年度川崎市業者委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達内容について確実に履行することができること。
- (5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と本業務と種類及び規模(処理件数2万件以上)をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した具体的な事例・実績を有していること。

#### 3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合

せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580

(ソリッドスクエア西館12階)

健康福祉局保健所健康増進課 疾病予防担当

電 話 044 (200) 2462

F A X 044 (200) 3986

E-mail [40kenko@city.kawasaki.jp](mailto:40kenko@city.kawasaki.jp)

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。)

- (2) 配布・提出期間

令和4年3月25日(金)から令和4年3月31日(木)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

- (3) 提出物

- ・競争参加申込書
- ・実績調書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所です上記(2)の期間に配布します。

- (4) 提出方法

持参とします。

- (5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問い合わせ先は、上記3(1)の場所とします。

#### 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に令和4年4月5日(火)までに、電子メール又はFAXで送付します。

#### 5 仕様に関する問合せ先

- (1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年4月13日(水)から令和4年4月15日(金)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参、電子メール又はFAXで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年4月19日(火)までに、競争参加者全てに電子メール又はFAXで回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和4年5月9日(月)午前11時

イ 場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館12階12D会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第142号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称及び数量

教育機関向けライセンス(川崎市教育委員会版) 1式

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課



川崎市川崎区宮本町1番地

- 3 落札者を決定した日  
令和4年3月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 大塚商会 神奈川L A販売課  
課長 臼田 誠  
横浜市神奈川区金港町3丁目3番地
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)  
42,969,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年1月25日

### 川崎市公告(調達)第143号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
川崎市情報セキュリティクラウド用機器等の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市役所第3庁舎 他
- (3) 履行期間  
令和5年3月1日から令和10年2月29日まで
- (4) 調達物品の概要  
入札説明書によります。

#### 2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。  
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和4年4月6日(水)までに行ってください。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入

することができること。

- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先  
この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
  - (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577川崎市川崎区東田町5-4  
(第3庁舎9階)  
総務企画局情報管理部システム管理課  
担当佐藤、松井  
電 話 044-200-2057  
F A X 044-200-3752  
E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp
  - (2) 配布・提出期間  
令和4年3月25日(金)から令和4年4月6日(水)までとします(土曜日・日曜日・祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
  - (3) 提出方法  
持参に限る。
- 4 競争参加資格確認通知書の交付  
競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
  - (1) 場所  
3(1)に同じ
  - (2) 日時  
令和4年4月14日(木)  
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
  - (3) その他  
競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。  
また、入札説明書は3(1)の場所において令和4年3月25日(金)から令和4年4月6日(水)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
- 5 競争参加者に求められる義務  
この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。
  - (1) 日時  
令和4年4月14日(木)  
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
  - (2) 場所  
3(1)に同じ
- 6 仕様に関する問い合わせ先  
3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和4年4月14日(木)から令和4年4月21日(木)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日・祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については令和4年4月28日(木)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

#### 7 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を令和4年5月10日(火)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

#### 8 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

#### 9 入札の手續等

##### (1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年5月17日(火)午後2時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

##### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先

ア 期限 令和4年5月16日(月)必着

イ 宛先 3(1)に同じ

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

#### 10 契約の手續等

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

#### 11 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

#### 12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:  
The contract for the lease and maintenance of Server machinery for Kawasaki information security cloud.

(2) Time-limit for tender:  
2:00 P.M. May 17, 2022

(3) Time-limit for tender by mail:  
May 16, 2022

(4) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
System Management Section  
Information Management Department  
General Affairs and Planning Bureau  
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
Tel: 044-200-2057

#### 川崎市公告(調達)第144号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和4年度において川崎市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合(以下「組合」という。)を含む。)に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類別表第1のとおりとします。

2 競争入札に参加できない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。

ア 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、その事実があった後2年間を経過していない者

ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者

エ 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。))及び地方税(市民税及び固定資産税)に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。

オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにも関わらず届出をしていない者

カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者

(2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となった者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

3 審査基準等

川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表

第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。

(1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号(建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件)の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者について、次の項目に該当する評価を加える。

アからシに該当する場合は1項目につき10点、スについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。

ウ 川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしていること。

エ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO9001の認証を取得していること。

カ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO14001又はエコアクション21の認証を取得していること。

キ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「一般事業主行動計画」又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。

ク 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条若しくは第15条の2、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく認定、又は「かわさき☆えるぼし」認証制度実施要綱に基づく認証を受けていること。

ケ 横浜保護観察所に協力雇用主として登録があること。

コ 川崎市消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定を受けていること。

サ 川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」実施要綱に基づく「かわさきSDGsゴールドパートナー」の認証を受けていること。

シ 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受け

てから、5年度を経過していないこと。

ス 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 経営比率

(ア) 流動比率 =  $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

(イ) 固定比率 =  $\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$

(ウ) 総資本経常利益率 =  $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$

オ 営業年数

4 登録できる業種数

工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種(最大18業種)までです。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、郵送により提出してください。全ての書類が6の(1)のウの書類の郵送先に到着したときに、有効な申請があったものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

(1) 工事請負契約

ア 川崎市競争入札参加資格審査申請書(誓約書)、使用印鑑届・委任状、会社概要及び誓約書(別記様式)(川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係)

各用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

イ 誓約書及び同意書(川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第2条関係)

市内に本社又は事業所を有する事業者に該当する場合に限る。用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ウ 建設業許可証明書

エ 登記事項証明書

オ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被

後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

カ 納税証明書

キ 印鑑証明書

ク 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

ケ 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し」(必ず総合評定値(P)の記載の入ったもの)

コ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

サ 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(2) 委託契約

ア 川崎市競争入札参加資格審査申請書(誓約書)、使用印鑑届・委任状、会社概要及び誓約書(別記様式)(川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係)

各用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

イ 誓約書及び同意書(川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第2条関係)

市内に本社又は事業所を有する事業者に該当する場合に限る。用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ウ 許可・登録に関する証明書等

エ 登記事項証明書

オ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

カ 納税証明書

キ 印鑑証明書

ク 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類  
ケ 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

コ 現況報告書の写し  
建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント希望者のみ。

(3) 製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 川崎市競争入札参加資格審査申請書(誓約書)、使用印鑑届・委任状、会社概要及び誓約書(別記様式)(川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係)

各用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。



イ 誓約書及び同意書（川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第2条関係）

市内に本社又は事業所を有する事業者に該当する場合に限る。用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ウ 許可・登録に関する証明書等

エ 登記事項証明書

オ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

カ 納税証明書

キ 印鑑証明書

ク 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ケ 直前2年（設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(4) 組合の申請

組合が申請する場合には、上記(1)、(2)、(3)の提出書類のほかに次の書類も提出してください。

ア 設立認可の証明書（官公需適格組合証明書）

イ 官公需共同受注規約

ウ 組合員名簿

エ 組合役員名簿

オ 組合定款

6 申請の時期等

(1) インターネットによる申請の場合

ア 期間

令和4年4月1日から令和4年8月15日まで

イ 時間

午前8時から午後8時まで

ウ 書類の郵送先

川崎市川崎区宮本町1番地

(郵便番号210-8577)

川崎市財政局資産管理部契約課

(明治安田生命ビル13階)

エ 郵送の期間

上記アに同じ

(2) 申請書による申請の場合

ア 期間

令和4年4月1日から令和4年8月15日まで  
(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)

イ 時間

午前9時から午前11時まで、午後1時から午後4時まで

ウ 申請書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地

(郵便番号210-8577)

川崎市財政局資産管理部契約課

(明治安田生命ビル13階)

エ 申請書の入手方法

令和4年4月1日から令和4年8月15日まで  
(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)の間、川崎市財政局資産管理部契約課で午前9時から午前11時まで、午後1時から午後4時まで配布します。

7 工事の希望業種に対応する建設業の許可

希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のとおりとします。

8 資格審査結果の通知

メール又は郵送により通知します。

9 資格の有効期間

毎月15日（申請期間中の15日が土曜日、日曜日、国民の祝日の閉庁日にあたる場合は、前閉庁日）までの有効な申請分を翌月1日から、登録し、令和5年3月31日まで有効とします。

また、競争入札参加資格を得ている者が、新たに業種の追加申請を行う場合も同様とします。

10 資格の更hands続

別に公示します。

11 申請後に変更が生じた場合について

申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。

また、登録後、登録内容に変更が生じた場合には、6により速やかに変更申請を行ってください。なお、業種の追加を含まない変更申請については、通年で申請できます。

12 その他

申請書は、日本語で作成してください。なお、提出・提示書類等が外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付してください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希望業種			
土 木 工 事	鋼 構 造 物 工 事	し ゅ ん せ つ 工 事	ガ ラ ス 工 事
下 水 管 き ょ 工 事	機 械 工 事	内 装 工 事	左 官 工 事
舗 装 工 事	通 信 工 事	建 具 工 事	屋 根 工 事
建 築 工 事	消 防 工 事	さ く 井 工 事	大 工 工 事
電 気 工 事	塗 装 工 事	タ イ ル ・ れ ん が 工 事	鉄 筋 工 事
空 調 ・ 衛 生 工 事	と び ・ 土 工 工 事	熱 絶 縁 工 事	清 掃 施 設 工 事
水 道 施 設 工 事	防 水 工 事	板 金 工 事	解 体 工 事
造 園 工 事	管 内 更 生 工 事	石 工 事	軽 微 工 事

2 業務委託契約

希望業種	
建 築 設 計	医 療 関 連 業 務
設 備 設 計	電 算 関 連 業 務

建設コンサルタント	不動産鑑定
地質調査	廃棄物関連業務
測量	倉庫・運送業務
補償コンサルタント	クリーニング業務
警備	旅行業
建物清掃等	保険業
屋外清掃	給食調理業務
施設維持管理	樹木管理
調査・測定	その他業務

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希望業種		
印刷・軽印刷	消防・防災用品	書籍・楽器類
青写真	水道用品	原材料
時計・貴金属	自動車	園芸・動物
看板・標識	船舶・航空機	日用品雑貨
文具・事務機器	電車用品	食料品
コンピュータ	燃料・油脂類	リース
医療機器	家具・装飾	複写サービス
計測機器・光化学機器	衣料用品	その他の物品販売
厨房機器	薬品	回収資材購入
産業機器	教材	
家電・通信機器	スポーツ用具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種別	等級	発注標準金額
土木工事	A	7,000万円以上
	B	2,500万円以上 7,000万円未満
	C	1,200万円以上 2,500万円未満
	D	1,200万円未満
下水管きょ工事	A	8,000万円以上
	B	3,500万円以上 8,000万円未満
	C	800万円以上 3,500万円未満
	D	800万円未満
舗装工事	A	3,500万円以上
	B	1,200万円以上 3,500万円未満
	C	1,200万円未満
建築工事	A	3億5,000万円以上
	B	8,000万円以上 3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上 8,000万円未満
	D	1,500万円未満
電気工事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,800万円未満
空調衛生工事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,800万円未満
水道施設工事	A	9,000万円以上
	B	3,000万円以上 9,000万円未満
	C	3,000万円未満
その他の工事	等級区分なし。	

2 業務委託契約

等級区分なし。

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種別	等級	発注標準金額
----	----	--------

回収資材購入	等級区分なし。	
回収資材購入以外の製造請負・物件買入れ等	A	1,500万円以上
	A、B	500万円以上 1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希望業種	許可業種
土木工事	土木工事業
下水管きょ工事	土木工事業
舗装工事	舗装工事業
建築工事	建築工事業
電気工事	電気工事業
空調衛生工事	管工事業
水道施設工事	水道施設工事業
造園工事	造園工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
機械工事	機械器具設置工事業
通信工事	電気通信工事業
消防工事	消防施設工事業
塗装工事	塗装工事業
とび・土工工事	とび・土工工事業
防水工事	防水工事業
管内更生工事	管工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
内装工事	内装仕上工事業
建具工事	建具工事業
さく井工事	さく井工事業
タイル・れんが工事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
板金工事	板金工事業
石工事	石工事業
ガラス工事	ガラス工事業
左官工事	左官工事業
屋根工事	屋根工事業
大工工事	大工工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業
軽微工事	許可を必要としない工事

川崎市公告(調達)第145号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和4年度において川崎市が発注する特定調達契約に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合(以下「組合」という。)を含む。)に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類別表第1のとおりとします。

2 競争入札に参加できない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。

ア 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、その事実があった後2年間を経過していない者

ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者

エ 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。))及び地方税(市民税及び固定資産税)に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。

オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにも関わらず届出をしていない者

カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者

(2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となった者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

3 審査基準等

川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表

第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。

(1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号(建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件)の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者について、次の項目に該当する評価を加える。

アからシに該当する場合は1項目につき10点、スについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。

ウ 川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしていること。

エ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO9001の認証を取得していること。

カ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO14001又はエコアクション21の認証を取得していること。

キ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「一般事業主行動計画」又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。

ク 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条若しくは第15条の2、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく認定、又は「かわさき☆えるぼし」認証制度実施要綱に基づく認証を受けていること。

ケ 横浜保護観察所に協力雇用主として登録があること。

コ 川崎市消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定を受けていること。

サ 川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」実施要綱に基づく「かわさきSDGsゴールドパートナー」の認証を受けていること。

シ 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受け

てから、5年度を経過していないこと。

ス 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 経営比率

(ア) 流動比率 =  $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

(イ) 固定比率 =  $\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$

(ウ) 総資本経常利益率 =  $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$

オ 営業年数

4 登録できる業種数

工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種(最大18業種)までです。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、郵送により提出してください。全ての書類が6の(1)のウの書類の郵送先に到着したときに、有効な申請があったものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

(1) 工事請負契約

ア 川崎市競争入札参加資格審査申請書(誓約書)、使用印鑑届・委任状、会社概要及び誓約書(別記様式)(川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係)

各用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

イ 誓約書及び同意書(川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第2条関係)

市内に本社又は事業所を有する事業者に該当する場合に限る。用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ウ 建設業許可証明書

エ 登記事項証明書

オ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被

後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

カ 納税証明書

キ 印鑑証明書

ク 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

ケ 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し」(必ず総合評定値(P)の記載の入ったもの)

コ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

サ 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(2) 委託契約

ア 川崎市競争入札参加資格審査申請書(誓約書)、使用印鑑届・委任状、会社概要及び誓約書(別記様式)(川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係)

各用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

イ 誓約書及び同意書(川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第2条関係)

市内に本社又は事業所を有する事業者に該当する場合に限る。用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ウ 許可・登録に関する証明書等

エ 登記事項証明書

オ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

カ 納税証明書

キ 印鑑証明書

ク 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ケ 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

コ 現況報告書の写し  
建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント希望者のみ。

(3) 製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 川崎市競争入札参加資格審査申請書(誓約書)、使用印鑑届・委任状、会社概要及び誓約書(別記様式)(川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係)

各用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。



イ 誓約書及び同意書（川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第2条関係）

市内に本社又は事業所を有する事業者に該当する場合に限る。用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ウ 許可・登録に関する証明書等

エ 登記事項証明書

オ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

カ 納税証明書

キ 印鑑証明書

ク 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ケ 直前2年（設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(4) 組合の申請

組合が申請する場合には、上記(1)、(2)、(3)の提出書類のほかに次の書類も提出してください。

ア 設立認可の証明書（官公需適格組合証明書）

イ 官公需共同受注規約

ウ 組合員名簿

エ 組合役員名簿

オ 組合定款

6 申請の時期等

(1) インターネットによる申請の場合

ア 期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

イ 時間

午前8時から午後8時まで

ウ 書類の郵送先

川崎市川崎区宮本町1番地

(郵便番号210-8577)

川崎市財政局資産管理部契約課

(明治安田生命ビル13階)

エ 郵送の期間

上記アに同じ

(2) 申請書による申請の場合

ア 期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで  
(土曜日、日曜日、国民の祝日及び令和4年12月29日から令和5年1月3日を除く。)

イ 時間

午前9時から午前11時まで、午後1時から午後4時まで

ウ 申請書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地

(郵便番号210-8577)

川崎市財政局資産管理部契約課

(明治安田生命ビル13階)

エ 申請書の入手方法

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで  
(土曜日、日曜日、国民の祝日及び令和4年12月29日から令和5年1月3日を除く。)の間、川崎市財政局資産管理部契約課で午前9時から午前11時まで、午後1時から午後4時まで配布します。

7 工事の希望業種に対応する建設業の許可

希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のとおりとします。

8 資格審査結果の通知

メール又は郵送により通知します。

9 資格の有効期間

該当する競争入札に限る。

ただし資格審査が随時申請期間の場合には、該当する資格を改めて、毎月15日（申請期間中の15日が土曜日、日曜日、国民の祝日の閉庁日にあたる場合は、前閉庁日）までの申請分を翌月1日から、令和5年3月31日まで有効とします。

また、競争入札参加資格を得ている者が、新たに業種の追加申請を行う場合も同様とします。

10 資格の更hands続

別に公示します。

11 申請後に変更が生じた場合について

申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。

また、登録後、登録内容に変更が生じた場合には、6により速やかに変更申請を行ってください。なお、業種の追加を含まない変更申請については、通年で申請できます。

12 その他

申請書は、日本語で作成してください。なお、提出・提示書類等が外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付してください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希望業種			
土 木 工 事	鋼 構 造 物 工 事	し ゅ ん せ つ 工 事	ガ ラ ス 工 事
下 水 管 き ゃ 工 事	機 械 工 事	内 装 工 事	左 官 工 事
舗 装 工 事	通 信 工 事	建 具 工 事	屋 根 工 事
建 築 工 事	消 防 工 事	さ く 井 工 事	大 工 工 事
電 気 工 事	塗 装 工 事	タ イ ル ・ れ ん が 工 事	鉄 筋 工 事
空 調 ・ 衛 生 工 事	と び ・ 土 工 工 事	熱 絶 縁 工 事	清 掃 施 設 工 事
水 道 施 設 工 事	防 水 工 事	板 金 工 事	解 体 工 事
造 園 工 事	管 内 更 生 工 事	石 工 事	軽 微 工 事

2 業務委託契約

希望業種	
建築設計	医療関連業務
設備設計	電算関連業務
建設コンサルタント	不動産鑑定
地質調査	廃棄物関連業務
測量	倉庫・運送業務
補償コンサルタント	クリーニング業務
警備	旅行業
建物清掃等	保険業
屋外清掃	給食調理業務
施設維持管理	樹木管理
調査・測定	その他業務

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希望業種		
印刷・軽印刷	消防・防災用品	書籍・楽器類
青写真	水道用品	原材料
時計・貴金属	自動車	園芸・動物
看板・標識	船舶・航空機	日用品雑貨
文具・事務機器	電車用品	食料品
コンピュータ	燃料・油脂類	リース
医療機器	家具・装飾	複写サービス
計測機器・光理化学機器	衣料用品	その他の物品販売
厨房機器	薬品	回収資材購入
産業機器	教材	
家電・通信機器	スポーツ用具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種別	等級	発注標準金額	
土木工事	A	7,000万円以上	
	B	2,500万円以上	7,000万円未満
	C	1,200万円以上	2,500万円未満
	D	1,200万円未満	
下水管きょ工事	A	8,000万円以上	
	B	3,500万円以上	8,000万円未満
	C	800万円以上	3,500万円未満
	D	800万円未満	
舗装工事	A	3,500万円以上	
	B	1,200万円以上	3,500万円未満
	C	1,200万円未満	
建築工事	A	3億5,000万円以上	
	B	8,000万円以上	3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上	8,000万円未満
	D	1,500万円未満	
電気工事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
空調衛生工事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
水道施設工事	A	9,000万円以上	
	B	3,000万円以上	9,000万円未満
	C	3,000万円未満	
その他の工事	等級区分なし。		

2 業務委託契約

等級区分なし。

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種別	等級	発注標準金額	
回収資材購入	等級区分なし。		
回収資材購入以外の製造請負・物件買入れ等	A	1,500万円以上	
	A、B	500万円以上	1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満	

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希望業種	許可業種
土木工事	土木工事業
下水管きょ工事	土木工事業
舗装工事	ほ装工事業
建築工事	建築工事業
電気工事	電気工事業
空調衛生工事	管工事業
水道施設工事	水道施設工事業
造園工事	造園工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
機械工事	機械器具設置工事業
通信工事	電気通信工事業
消防工事	消防施設工事業
塗装工事	塗装工事業
とび・土工工事	とび・土工工事業
防水工事	防水工事業
管内更生工事	管工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
内装工事	内装仕上工事業
建具工事	建具工事業
さく井工事	さく井工事業
タイル・れんが工事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
板金工事	板金工事業
石工事	石工事業
ガラス工事	ガラス工事業
左官工事	左官工事業
屋根工事	屋根工事業
大工工事	大工工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業
軽微工事	許可を必要としない工事

川崎市公告(調達)第146号

特定調達契約に関する総合評価一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 富士見公園再編整備事業
- (2) 履行場所 川崎市川崎区富士見1丁目、2丁目地内
- (3) 履行期間 事業契約締結の日から令和25年3月31日まで

## (4) 調達概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づき、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を活用するPFI（BTO）方式を導入して富士見公園再編整備を行うとともに、都市公園法に基づき、民間事業者が富士見公園の賑わいと活力・魅力の向上を図るため民間収益施設（以下、「公募対象公園施設」という。）を設置し、当該施設から生じる収益を活用して、公募対象公園施設との一体的な整備により魅力向上が期待される公園施設（以下、「特定公園施設」という。）の整備等を一体的に行う公募設置管理制度（以下、「Park-PFI」という。）を併用して実施するものとする。

なお、PFI事業は、落札者の構成員により特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立し、事業者が富士見公園の再編整備に係る統括管理、設計、建設、工事監理業務を行い、本市に所有権を移転するとともに、事業契約書に定める事業期間中、指定管理者として富士見公園の維持管理及び運営業務を行うものとする。

一方、Park-PFI事業は、Park-PFI事業者が公募対象公園施設の設置・管理運営を行うとともに、特定公園施設の整備を行うものとする。特定公園施設は、本市に無償譲渡するものとし、譲渡後の特定公園施設は、PFI事業の対象として、事業者が維持管理・運営を実施するものとする。

## (5) 予定価格

4,801,675,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

## (6) 契約方法

価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札をいう。以下同じ。）により行う。

## 2 契約条項を示す場所等

## (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の縦覧・交付場所及び契約に係る事務を担当する部局

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課  
〒210-0007川崎市川崎区駅前本町12番地1  
川崎駅前タワー・リパークビル17階  
電 話：044-200-2390  
F A X：044-200-3973  
E-mail：53mihoze@city.kawasaki.jp

## (2) 入札説明書等の縦覧・交付期間

令和4年3月25日(金)から令和4年6月17日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭

和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

なお、入札説明書等は川崎市公式ホームページ上でも公表する。

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

## (1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、複数の企業で構成するグループとする。入札参加者は、代表企業を定め、それ以外の企業は、構成企業、協力企業又はPark-PFI担当企業とする。

イ 参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うものとする。

ウ 代表企業、構成企業及び協力企業は、エに示すSPCから、PFI事業に係る統括管理、設計、建設、工事監理、維持管理、運営の業務を直接受託又は受注することを予定している企業とする。

エ 入札参加者は、落札者として選定された場合、代表企業及び構成企業の出資により、PFI事業を実施するSPCを仮事業契約締結時までに設立するものとする。

オ 代表企業は、出資者中最大の出資比率を負担するものとする。

カ 代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて当該出資者の出資比率の合計は、出資額全体の100分の50未満とする。

キ Park-PFI担当企業は、Park-PFI事業の実施にあたり、認定計画提出者となり、本市と実施協定を締結するものとし、Park-PFI事業を構成する各業務を遂行する責務を負うものとする。

ク Park-PFI担当企業は、本市と特定公園施設の譲渡契約を締結し、特定公園施設を本市に譲渡する法人とする。また、事業期間中、公募対象公園施設を所有するものは、原則、Park-PFI担当企業とする。

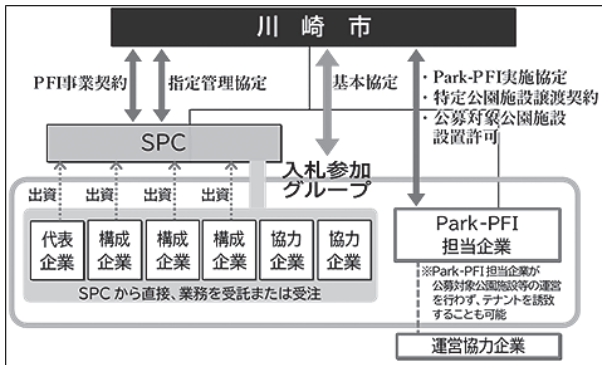
ケ Park-PFI担当企業が自ら公募対象公園施設や利便増進施設の運営を行わない場合には、それを実施する者（主としてテナントを想定。以下、「運営協力企業」という。）を参加表明書において明記すること。（参加表明時に運営協力企業が確定していない場合には、参加表明時の入札参加者グループ構成・役割分担表に、想定する施設の業種・業態を記載すること。）

コ 代表企業、構成企業若しくは協力企業又はPFI事業を実施するSPCが、Park-PFI担当企業になることは妨げない。

サ 参加表明書の提出後は、入札参加者の構成を変

更又は追加することを原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により入札参加者の構成を変更又は追加する必要が生じた場合、本市が承諾した場合に限り、これを認めるが、この場合であっても代表企業の変更は認めないものとする。

シ 入札参加者及び運営協力企業の各企業が、他の入札参加者に参加又は他の入札参加者の運営協力企業となることは、できないものとする。



(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業、協力企業及びPark-PFI担当企業は、本事業の業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

代表企業、構成企業及び協力企業のうちPFI事業に係る統括管理、設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者（事業者が設立するSPCからこれらの業務を受託・受注する者。以下、それぞれ「統括管理企業」、「設計企業」「建設企業」「工事監理企業」「維持管理企業」「運営企業」という。）は、以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面又は人事面で関係のある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

ア 統括管理業務を行う者

統括管理業務を実施する者は、以下の要件を満たすこと。

a 本市の令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。

イ 公園の設計業務を行う者

公園の設計業務を行う者は、以下の a から c

での要件を満たすこと。複数の設計企業で業務を実施する場合は、統括する設計企業を置くものとし、a及びbの要件はすべての者が満たし、cの要件はいずれかの1者が満たすものとする。

a 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門）を行っていること。

b 本市の令和3・4年度業務委託有資格業者名簿において、業種「建設コンサルタント」種目「造園部門」に登録されていること。

c 平成19年4月1日以降に完了している都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園（街区公園を除く）の設計実績（新設又は全面改修）を有すること。

ウ 建築物の建設業務を行う者

建築物の設計業務を行う者は、以下の a から c までの要件を満たすこと。複数の設計企業で業務を実施する場合は、統括する建設企業を置くものとし、a及びbの要件はすべての者が満たし、cの要件はいずれかの1者が満たすものとする。

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

b 本市の令和3・4年度業務委託有資格業者名簿において、業種「建築設計」に登録されていること。

c 平成19年4月1日以降に完了している公共施設（新築、増築又は改築）の設計実績を有すること。

エ 公園の建設業務を行う者

公園の建設業務を実施する場合は、以下の a から d までの要件を満たすこと。複数の建設企業で業務を実施する場合は、統括する建設企業を置くものとし、a及びbの要件はすべての者が満たし、c及びdの要件はそれぞれいずれか1者が満たすものとする。

a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事の特定建設業の許可を有していること。

b 本市の令和3・4年度工事請負有資格業者名簿において、業種「土木」種目「一般土木」に登録されていること。

c 平成19年4月1日以降に完了している都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園（街区公園を除く）の施工実績（新設又は全面改修）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が100分の20以



上のものに限る。

- d 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「土木一式」の総合評定値が920点以上であること。
- オ 建築物の建設業務を行う者  
建築物の建設業務を実施する者は、以下のaからdまでの要件を満たすこと。複数の建設企業で業務を実施する場合は、統括する建設企業を置くものとし、a及びbの要件はすべての者が満たし、c及びdの要件はそれぞれいずれか1者が満たすものとする。
- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事の特定建設業の許可を有していること。
- b 本市の令和3・4年度工事請負有資格業者名簿において、業種「建築」種目「一般建築」に登録されていること。
- c 平成19年4月1日以降に完了している公共施設（新築、増築又は改築）の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が100分の20以上のものに限る。
- d 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「建築一式」の総合評定値が960点以上であること。
- カ 公園の工事監理業務を行う者  
公園の工事監理業務を実施する者は、以下のaからcまでの要件を満たすこと。複数の工事監理企業で業務を実施する場合は、統括する工事監理企業を置くものとし、a及びbの要件はすべての者が満たし、cの要件はいずれか1者が満たすものとする。
- a 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門）を行っていること。
- b 本市の令和3・4年度業務委託有資格業者名簿において、業種「建設コンサルタント」種目「造園部門」に登録されていること。
- c 平成19年4月1日以降に完了している都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園（街区公園を除く）の設計または工事監理実績（新設又は全面改修）を有すること。
- キ 建築物の工事監理業務を行う者  
建築物の工事監理業務を実施する者は、以下のaからcまでの要件を満たすこと。複数の工事監理企業で業務を実施する場合は、統括する工事監

理企業を置くものとし、a及びbの要件はすべての者が満たし、cの要件はいずれか1者が満たすものとする。

- a 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 本市の令和3・4年度業務委託有資格業者名簿において、業種「建築設計」に登録されていること。
- c 平成19年4月1日以降に完了している公共施設（新築、増築又は改築）の工事監理実績を有すること。
- ク 維持管理業務を行う者  
維持管理業務を実施する者は、以下のaからcの要件を満たすこと。複数の維持管理企業で実施する場合は、統括する維持管理企業を置くものとし、aの要件はすべての者が満たし、b及びcの要件はそれぞれいずれか1者が満たすものとする。
- a 本市の令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。
- b 平成19年4月1日以降に都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園（街区公園を除く）の維持管理業務の実績を有していること。
- c 平成19年4月1日以降に運動施設（公共施設に限らず、民間施設も含む）の維持管理業務の実績を有していること。
- ケ 運営業務を行う者  
運営業務を実施する者は、以下のa及びbの要件を満たすこと。複数の運営企業で実施する場合は、統括する運営企業を置くものとし、aの要件はすべての者が満たし、bの要件はいずれか1者が満たすものとする。
- a 本市の令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。
- b 平成19年4月1日以降に運動施設（公共施設に限らず、民間施設も含む）の運営業務の実績を有していること。
- (3) 入札参加者の制限  
以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。
- ア 法人でない者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ウ 参加表明書の受付締切日から提案審査に係る提出書類の提出締切日までの間において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による市の指名停止措置を受けている者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされてい

る者（更生計画が認可された者（建設業務を行う者）にあっては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、更生計画が認可された者）を除く。）

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画が認可された者（建設業務を行う者）にあっては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、再生計画が認可された者）を除く。）

カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立てがなされている者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

ク 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である法人

ケ 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(ウ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者

コ 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力がある法人  
 サ 子会社又は親会社がエからコまでのいずれかに該当する法人

シ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ・株式会社建設技術研究所
- ・シリウス総合法律事務所
- ・株式会社学校文化施設研究所
- ・永井公認会計士事務所

ス 入札説明書に記載する「川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

セ 入札参加者で、他の入札参加グループに参加している者（運営協力企業となっている者を含む）。ただし、本市が落札者と基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、落札者の業務等を支援し及び協力することは可能である。

#### 4 入札参加資格の確認

##### (1) 参加表明書等の提出

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格確認審査に係る提出書類を提出すること。

##### (2) 受付期間

令和4年6月15日(水)から令和4年6月17日(金)の、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

##### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

##### (4) 提出先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課  
 〒210-0007川崎市川崎区駅前本町12番地1  
 川崎駅前タワーリパークビル17階

##### (5) 入札参加資格確認審査結果の通知

入札参加資格確認審査については、資格審査結果を、令和4年7月1日(金)までに、市から書面又はEメールにて通知する。

#### 5 入札の手続等

##### (1) 提案審査に係る提出書類の提出

入札参加資格確認審査の結果、入札参加資格があると認められた入札参加希望者は、提案審査に係る提出書類を提出するものとする。

##### (2) 受付期間

令和4年7月11日(月)から令和4年7月15日(金)の、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

##### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

##### (4) 提出先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課  
 〒210-0007川崎市川崎区駅前本町12番地1  
 川崎駅前タワー・リパークビル17階

##### (5) 開札の日時及び場所

- ア 開札日時  
令和4年7月19日(火) 午後2時
- イ 開札場所  
川崎市建設緑政局会議室  
〒210-0007川崎市川崎区駅前本町12番地1  
川崎駅前タワー・リパークビル17階
- (6) 入札保証金  
免除する。
- (7) 入札価格  
入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- (8) 落札者の決定  
入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、総合評価一般競争入札により、落札者決定基準に基づき、選定委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。  
なお、本市は、選定委員会における最優秀提案者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (9) 落札者決定基準  
「富士見公園再編整備事業落札者決定基準」のとおり
- (10) 落札結果の公表  
落札者決定後、入札参加者の代表企業に対して、落札結果を通知するとともに、本市ホームページ等に公表する。  
なお、入札参加者は、提案内容の評価の点数について疑義がある場合は、公表された日から起算して2日以内に、市に照会することができる。
- 6 契約の手続
- (1) 契約書作成の要否  
要する。
- (2) 契約の条件  
落札者と市は、基本協定を速やかに締結し、SPC設立後、SPCと市は、速やかに仮事業契約の締結を行うものとする。なお、本事業の事業契約の締結については、PFI法第12条及び川崎市契約条例第5条の規定により、市議会の議決がなされ、かつ契約者になろうとする者の指定管理者の指定に関する議決がなされたときに本契約を締結することができる。また、事業契約締結時に、落札者のうち、Park-PFIを担当するものとPark-PFI事業実施協定を締結する。
- (3) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨に限る。
- (4) 特定工事請負契約及び特定業務委託契約の準用  
SPCと本市との間で締結する事業契約は、川崎市

契約条例第7条第1項に定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約に準じた扱いとする。本事業の事業契約書には、特定工事請負契約及び特定業務委託契約に準じて、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める。詳しくは、川崎市契約課のホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を参照すること。併せて、指定管理者制度に係る特定契約については、本市ホームページの「特定契約制度について」（上記「入札情報かわさき」からリンクしている。）を参照すること。

#### 7 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申し立てることができる。

#### 8 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。
- (2) 契約に係る事務を担当する部局の名称  
川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課

#### 9 Summary

- (1) Subject matter of the contract:  
PFI-based design, Construction, operation and maintenance of the Fujimi Park.  
Park-PFI-based design, construction, operation and maintenance of private profit facility with private funds.
- (2) Time-limit for tender (directdelivery)  
3:00 pm 15 July, 2022
- (3) Deadline for tender (byregisteredmail)  
3:00 pm 15 July, 2022
- (4) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Green Conservation and Maintenance Division  
Construction and Greenery Bureau  
Kawasaki-Ekimae-Tower-RiverK Bldg12-1  
Ekimae Honcho, Kawasaki-Ward, Kawasaki-city,  
Kanagawa-Prefecture, 210-0007, Japan  
TEL : 044-200-2390  
E-mail:53mihoze@city.kawasaki.jp

## 税 公 告

### 川崎市税公告第26号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25

年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。  
 なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により  
 交付します。

令和4年2月25日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	市民税・県民税(普通徴収)	第2期分	令和4年3月8日	計2件
令和3年度	市民税・県民税(普通徴収)	第3期分	令和4年3月8日	計9件
令和3年度	市民税・県民税(普通徴収)	12月随時分	令和4年3月8日	計2件
令和3年度	市民税・県民税(普通徴収)	11月随時分	令和4年3月8日	計41件
令和3年度	市民税・県民税(普通徴収)	10月随時分	令和4年3月8日	計1件
令和3年度	市民税・県民税(普通徴収)	7月随時分	令和4年3月8日	計1件
令和3年度 (令和2年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	11月随時分	令和4年3月8日	計3件
令和2年度	市民税・県民税(普通徴収)	第4期分	令和4年3月8日	計1件
令和3年度	固定資産税都市計画税(土地・家屋)	11月随時分	令和4年3月8日	計2件
令和3年度	固定資産税都市計画税(土地・家屋)	第3期分	令和4年3月8日	計48件
令和3年度 (令和2年度課税分)	固定資産税都市計画税(土地・家屋)	11月随時分	令和4年3月8日	計1件
令和3年度 (平成31年度課税分)	固定資産税都市計画税(土地・家屋)	11月随時分	令和4年3月8日	計1件
令和3年度 (平成30年度課税分)	固定資産税都市計画税(土地・家屋)	11月随時分	令和4年3月8日	計1件
令和3年度	市民税(法人)	12月分	令和4年3月8日	計1件

(別紙省略)

**川崎市税公告第27号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、  
 その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送  
 達することができないので、地方税法(昭和25年法律第  
 226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎  
 市条例第26号)第10条の規定により公告します。  
 なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付  
 します。

令和4年2月25日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

**川崎市税公告第28号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、  
 その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送  
 達することができないので、地方税法(昭和25年法律第  
 226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎

市条例第26号)第10条の規定により公告します。  
 なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付  
 します。

令和4年2月25日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

**川崎市税公告第29号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、  
 その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送  
 達することができないので、地方税法(昭和25年法律第  
 226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎  
 市条例第26号)第10条の規定により公告します。  
 なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付  
 します。

令和4年2月25日

川崎市長 福田紀彦



(別紙省略)

**川崎市税公告第30号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月4日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第31号**

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月4日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	市民税 ・ 県民税 (普通徴収)	第4期分	令和4年3月14日	計1件

(別紙省略)

**川崎市税公告第32号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月4日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第33号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送

達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月4日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**上下水道局規程****川崎市上下水道局規程第3号**

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月1日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部

を改正する規程

川崎市上下水道局安全衛生管理規程(昭和61年川崎市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

浄水2課 (水道水質課及び水道施設管理課)	水道水質課長	1人	1人	1人	
--------------------------	--------	----	----	----	--

」

を

「

浄水2課 (水道水質課及び水道施設管理課)	水道水質課長	1人	1人	2人	
--------------------------	--------	----	----	----	--

」

に改める。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

**上下水道局告示****川崎市上下水道局告示第9号**

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和4年3月9日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

1 指定有効期間

令和4年 4月1日から  
令和9年 1月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1191  
商号又は名称 株式会社高津石油  
営業所所在地 川崎市高津区末長2丁目23番45号  
代表者氏名 関口 淳也  
指定番号 1192  
商号又は名称 有限会社日新工業  
営業所所在地 川崎市多摩区中野島4丁目2番26号

代表者氏名 須藤 正巳

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第19号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月1日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名 令和4年度 川崎・幸区 給水管維持工事(単価契約)
	履行場所 本市指定箇所一円
	履行期間 契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体(以下「特定JV」という。)又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 特定JVの資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>a 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>(エ) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(オ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(カ) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>イ 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(イ) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(ウ) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>

<p>参加資格</p>	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「水道施設」）を有していること。</p> <p>ウ 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」で登録されていること。</p> <p>(イ) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「管」）を有していること。</p> <p>(オ) 川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者登録を行っていること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>ア 「(1)特定JVの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。</p> <p>イ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。なお、(1)イ(ウ)の技術者との兼任を可とする。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「管」）を有していること。</p> <p>オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者登録を行っていること。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和4年3月23日 午後5時00分 (財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）)</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>その他</p>	<p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
<p>(案件2)</p>	
<p>競争入札に付する事項</p>	<p>件名 令和4年度 中原・高津・宮前区 給水管維持工事（単価契約）</p> <p>履行場所 本市指定箇所一円</p> <p>履行期間 契約の日から令和5年3月15日まで</p>
<p>参加資格</p>	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下「特定JV」という。）又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p>

参加資格

(1) 特定JVの資格条件

ア 全ての構成員に必要な条件

- (ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
  - a 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
  - b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
  - c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
- (エ) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (オ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (カ) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。

イ 特定JVの代表者に必要な条件

- (ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。
- (イ) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
- (ウ) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。  
※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。  
ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。  
また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。  
なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。
- (エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「水道施設」）を有していること。

ウ 特定JVの構成員2に必要な条件

- (ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」で登録されていること。
- (イ) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。  
※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。
- (エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「管」）を有していること。
- (オ) 川崎市上下水道局指定給水装置工事業登録を行っていること。

(2) 単体企業の資格条件

- ア 「(1)特定JVの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。
- イ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。
- ウ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。なお、(1)イウの技術者との兼任を可とする。  
※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。
- エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「管」）を有していること。



参加資格	オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事業者登録を行っていること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年3月23日 午後5時00分 (財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名 令和4年度 多摩・麻生区 給水管維持工事（単価契約）
	履行場所 本市指定箇所一円
	履行期間 契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下「特定JV」という。）又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 特定JVの資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>a 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>(エ) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(オ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(カ) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>イ 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(イ) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(ウ) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>

参加資格	<p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「水道施設」）を有していること。</p> <p>ウ 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」で登録されていること。</p> <p>(イ) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「管」）を有していること。</p> <p>(オ) 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者登録を行っていること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>ア 「(1)特定JVの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。</p> <p>イ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。なお、(1)イウの技術者との兼任を可とする。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「管」）を有していること。</p> <p>オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者登録を行っていること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年3月23日 午後5時00分</p> <p>(財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）)</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p> <p>その他 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
(案件4)	
競争入札に付する事項	件 名 令和4年度西部下水管内取付管布設第1号工事
	履行場所 川崎市宮前区地内
	履行期間 契約の日から令和5年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>

参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年3月28日 午後1時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p> <p>その他 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	令和4年度北部下水管内取付管布設第1号工事
	履行場所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履行期間	契約の日から令和5年1月31日まで

参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年3月28日 午後1時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>



(案件6)

競争入札に付する事項	<p>件 名 下作延7丁目400mmー100mm配水管布設替工事</p> <p>履行場所 自：高津区下作延7-1-26先 至：高津区下作延4-8-1先</p> <p>履行期間 契約の日から300日間</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年3月28日 午後1時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件7)

競争入札に付する事項	<p>件名 大師河原貯留管建設機械その7工事</p> <p>履行場所 川崎市川崎区塩浜3-17-1</p> <p>履行期間 契約の日から令和5年12月15日まで</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成18年4月1日以降に有すること。</p> <p>下水道法第2条2の「下水道」に定義される下水道施設における充填塔式生物脱臭設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く）。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資比率が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和4年3月28日 午後2時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## 川崎市上下水道局公告第20号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月8日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	等々力水処理センター建設土木その41工事
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体(以下「特定JV」という。)でなければなりません。ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>(イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>エ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(3) 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年4月12日 午後5時00分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## (案件2)

競争入札に付する事項	<p>件 名 令和4年度中部下水管内取付管布設第1号工事</p> <p>履行場所 川崎市中原区、高津区地内</p> <p>履行期間 契約の日から令和5年1月31日まで</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>



契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年4月4日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 入江崎水処理センター建設機械その123工事
	履行場所 川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期間 契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1)川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4)令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6)機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7)監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第3号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8)次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成18年4月1日以降に有すること。 計画汚水量23,700m<sup>3</sup>/日以上 of 下水道法第2条2の「下水道」に定義される下水道施設（処理施設に限る）における反応タンク設備工事の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く）。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月12日 午後5時00分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>(4) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	令和4年度南部下水管内取付管布設第1号工事
	履行場所	川崎市川崎区、幸区内
	履行期間	契約の日から令和5年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履歴証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	<p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年3月30日 午後1時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## (案件5)

競争入札に付する事項	件名	入江崎水処理センター電動門扉設置工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>	

入札日時等	令和4年3月30日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第21号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月15日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名 等々力・戸手下水圧送管その7工事
	履行場所 川崎市中原区上平間、幸区下平間地内
	履行期間 契約の日から365日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>



契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年4月11日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

### 上下水道局公告(調達)

#### 川崎市上下水道局公告(調達)第12号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 調達の名称及び数量  
デジタル水道メーター(修理品) 20mm 28,800個
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地  
財政局資産管理部契約課  
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者を決定した日  
令和4年1月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
柏原計器工業 株式会社 神奈川営業所  
所長 鹿島 康弘  
横浜市青葉区あざみ野2丁目2番地4
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)  
25,344,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和3年12月10日

#### 川崎市上下水道局公告(調達)第13号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 調達の名称  
(1) 令和4年度 長沢浄水場 脱水土処理(セメント)委託(単価契約)  
(2) 令和4年度 長沢浄水場 脱水土処理(改良土)委託(単価契約)
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地  
財政局資産管理部契約課  
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者を決定した日  
(1) 令和4年1月18日  
(2) 令和4年2月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
(1) 株式会社 デイ・シイ 環境事業部  
取締役執行役員部長 山下 政志  
川崎市川崎区浅野町1番1号  
(2) 巴山興業 株式会社  
代表取締役 巴山 健一  
東京都調布市多摩川二丁目25番地1
- 5 落札金額  
(1) 8,500円  
(2) 7,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
(1) 令和3年11月25日  
(2) 令和3年12月10日

### 交通局規程

#### 川崎市交通局規程第4号

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月11日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を  
改正する規程

川崎市交通局ICカード取扱規程(平成19年交通局規  
程第6号)の一部を次のように改正する。

第38条第5項ただし書中「定期乗車券の」を削る。

附 則

この規程は、令和4年3月12日から施行する。

## 病 院 局 公 告

### 川崎市病院局公告第13号

#### 入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり  
公告します。

令和4年3月1日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

#### 1 総 則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報  
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担  
当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」とい  
います。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以  
下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規  
程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書  
類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、イ  
ンターネットにおいて、病院局入札情報のページで  
閲覧及びダウンロードすることができます。

([https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/  
contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.  
html](https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている  
場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、  
閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の  
日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午  
後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ  
た期間に病院局契約担当窓口への持参により受け  
付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度  
川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名

簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごと  
に定められた競争参加資格のほか、次の全ての条  
件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に  
よる指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資  
格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会へ  
の出席等の競争参加者の義務を誠実に履行する  
こと。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙  
の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交  
付します。競争参加資格があると認め難い者には、  
別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参  
加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ  
いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参  
加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局  
入札情報のページで取得できます。)により受け付  
けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓  
口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院  
局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙  
の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加  
資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。  
なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限  
及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨  
の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契  
約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格  
の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入  
札を行った入札者を落札者とします。ただし、著  
しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、  
最低制限価格が設定されている案件については、  
その価格に満たない価格で入札した者の入札は無  
効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回  
り、落札者を決定できないときは、再度入札を行  
います。ただし、その前回の入札が参加者心得の  
規定により無効とされた者及び開札に立会わない  
者は再度入札に参加できません。

- カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- (7) 契約の締結について  
落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
- ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。

ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 令和4年第2回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。

## (案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和4年度川崎病院給食用米穀の単価契約(4月～10月期)
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和4年4月1日から令和4年10月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「食料品」 種目「食料品」
	地域区分	「市内」、「準市内」
	その他	競争参加申込時に、銘柄など納品予定米が仕様書中「1品名」に定める仕様を満たすことがわかる書面を提出すること。 (書面審査の結果によっては、サンプル品の提出を求める場合がございます。)
競争参加の申込	令和4年3月1日から令和4年3月4日まで受け付けます。	
提案に対する回答	令和4年3月8日までに適宜通知します。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年3月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和4年度井田病院給食用米穀の単価契約(4月～10月期)
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	令和4年4月1日から令和4年10月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「食料品」 種目「食料品」
	地域区分	「市内」、「準市内」
	その他	競争参加申込時に、銘柄など納品予定米が仕様書中「1品名」に定める仕様を満たすことがわかる書面を提出すること。 (書面審査の結果によっては、サンプル品の提出を求める場合がございます。)
競争参加の申込	令和4年3月1日から令和4年3月4日まで受け付けます。	
提案に対する回答	令和4年3月8日までに適宜通知します。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年3月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第14号

令和4年2月25日川崎市病院局公告第12号を次のとおり訂正します。

(誤)

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	井田病院体高压蒸気滅菌装置(オートクレーブ)保守業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(正)

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	井田病院体高压蒸気滅菌装置(オートクレーブ)保守業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

川崎市病院局公告第15号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。 )及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。 )ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け

令和4年3月3日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。 )により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。



- イ 入札書の提出方法は、持参とします。
  - ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。
  - エ 入札保証金は免除します。
  - オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。
- 入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回

- り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。
  - カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- (7) 契約の締結について
- 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
  - ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。
  - イ 契約書の作成を必要とします。
  - ウ 令和4年第2回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院トイレ節水型洗浄器具賃貸借
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで (5年間の長期継続契約)
競争参加資格	名簿の登録	業種「リース」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年3月10日から令和4年3月16日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年3月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
その他	「トイレ節水型洗浄器具設置箇所図面」は、競争参加資格があると認められた事業者に対して競争参加資格確認通知書とともに交付します。	

**川崎市病院局公告第16号**

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月10日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話044-200-3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局

(案件1)

入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 令和4年第2回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。

競争入札に付する事項	件名	川崎病院病理検査業務支援システム保守業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年3月10日から令和4年3月16日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和4年3月23日 午前11時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室

予 定 価 格	公表しません。
最低制限価格	設定しません。

## 病院局公告（調達）

### 川崎市病院局公告（調達）第5号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第40号）第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年3月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

- 1 物品及び役務の名称  
川崎病院清掃業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
病院局経営企画室契約担当  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年2月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 新東美装 代表取締役 新町 純一  
東京都世田谷区上用賀四丁目3番8号
- 5 契約金額  
109,340,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告（公示）を行った日  
令和4年1月11日

### 川崎市病院局公告（調達）第6号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第40号）第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年3月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

- 1 物品及び役務の名称  
井田病院清掃業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
病院局経営企画室契約担当  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階
- 3 契約の相手方を決定した日

令和4年2月24日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 サンメンテナンス  
代表取締役 方山 典優  
大阪市中央区和泉町一丁目1番14号  
シイナビル10階
- 5 契約金額  
66,184,800円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告（公示）を行った日  
令和4年1月11日

## 教育委員会規則

### 川崎市教育委員会規則第1号

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和43年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「川崎市立看護短期大学」を「川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### 川崎市教育委員会規則第2号

川崎市青少年科学館使用規則及び川崎市立日本民家園使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市青少年科学館使用規則及び川崎市立日本民家園使用規則の一部を改正する規則（川崎市青少年科学館使用規則の一部改正）

第1条 川崎市青少年科学館使用規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(川崎市立日本民家園使用規則の一部改正)

第2条 川崎市立日本民家園使用規則(昭和51年川崎市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### 教育委員会告示

#### 川崎市教育委員会告示第5号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和4年3月8日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

1 日時 令和4年3月15日(火)10時00分から

2 場所 明治安田生命川崎ビル4階

教育委員会室

3 議事

(非公開予定)

議案第48号 人事について

議案第49号 人事について

### 教育委員会訓令

#### 川崎市教育委員会訓令第1号

事務局各課

各教育機関

川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月3日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関

する規程の一部を改正する訓令

川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程(平成19年川崎市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「看護短期大学」を「看護大学及び看護短期大学」に改める。

附則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

### 選挙管理委員会告示

#### 川崎市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和4年3月2日

川崎市選挙管理委員会

委員長 宮原 春夫

1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び同法第75条第1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併協議会設置の請求)及び同法第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

25,223人

2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、同法第81条第1項(市長の解職の請求)及び同法第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

257,642人

3 地方自治法第80条第1項(議会の議員の解職の請求)及び同法第86条第1項(区選挙管理委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区 62,977人

幸区 46,731人

中原区 71,974人

高津区 63,968人

宮前区 64,279人

多摩区 60,880人

麻生区 49,572人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び同法第5条第15項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を



有する者の総数の6分の1の数

210,190人

---

**監 査 公 表**

---

3 川 監 公 第 4 号

令和4年3月8日

川崎市職員措置請求に係る監査委員の勧告  
に基づく措置について（公表）

川崎市職員措置請求に係る監査委員の勧告（令和3年10月22日付け3川監第597号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、川崎市長から通知がありましたので、同項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子

別添

3川議第2276号  
令和4年2月18日

総務企画局長 様

議会議長

川崎市職員措置請求に係る措置状況報告について (回答)

令和3年10月22日付け3川総第102号で依頼のありました標記の件につきまして、令和3年10月22日付け3川監第597号による勧告に  
関し、別紙のとおり回答します。

庶務課〔政務活動費〕  
内線53103

3川総第165号  
令和4年2月25日

川崎市監査委員 大村 研一 様  
同 植村 京子 様

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に対する措置について (通知)

令和3年10月22日付け3川監第597号で通知のありました勧告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により、別  
添のとおり通知します。

## 別紙

令和4年2月14日

令和3年10月22日に公表された秋田恵議員の政務活動費に関する  
住民監査請求の監査結果に対する確認について

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に対する措置状況

## 【報告の要旨】

秋田恵議員が令和2年度に支出した事務費について、市長は政務活動費の支出の妥当性を確認し、秋田恵議員に対して期限を定めて返還を求め、必要な措置を講じられた。

## 【措置の内容】

議会事務局総務部庶務課において、住民監査請求の監査結果、令和2年度の政務活動費の収支報告書及び支出確認書類、秋田恵議員が提出した文書、住民監査請求で報告の出された秋田議員の令和元年度の政務活動費に関する議会局による検証(以下「令和元年度の政務活動費に関する検証」という。)において秋田恵議員が議会局に提出した資料等により事実関係を確認しました。

確認の結果、令和2年度に秋田恵議員が支出した政務活動費のうち、事務費について、201号室は政務活動事務所としての実体を有しておらず、その賃料並びに使用に係る電気料金及びガス料金を政務活動費として支出することは妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ません。

以上のことから、令和4年2月17日に、令和2年度に秋田恵議員に対して支出した政務活動費のうち、事務所賃料の1/2相当額である59万8320円の交付決定の一部取消及び返還命令を行うとともに、201号室の使用に係る電気料金及びガス料金について、秋田恵議員に使用料金の特定を求めたが、その回答はなく、201号室の電気及びガスの使用実態は明らかとなっていないため、電気料金の1/2相当額である1万3424円及びガス料金1/2相当額である1万1122円の交付決定の一部取消及び返還命令を行いました。

なお、詳細は、別紙「令和3年10月22日に公表された秋田恵議員の政務活動費に関する住民監査請求の監査結果に対する確認について」に記載のとおりです。

## 1 住民監査請求について

令和3年8月25日付けで川崎市職員措置請求書が監査委員に提出され、同年10月22日に監査結果が公表された。秋田恵議員(以下「秋田議員」という。)は、令和2年度に事務所賃料及び光熱水費の合計125万3588円を事務所費として支出しているが、監査委員は、事務所費の一部について、返還請求を行う必要があるとの判断を示し、市長は支出の妥当性を確認し、秋田議員に対して期限を定め返還を求め、必要な措置を講じられたとの報告がなされた。

## 【住民監査請求の主な内容】

## (1) 請求人の主張

秋田議員の事務所は、政務活動費に関する調査結果(令和3年8月19日付け3川監第447号)によると、2部屋を対象に支出されているが、収支報告書には、うち1部屋(101号室)に関する記載があるのみであり、もう1部屋(201号室)の存在を故意に隠したものであること、また、事務所には秋田議員の看板などが設置されておらず、政務活動事務所として認識できないことから、当該支出の返還を求めらる。

(住民監査請求公表文より)

## (2) 監査委員の判断

秋田議員の事務所が入った建物外側には、看板、ポストの表札などがなく、外観上事務所としての形態を備えているとは認め難いものの、同建物の別入口から入った101号室の入口外側には、秋田議員のポスターが貼られ、部屋内には、机、いす、コピー機、パソコンなどの備品が設置されており、常勤事務員はいないが、事務所として一定の形態を整えていることが認められる。

これに対し、201号室の状況について、秋田議員によると、前回201号室写真(※1)は、前回101号室写真(※2)及び今回101号室写真(※3)と同時期である令和2年1月頃に撮影したもので、この後、書類や備品等が増加して室内の状況が変わり、同年2月か3月頃、今回201号室写真(※4)を撮り直した旨主張する。

しかしながら、前回101号室写真及び今回101号室写真には、室内壁に同一のポスター4枚が貼られているところ、そのうち2枚について、1枚目のポス

ター(藤子・F・不・二雄ミュージアム10周年記念)は令和3年7月に市が公表したもので、2枚目のポスター(元川崎フロンターレ選手)は令和3年1月に市が公表したものであることから、いずれの写真も令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

そうすると、今回201号室写真及び前回201号室写真についても、同時期である令和3年7月以降に撮影されたもので、今回201号室写真は、前回監査その2(※5)の結果の公表後に、前回201号室写真に収められた室内の状況を変更して撮影されたものと推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

次に、事務所的光熱水費について検討するに、秋田議員は、101号室の水道料金のみを政務活動費として請求し、201号室の水道料金は、市のシステム都合により請求書が同時期に発行されなかったことから、政務活動費として請求しなかつた旨主張する。

しかしながら、上下水道局によると、令和2年度の本件事務所に係る水道料金の検針日と、「使用水量のお知らせ兼納入通知書」及び「水道料金等納付書兼領収書」の発行日は101号室と201号室において同日であり、水道メーターの検針と同日にこれらの納付書等を利用者のポストに投函しているとしており、これに反する秋田議員の主張はにわかに信用できない。

これらの事実を鑑みれば、令和2年当時の201号室の状況は、前回201号室写真のとおりであり、「ソファアローテーブルのみ」が設置されていたのであるから、事務所としての形態を整えているとはいえず、本件事務所賃借料のうち、2階の賃借料を政務活動費として支出することは妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ない。

また、電気料金、ガス料金については、101号室及び201号室の使用に係る料金を合算して支出しているが、このうち201号室において使用した電気、ガスについても政務活動費として支出することは、妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ない。

以上のとおり、市長は、秋田議員に対して支出した事務所費に係る政務活動費のうち、事務所賃借料の1/2相当額である59万8320円、201号室の使用に係る電気料金及びガス料金の返還請求を行う必要があるといえる。

(住民監査請求公表文より)

※1 前回201号室写真  
前回監査その2(※5)において、秋田議員が提出した201号室内の写真

※2 前回101号室写真  
前回監査その2(※5)において、秋田議員が提出した101号室内の写真

※3 今回101号室写真  
本件措置請求において、秋田議員が提出した101号室内の写真

※4 今回201号室写真

本件措置請求において、秋田議員が提出した201号室内の写真

※5 前回監査その2

令和3年8月19日付け3川監第447号により公表した、秋田議員が

令和元年度に支出した政務活動費に関する住民監査請求の監査結果

**2 監査結果に対する確認について**

**(1) 確認すべき点**

令和2年度に秋田議員が支出した事務所費について、201号室の賃料、201号室の使用に係る電気料金及びガス料金を政務活動費から支出することの妥当性について確認する。

**(2) 確認の進め方**

監査結果に対する確認は、政務活動費に関する業務を所管する議会事務局総務部庶務課で行うこととし、住民監査請求の監査結果、住民監査請求で秋田議員が監査委員に提出した書類及び秋田議員に対して行われた関係人調査の陳述録、令和2年度の秋田議員の政務活動費に関する収支報告書及び支出確認書類のほかに、秋田議員へのヒアリング調査等により事実関係を確認することとした。

しかしながら、住民監査請求で監査委員に提出した書類や関係人調査の陳述録の提出、ヒアリング調査への協力を秋田議員に依頼したが応じなかったため、住民監査請求で報告の出された秋田議員の令和元年度の政務活動費に関する議会局による検証(以下「令和元年度の政務活動費に関する検証」という。)において、秋田議員が提出した資料も含めて判断することとした。

また、秋田議員に対し、監査結果に対する意見書の提出を何度か求めたところ、秋田議員の主張が記載された文書が3回にわたり提出された。

**3 秋田議員の事務所の概要及び事務所賃料の支出状況**

(1) 事務所への政務活動費の支出を行うに当たり、令和元年12月に政務活動事務所台帳の写しとともに提出された賃貸借契約書から、次の事項が認められる。

ア 秋田議員は、令和元年12月15日から、幸区中幸町の3階建て建物の1階の1室(101号室)と2階の1室(201号室)の計2室を賃貸借しており、

2室合計の面積は43.69㎡である。

イ 2室合計の賃料は、月額19万9000円である。

ウ 事業内容は、川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとしている。

(2) 政務活動費に関する収支報告書及び支出確認書類から、令和2年度は事務所賃料で振込手数料を含み119万6640円を計上している。また、光熱費では、101号室及び201号室の2部屋の使用に係る電気料金で2万6849円、ガス料金で2万2245円を計上している(事務所賃料、電気料金及びガス料金の



いずれも政務活動以外の活動が含まれるため、総額から1/2を按分している。)

#### 4 秋田議員の主張

秋田議員は監査結果に対する議会局のヒアリング調査に応じなかったが、今回の監査結果に対する確認で秋田議員から提出された文書では、概ね次のように述べている。

(1) 議会局が求めている監査結果に対するヒアリング調査及び資料の提出について、議会局に提出を要求している11月4日に行われたヒアリング(令和元年度の政務活動費に関する検証の記録が私に提出された)の全ての内容の記録が私に対して提出されたのちに、その内容を検証してからヒアリングの可否及び日程の回答並びに意見書、資料の提出を検討する。

また、監査委員に提出した書面の全てと関係人調査の陳述録を提出できないのは既に説明しているとおお、非公開であるためである。(「ヒアリング調査への協力について(再度のお願い)」について(令和3年12月14日付け))

(2) 議会局が求めている監査結果に対するヒアリング調査について、議会局のヒアリング調査に対する説明が事実ではなく、ヒアリング調査及び検証に疑義がある。また、議会局が求めている2階部分の光熱費について、議会局への疑義がある状況であり、情報の隠匿が今まさになされていると確認したことから、11月4日に行われたヒアリングの全ての内容の記録が私に対して提出されたのちに、その内容を検証し資料の提出を検討する。(「ヒアリング調査への協力について(再度のお願い)」について)に対する返信について(令和3年12月14日付け)※(1)と別文書)

(3) 11月4日に行われたヒアリングの全ての内容の記録及び12月3日に監査委員が公表した議会局による令和元年度の政務活動費の検証結果から、これまでに私が議会局に提出した文書を検証した結果、議会局は、証拠の隠滅や非公開であるはずの情報の開示を行い、ヒアリングや私の提出した書類を無視して、作為的にかつ悪意のある報告書の作成を行っており、2階部分の資料を政務活動費から支出することは問題のないことである。(「ヒアリング調査及び政務活動事務所の2階部分の光熱水費について」について(令和4年1月6日付け))

#### 5 市の判断

(1) 「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」において、政務活動とは、調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動と規定し(条例第10条第1項)、事務所費について、会派又は交付対象議員が政務活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費と規定している。(条例別表)

また、川崎市議会の「政務活動費の運用指針」において、事務所費で支出ができる事務所とは、事務所としての形態を備えているものに限らず、事務所としての実体については、使用実績、看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断することとしている。

(2) 令和元年度の政務活動費に関する検証では、秋田議員から101号室及び201号室の室内の状況が撮影された計8枚の写真が写っている資料が提出された。そのうち、101号室の室内の状況を撮影した写真の中に、令和3年1月に市が公表した元川崎フロンターレ選手のポスター(以下「本件ポスター①」という。)や令和3年7月に市が公表した藤子・F・不二雄ミュージアム10周年記念のポスター(以下「本件ポスター②」という。)が写っていたことから、残りの写真(101号室の室外や201号室の室内外を撮影)も同じ資料に印刷され、秋田議員から別の写真が提出されていないため、8枚の写真はいずれも同時期に撮影されたものと考えられるが自然で、いずれも令和3年7月以降の事務所の使用状況を示すものであり、令和元年度の事務所の使用状況を示す証拠にはならない。また、このほか秋田議員は令和元年度の201号室の使用状況を示す写真を提出していないことから、令和元年度の政務活動費に関する住民監査請求の監査結果のとおり、201号室はソファアールとローテーブルが設置されているのみであるため、政務活動事務所としての実体を有しているとは認められず、201号室の資料を政務活動費から支出することは妥当性を欠き、不適法であるとして、事務所賃料の1/2相当額について政務活動費の交付決定を一部取り消し、返還命令を発出した。

なお、令和元年度の政務活動費に関する検証では、議会局からの照会に対し、秋田議員が令和3年10月19日付け文書で、令和2年1月から3月に撮影したと回答していた101号室及び201号室の室内外を撮影した8枚の写真について、令和3年11月4日のヒアリング調査では、本件ポスター①及び②の写った101号室の室内写真は、市が作成したポスターが届いた後(令和3年度)と回答を変更しており、秋田議員は当初、議会局からの照会に対し、事実を述べておらず、10月22日に公表された今回の住民監査請求でも、監査委員に対し、101号室の写真の撮影時期等について事実と異なる説明をしていたことから、秋田議員の主張は、にわか信用できないとした。

(3) 今回の確認では、監査結果に対するヒアリング調査について、令和3年11月9日、同年12月7日、16日及び28日の4回にわたって、秋田議員にヒアリング調査への協力を依頼したが応じず、住民監査請求で監査委員に提出した資料と関係人調査の陳述録の提出について、これらを住民監査請求の当事者である秋田議員が議会局に提出することは可能であるにもかかわらず、監査委員に提出した資料は非公開との理由で提出されなかった。

次に、秋田議員の主張が示された文書3通が提出されたが、これらの文書には、令和2年度の事務所費の支出の妥当性を確認するに当たり、考慮すべき主張やそ

2相当額である1万1122円の返還請求を行うこととし、合計62万2866円の返還請求を行うものとする。

(参考)

1 議会局から秋田議員に送付した文書

- (1) ヒアリング調査への御協力について (令和3年11月9日付け)
- (2) ヒアリング調査への御協力について (再度のお願い) (令和3年12月7日付け)
- (3) 政務活動事務所の2階部分の光熱水費について (令和3年12月7日付け)
- (4) ヒアリング調査及び政務活動事務所の2階部分の光熱水費について (令和3年12月16日付け)
- (5) ヒアリング調査及び政務活動事務所の2階部分の光熱水費について (令和3年12月28日付け)

2 秋田議員から提出された文書

- (1) 「ヒアリング調査へのご協力について (再度のお願い)」について (令和3年12月14日付け)
- (2) 「ヒアリング調査へのご協力について (再度のお願い)」に対する返信について (令和3年12月14日付け)
- (3) 「ヒアリング調査及び政務活動事務所の2階部分の光熱水費について」について (令和4年1月6日付け)

(添付資料)

- 1 川崎市職員措置請求について (公表) (令和3年10月22日付け)
- 2 秋田議員の政務活動費に関する住民監査請求の監査結果に対する検証について (令和3年11月26日付け)

の主張を裏付ける証拠はなく、前記4で議会局のヒアリング調査や検証への疑義、情報隠匿などを秋田議員は織々主張しているが、その主張は201号室の使用状況と全く関係がなく、採用するに値しない。また、秋田議員から令和2年度に201号室を政務活動事務所として使用していたことの合理的な説明もない。

加えて、川崎市議会の「政務活動費の運用指針」では、執行に当たった原則として、「政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び活動記録票における説明の充実等に努めることとする。」とされており、秋田議員には説明責任があるところであるが、令和元年度の政務活動費に関する検証の際と同じく、住民監査請求で監査委員に提出した資料や関係人調査の陳述録の提出を拒み、今回の確認ではヒアリング調査にも応じていない。

(4) 以上のことから、上記(2)のとおり、令和元年度の政務活動費に関する検証で秋田議員が提出した写真は、令和3年7月以降の事務所の使用状況を示すもので、令和元年度及び令和2年度の事務所の使用状況を示すものではなく、事務所という点を考えると、令和元年度と令和2年度でその状況が大きく変わるものとは考えられないため、令和元年度の事務所費に関する検証結果と同様に、令和2年度当時も201号室はソファとローテーブルが設置されているのみで、201号室を政務活動事務所としての実体を有していると認めることはできない。

したがってまた、201号室に係る賃料、201号室の使用に係る電気料金及びガス料金を政務活動費から支出することは妥当性を欠いていると言わざるを得ない。

(5) なお、201号室の使用に係る電気料金及びガス料金について、令和3年11月9日、12月7日、16日及び28日の4回にわたって、秋田議員に使用料金の特定を求めたが、秋田議員からその回答はなく、201号室の電気及びガスの使用実態は明らかとなっていないが、令和元年度の政務活動費に関する検証結果から、101号室は机、いす、コピー機、パソコンなどの備品が設置されている一方、201号室はソファとローテーブルが設置されているのみで101号室より光熱費の使用量が多いとは考えにくいことから、1/2を限度として201号室の使用に係る料金を支払ったものと認定せざるを得ない。

6 結論

令和2年度に秋田議員が支出した事務所費について、201号室は政務活動事務所としての実体を有しておらず、201号室の賃料、201号室の使用に係る電気料金及びガス料金を政務活動費として支出することは妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ないことから、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の定め違反したものであると認められるため、事務所賃料の1/2相当額である59万8320円、電気料金の1/2相当額である1万3424円及びガス料金の1/

添付資料 1

3 川 監 公 第 1 3 号  
令和3年10月22日

川崎市職員措置請求について (公表)

令和3年8月25日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一  
同 植 村 京 子

(別紙)

3 川 監 第 5 9 7 号  
令和3年10月22日

NPO法人 国民の健康と生活を守る会  
理事長 金 屋 隼 斗 様

川崎市監査委員 大 村 研 一  
同 植 村 京 子

川崎市職員措置請求について (通知)

令和3年8月25日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

**監査の結果**

**第1 監査委員の除斥**

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

**第2 請求の受付**

**1 請求の内容**

本件措置請求は、別紙1(事実証明書は添付省略)のとおり、市が各務雅彦議員、吉沢直美議員及び秋田恵議員に対して支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

**2 請求の受理**

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年8月25日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

**第3 監査の実施**

**1 請求人の陳述**

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年9月24日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

**2 関係職員の陳述**

法第242条第8項の規定に基づき、令和3年9月24日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に係る考え方」(添付省略)の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

**3 関係人調査**

法第199条第8項の規定に基づき、令和3年10月6日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。関係人調査の対象は、各務雅彦議員、吉沢直美議員及び秋田恵議員とした。

**4 監査対象事項**

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

**第4 監査の結果**

**1 前提事実の確認等**

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

**(1) 政務活動費について**

**ア 概要**

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則(平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。)に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針(以下「指針」という。))によると、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することを求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

**(7) 政務活動について**

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

**(4) 実費弁償の原則**

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

**(7) 按分による支出**



4	要請・陳情活動費	民相談を行うのに要する経費	会派又は交付対象議員が国印刷製本費、旅費等
5	会議費	会派又は交付対象議員が各	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6	資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7	人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するの料等に要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8	事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9	事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

- (7) 交付申請手続 (条例第5条第1項)  
 政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。
- (4) 交付決定 (条例第5条第2項)  
 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。
- (7) 支出請求 (規則第3条、第8条)  
 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。
- (1) 政務活動費の活用、整理・調製 (条例第9条、指針)  
 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」(政務活動)と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが浑然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分から無いかで無いかは、全額を政務活動費によつて支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分して支出する按分の考え方を導入すべきものと考ええる。

(4) 執行にあつた原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自立的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。  
 政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して、会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数に乗じて得た額を会派に交付するとしている。  
 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行政等に関する調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等

交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければなら  
ない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理(支出伝  
票に貼付等)、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書  
等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(f) 収支報告書の提出(条例第11条、指針)

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係  
る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝  
票一覧表(写し)、支出伝票(写し)、領収書等(写し)、政務活動記録票(写し)  
等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長  
に提出する。

(g) 剰余金の返還(条例第12条、規則第11条)

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議  
員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(h) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等(指針)

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲  
覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按  
分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、  
個人情報保護のマスキングを行う。

(i) 収支報告書等の閲覧(条例第15条、規則第14条)

議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(j) 関係帳簿の保管(規則第9条、指針)

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝  
票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年  
度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

(2) 各議員による支出について

請求人が対象としている令和2年度の政務活動費の支出は、以下のとおりである。

ア 各務雅彦議員(以下「各務議員」という。)

広報・広聴費として、ブランエム(以下「A社」という。))に対し、令和2年7  
月27日付け、令和3年3月26日付けで合計1,889,336円を支出した。

イ 吉沢直美議員(以下「吉沢議員」という。)

広報・広聴費として、A社に対し、令和2年12月11日付け、同月16日付  
け、令和3年3月23日付けで合計1,987,978円を支出した。

ウ 秋田恵議員(以下「秋田議員」という。)

事務所費として、事務所家賃及び光熱水費の合計1,253,588円(令和  
2年4月1日～令和3年3月31日分)を支出した。

2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、  
その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、そ  
の議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、  
条例第2条では、「会派(所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。))及び議員  
は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充  
実に、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適  
正に使用しなければならない」としている。

政務調査費に関しては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出  
がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高  
裁第三小法廷平成22年3月23日判決)とされ、その執行について「監査委員を  
含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち  
入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」と解される」(最高裁第  
一小法廷平成21年12月17日判決)とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえ、政務調査費の後身である政務活動費は、関係  
法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の  
自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、  
使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件各支出の違法性について

ア 各務議員及び吉沢議員(以下「両議員」という。)の広報・広聴費について

請求人は、支出先であるA社について、領収書等に記載した電話番号を短期間  
に繰り返し変更するなど、業者選定に疑義があること、A社には定められた料金  
設定がないこと、A社の代表者(以下「X氏」という。))が過去に5度も刑事告発  
されたことから、政務活動費の支出先として真に当な事業ではない旨、また、両  
議員は、新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策をまとめた資料を発行して  
いるが、同様の資料を議員ではない第三者(以下「Y氏」という。))が自費で発行  
した場合には大幅に安価であったことから、請求額が過大である旨主張している。  
以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は、以下のとおりである。  
(なお、関係人が提出した資料については、令和3年6月30日付けで受理し、  
同年8月26日付け3川監第465号により公表した監査結果(以下「前回監  
査その1」という。))の準用を含むものとする。)

a A社は、X氏が運営する個人事業の屋号であるところ、A社はレンタルオフィス事業者が提供するパーチャルオフィスサービスを購入し、当該サービスの拠点の一つの住所を事業場の住所として設定していた(前回監査その1における各務議員資料1及び吉沢議員資料1)。

なお、上記のパーチャルオフィスサービスでは、事業者が事業場の住所として利用できるオフィス住所をレンタルするとともに、郵便物の転送、電話代行、貸会議室等のオフィスに必要な機能を提供しており、上記住所に法人の登記もできるとされている(前回監査その1における各務議員資料2及び吉沢議員資料2)。

b A社の電話番号の変更について示すと次のとおりである。

電話番号	資料により確認した日付
03-6800-0000	令和2年6月30日
080-0000-0000	令和2年8月16日
0120-0000-0000	令和2年8月20日
050-0000-0000	令和2年12月16日
03-4400-0000	令和3年4月20日

同議員によると、X氏がA社の電話番号を、業務遂行上便利になるように変更したことはあるが、電話番号の変更や複数の電話番号の使い分け自体もあって、必ずしもA社が「真つ当な事業者」でないことを示すことにはならず、複数の電話番号を使い分けしているという事情があるとしても、A社とのやり取りはメール等によって可能であり、A社の電話番号が市政報告の作成等について重要になることもないとしている。

一般に、事業者が取り扱う商品やサービスの単価は、事業者が、仕入れコスト、諸経費、需給動向、納期等様々な要因を考慮して、個々の営業努力も踏まえて決定するもので、「印刷部数が増えれば1枚単価が安くなる」などと決められるものではなく、数量が多くなるのに単価が安く設定されていないとおかしいなどとはいえないものであり、また、市政報告の仕上がり、各単価に見合わないとは考えておらず、不合理な水準ではなく、コスト水準として適正な範囲に収まっていると判断したとしている。

また、吉沢議員において、一部請求書の項目に「文書作成・校正料」が含まれていないことについては、発注内容に差異があり、原稿を自ら作成しており、文書作成や校正の作業が発生していないためとしている。

c 同議員によると、Y氏が自費で発注した場合の方が同議員が発注した場合よりも割安であることについては、Y氏の発注内容が同議員のものに比べてその範囲が限定的であり、印刷枚数は同議員の半分以下であることから、発注

内容の違いから当然のように思われるとしており、また、A社によると、各チラシのデータ作成の順番は、各務議員、吉沢議員、Y氏の順であるとしており、なお、請求人からは、Y氏がA社から徴収した見積書のみが提出されており、請求書は提出されていない。

請求人資料6-1ないし3によると、同議員及びY氏が作成した新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策をまとめたチラシ内の日付は、次のとおりである。

発注者	チラシ内の支援策の時点	請求人主張日付
各務議員	令和2年4月17日時点 (請求人資料6-3)	令和2年6月30日 請求書(請求人資料1-A)
吉沢議員	令和2年5月15日 (請求人資料6-2)	令和2年6月9日 請求書(請求人資料2-A)
Y氏	不明 (請求人資料6-1)	令和2年5月16日 見積書(請求人資料5)

また、同議員は、市政報告のポストイングについて、A社から業務着手の連絡はあったものの、業務の完了を示す書面等は徴していなかったとしている。

(4) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、A社は、前記パーチャルオフィスサービスを利用しており、このようなパーチャルオフィスを使用することに違法性等の問題があるわけではなく、また、複数の電話番号の使用をもって、A社が発注先としてふさわしくないと認めることは困難である。

また、請求人は、同議員及びY氏が作成したチラシ(請求人資料6-1ないし3)について、Y氏、吉沢議員、各務議員の順に作成され、同議員への価格設定が不当に高い旨主張するが、上記各チラシ内に記載された支援策の時点は、前記(ア)記載のとおり、各務議員、吉沢議員の順であること、吉沢議員とY氏のチラシ内容が同一であり、請求人資料5(Y氏がA社から徴収した見積書)の欄要欄に「コロナ特大号は既存データの部分的改編の為、特価」との記載があることから、Y氏のチラシは吉沢議員のチラシのデータを部分的に改編したことがうかがえること等に鑑みると、上記チラシは、各務議員、吉沢議員、Y氏の順で作成されたものと推定される。

このことは、各務議員がSNSに投稿した記事の日付とも整合している(各務議員資料4、5)。

これらによると、各チラシの発注日と配布日は次のとおりと推認され、両議員より後に作成されたY氏のチラシが安価であったとしても、不合理とはいえない。

発注者	発注日	配布日
各務議員	令和2年4月22日以前	令和2年5月中旬
吉沢議員	令和2年4月22日以降	令和2年5月20日頃
Y氏	令和2年5月16日以降	不明

その他、両議員に対する価格設定が不当に高額であると認めるとするに足りる証拠はない。

また、請求人は、X氏の刑事告発歴を問題とするようであるが、請求人資料7（警察署発行の刑事告発が受理された証明）の告発対象はX氏ではないことに加え、たとえ、刑事告発歴があったとしても、これによって直ちに当該事業者が政務活動費の支出先として不当であるとは認められない。

その他、本件支出が違法であると認めるとするに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

**イ 秋田議員の事務費について**

請求人は、秋田議員の事務所は、政務活動費に関する監査結果（令和3年8月19日付け3川監第447号）によると、2部屋を対象に支出されているが、収支報告書には、うち1部屋に関する記載があるのみであり、もう1部屋の存在を故意に隠したものであること、また、事務所には秋田議員の看板などが設置されており、政務活動事務所として認識できないことなどから、当該支出の返還を求めらる旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

**(7) 調査結果**

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は、以下のとおりである。（なお、関係人が提出した資料については、令和3年6月21日付けで受理し、同年8月19日付け3川監第447号により公表した監査結果（以下「前回監査その2」という。）の準用を含むものとする。）

- a 秋田議員の事務所は、幸区中幸町の3階建ての建物内にあり、賃料月額19万9000円で同建物の1階101号室、2階201号室の2部屋（計43.69㎡）を令和元年12月15日から、川崎市議会議員事務所及び市民コミュニケーションとして借り受けている（秋田議員資料別紙a）。
- 一般道路から上記事務所を見た際には、秋田議員の事務所であることを示す表示はなく、ポスト、インターフォンにも何らの表示もなかった（前回監査その2）。

本措置請求において、秋田議員が提出した101号室内の写真（以下「今回101号室写真」という。）には、「ポスター、机、いす、パソコンなど」が設置されており（秋田議員資料別紙b）、201号室内の写真（以下「今回201号室写真」という。）には、「ポスター、ソファ、ローテーブル、パソコンなど」が設置されていた（秋田議員資料別紙c）。

他方、前回監査その2で提出された101号室内の写真（以下「前回101号室写真」という。前回監査その2における秋田議員追加資料4）は、今回101号室写真と同じであったが、201号室内の写真（以下「前回201号室写真」という。前回監査その2における秋田議員追加資料4）は、「ソファとローテーブルのみ」が設置されており、今回201号室写真とは、室内の状況が全く異なるものであった。

この点について、秋田議員によると、101号室を優先して事務所内を整えたとしており、それぞれの写真の撮影時期は次のとおりとしている。

写真	秋田議員主張の撮影時期	備考
前回101号室写真	令和2年1月頃	同じ写真
今回101号室写真	令和2年1月頃	
前回201号室写真	令和2年1月頃	異なる写真
今回201号室写真	令和2年2月か3月頃	

b 秋田議員によると、賃貸費と初期費用を抑えるため、101号室は元美答室であった物件を居抜きで使用しており、101号室と201号室はそれぞれ独立しており、101号室のみを借りることも可能であったが、101号室は、大雨が降ると室内に水が入ってくることもあり、重要な書類や電子機器等を置くことができないため、201号室を併せて借りているとしている。

また、201号室では、個人情報など、機密性の高い文書を保管するほか、議会原稿をはじめとした書類作成等を中心とする政務活動を行い、101号室では、新型コロナウイルス感染症のまん延により、非接触手段での対応が必要となる中、来客対応や議案政策研究等を中心とする政務活動を行っているとしている。

c 事務所の光熱水費について、秋田議員によると、事務所の住所は、101号室を代表住所としており、電気料金、ガス料金については201号室分も合算して代表住所の101号室宛て請求書が発行されているが、水道料金については、市のシステム都合により請求書が同時期に発行されず、201号室のみ支払時期が大幅に遅れるため、政務活動費の手続が煩雑になることから、201号室の水道料金には政務活動費を充てなかったとしている。

秋田議員が事務所費として支出した内訳は、次のとおりである（なお、これ



らは全て1/2按分されている。)

項目	金額	支出対象
事務所賃借料	1,196,640円	101号室・201号室
電気料金	26,849円	101号室・201号室
ガス料金	22,245円	101号室・201号室
水道料金	7,854円	101号室
合計	1,253,588円	

(4) 判断

指針によると、「事務所費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費であり、賃借料を支出することができるのは事務所としての形態を備えているものに限る、事務所としての実体は、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する」としている。

a そこで検討するに、秋田議員の事務所が入った建物外側には、看板、ポストの表札などがなく、外観上事務所としての形態を備えているとは認め難いものの、同建物の別入口から入った101号室の入口外側には、秋田議員のポストが貼られ、部屋内には、机、いす、コピー機、パソコンなどの備品が設置されており、常勤事務員はいないが、事務所として一定の形態を整えていることが認められる。

これに対し、201号室の状況について、秋田議員によると、前回201号室写真、前回101号室写真及び今回101号室写真と同時期である令和2年1月頃に撮影したもので、この後、書類や備品等が増加して室内の状況が変わり、同年2月か3月頃、今回201号室写真を撮り直した旨主張する。

しかしながら、前回101号室写真及び今回101号室写真には、室内壁に同一のポスター4枚が貼られているところ、そのうち2枚について、1枚目のポスター(藤子・F・不二雄ミュージアム10周年記念)は令和3年7月に市が公表したもので、2枚目のポスター(元川崎フロンターレ選手)は令和3年1月に市が公表したものであることから、いずれの写真も令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

そうすると、今回201号室写真及び前回201号室写真についても、同時期である令和3年7月以降に撮影されたもので、今回201号室写真は、前回監査その2の結果の公表後に、前回201号室写真に収められた室内の状況を変更して撮影されたものと推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

b 次に、事務所の光熱水費について検討するに、秋田議員は、101号室の水

水道料のみを政務活動費として請求し、201号室の水道料金は、市のシステム都合により請求書が同時期に発行されなかったことから、政務活動費として請求しなかつた旨主張する。

しかしながら、上下水道局によると、令和2年度の本件事務所に係る水道料金の検針日と、「使用水量のお知らせ兼納入通知書」及び「水道料金等納付書兼領収書」の発行日は101号室と201号室において同日であり、水道メーターの検針と同日にこれらの納付書等を利用者のポストに投函しているとしており、これに反する秋田議員の上記主張はにわか信用できない。

c これらの事実を鑑みれば、令和2年当時の201号室の状況は、前回201号室写真のとおりであり、「ソファアとローテーブルのみ」が設置されていたのであるから、事務所としての形態を整えているとはいえず、本件事務所賃借料のうち、2階の賃借料を政務活動費として支出することは、妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ない。

また、電気料金、ガス料金については、101号室及び201号室の使用に係る料金を合算して支出しているが、このうち201号室において使用した電気、ガスについても政務活動費として支出することは、妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ない。

d 以上のとおり、市長は、秋田議員に支出した事務所費に係る政務活動費のうち、事務所賃借料の1/2相当額である59万8320円、201号室の使用に係る電気料金及びガス料金の返還請求を行う必要があるといえる。

(3) 結論

以上のとおり、本件措置請求は、前記(2)イの一部については、本件各支出が違法であるとの請求人の主張には理由がある。

その余のものについては、請求人の主張に理由がないため、これを棄却する。

3 勧告

以上の結果に基づき、本件措置請求における請求人の主張には一部理由があると認められ、法第242条第5項の規定により、市長に対し、以下のとおり勧告する。

(1) 措置すべき事項

令和2年度に交付した政務活動費のうち、前記2(2)イの一部について、市長は、関係法令等に基づき、その妥当性を確認し、秋田議員に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 措置期限

上記の措置を講じた上、令和4年2月28日までにその旨を監査委員宛て通知されたい。

別紙1

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

令和3年8月25日

請求人

【住所】(省略)

【氏名】NPO法人 国民の健康と生活を守る会  
理事長 金屋 集斗

第1 事業の概要

第2 請求の要旨

①各務雅彦(かがみ まさひこ)に対し政務活動費1,889,336円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

②吉沢直美(よしざわ なおみ)に対し政務活動費1,987,978円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

③秋田恵(あきためぐみ)に対し政務活動費1,253,588円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これらを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第3 請求の原因

①対象となる財務会計行為

(1) 各務雅彦(かがみ まさひこ)に対するもの  
各務雅彦は令和2年度、広報・広聴費として、プランエムに対し、令和2年7月27日付、令和3年3月26日付で合計1,889,336円の政務活動費を支出している(資料1)

(2) 吉沢直美(よしざわ なおみ)に対するもの

吉沢直美は令和2年度、広報・広聴費として、プランエムに対し、令和2年12月1日付、令和2年12月16日付、令和3年3月23日付で合計1,987,978円の政務活動費を支出している(資料2)

(3) 秋田恵(あきためぐみ)は令和2年度、事務所家賃及び光熱水費として合計1,253,588円(令和2年4月1日～令和3年3月31日)を政務活動費から支出した。(資料3)

②財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、「地方自治法」の規定により制定された「川崎市議会の政務活動費の

4 意見

監査結果は以上のおとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、政務活動費に関する監査結果(令和3年8月26日付け3川監第465号)の意見のとおり、印刷物の作成に当たっては、見積書の徴取、発注、履行、履行確認、請求、支払、領収書の発行という流れが一般的な商慣行となっており、こうした流れに沿って進めることが透明性の確保及び市民への説明責任につながっていくものと考えられる。

会派及び議員においては、引き続き、政務活動費が公金であることを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票等における説明の充実等を望むものである。

は、共に『新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策』と題した、ほぼ同じような制作物ですが、都内Aさんと同じような制作物を両議員の委託事業者に依頼している。

(資料5)

都内Aさんは議員ではないため自費で支出しているが、両議員と請求書の項目および金額を比較すると劇的な差がある。

3人とも同じような制作物(資料6)だが、都内Aさんの請求項目には、ディレクション料、デザイン料、送料および諸経費などの項目はなく、印刷部数は1/2以下なのにチラシ1枚車価も大幅に安価である。

また、両議員よりも先に都内Aさんが制作物を作成しているため、両議員の制作物は既存データの部分の改竄をしているため、本来なら両議員のデータ作成費が安価にはならずである。

以上のことから、両議員の請求書には不必要な項目を入れ、請求額を過大に上乘せし、必要以上の金額を支出していたと疑いざるを得ない。

【比較表】川崎市の税金の理合は格段に高額となる

お金の出どころ	各務議員	都内Aさん
データ作成費(片面)	川崎市の税金 20,000円	川崎市の税金 20,000円
ディレクション料	20,000円	20,000円
デザイン料	50,000円	30,000円
デザイン急ぎ上げ	35,000円	なし
文書作成・校正料	なし	10,000円
送料および諸経費	4,300円	4,300円
チラシ1枚車価(折り含む)	8.5円	8円
印刷枚数	53,760枚	45,000枚
合計金額	580,524円	466,515円
※合計金額は吉沢議員および各務議員のポストイン料費等を除外した同条件		

(5) 各務議員と吉沢議員の委託事業者の代表は5度も刑事告発歴がある両議員の委託事業者であるブランエムは、5度も刑事告発されたことのある人物が単独で事業を行なっている。

この委託事業者は、ネット上でも偽領収書を発行する『B勘屋』として名が挙がっており、他の議員に対して、実際の内容に相違がある領収書を複数発行した疑いがあり、この件については令和3年8月5日に詐欺罪で刑事告発状が正式に受理されている。

(資料7)

政務活動費の支出先として相応しくなくい事業者のため、支出は認められない。

交付等に関する条例」に基づき、会派および議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付されるものである。

また、政務活動費の元手は住民の税金である以上、使用には高い透明性と適正さが求められる。

(2) 各務議員と吉沢議員の委託事業者は、議員によって領収書の連絡先が異なる

両議員の委託事業者であるブランエムは、様々な議員の印刷物制作等を請け負っているが、議員によって領収書記載の電話番号は5つとも異なっており、真つ当な事業者であれば電話番号を使い分けたり、幾度となく電話番号の変更をすることは考えられない。(資料4)

政務活動費の支出には、前述のように透明性と適正さが求められており、政務活動費の運用指針でも「広報物の委託先は適定理由および委託内容を明確にした上で契約を締結」することが求められているため、委託事業者の選定に疑義がある。

また、領収書の電話番号を短期間で繰り返し変更する真つ当でない事業者への支出は適正性に反するため、その支出は認められない。

(3) 各務議員と吉沢議員の委託事業者には価格設定が存在しない

両議員が委託契約を交わした事業者には、定められた料金設定が存在せず、領収書によって項目や単価や金額がバラバラである。

これらを裏付ける証拠として、令和2年度の委託事業者の領収書が吉沢議員は3枚、各務議員も3枚あるが、吉沢議員の2枚の請求書には、文書作成・構成料の項目が抜けしており、ディレクション料・デザイン料・データ作成料のみであるため、他4枚の領収書の項目にある「文書作成・構成料」は不要である。

チラシの単価について、6枚の領収書を精査すると19,500部印刷して1枚車価5円、40,000部印刷して1枚車価5.5円、45,000部印刷して1枚車価6円と価格設定されているが、通常の印刷会社は印刷部数が増えれば1枚車価が安くなるのに、両議員の選定事業者は印刷部数が増えると1枚車価が高くなり、通常の印刷会社と逆行している。

また、領収書項目にある「3つ折り作業料」は、単価が1枚2円の領収書もあれば、1枚3円のものもあり、「ポストイン料」についても単価が1枚3円の領収書もあれば、1枚5円のものもあり、不自然・不合理な価格設定である。

以上のことから吉沢議員および各務議員の委託事業者には定められた価格設定は存在しないため、金額を操作していると疑いざるを得ない。

(4) 各務議員と吉沢議員の委託事業者は税金からだと料金が大幅に増加する吉沢直美議員の「コロナ支援策一覧」および各務議員の「コロナ特号」の支出伝票

(6) 秋田議員の事務所費について

2021年8月19日の住民監査請求の監査結果により、秋田議員の事務所は101号室及び201号室の2部屋を賃料月額19万9千円で賃貸契約していたことが明らかになる。

しかしながら、借主の請求書では、101号室と記載(資料8)があるのみで、その他においても政務活動費の収支報告書には201号室と記載されたものは何一つとして存在しない。

この請求書が、もし101号室と201号室の事務所賃料が合算されているのであれば、201号室が明記されていないと虚偽の請求書となる。

また、光熱水費において、水道代だけは契約者が同一人物であっても合算できないことになっているため、101号室と201号室と部屋ごとに請求書が発行される。

そのため、101号室の水道費は政務活動費から支出しているのに対して、201号室は政務活動費から支出していないのは不可解極まりない。

以上のことから、事務所としての形態を備えていない私的利用である、201号室の存在を故意的に隠していたと考えざるを得ない。

これらは一般社会において、詐欺または横領として処罰される行為であるため、秋田議員の請求書に201号室が一切明記されていない理由および201号室の水道代だけは政務活動費から支出していない理由を確認し、犯罪行為も疑われる以上、説明責任を果たすべきである。

秋田議員の事務所所在地は政務活動費を閲覧するしか知るすべはないが、201号室に関しては、いかなる方法であっても知るすべはない。

101号室においても201号室同様に見板、ポストの表札はないため、外観上事務所としての形態を備えておらず、自身のホームページなどでも事務所の所在地を一切明かしていない。

そして、101号室の入り口付近に例え秋田議員のポスターが貼ってあっても、このポスターを見て秋田議員の事務所だとわかるのは、オートロックで建物内に入ることが可能である202号室、301号室、302号室(全てワンルーム)に居住する3人のみである。

幸区の人口170,881人(令和3年8月1日現在)のうち、たった3人しか秋田議員の事務所だと知ることができない事務所を形態が備えているとは認め難い。

また、101号室で使用するために政務活動費から支出したのは、セパレートソファ、DVDプレイヤー内蔵付き小型ホームシアターと明記されたプロジェクターのみである。

高額なノートパソコンは、秋田議員の控室専用として政務活動費から支出していることから、101号室に設置しているパソコンは私的・私利私欲のものである。したがって、秋田議員が政務活動費から事務所家賃および光熱水費として支出した

1,253,588円の返還を求める。

③請求者

請求者であるNPO法人国民の健康と生活を守る会は、区役所との協同事業をはじめ、就労相談支援、生活困窮者のサポートなどの社会貢献活動を行なっている市民団体です。

令和2年6月に市民の方から、川崎市議会議員の政務活動費の不適切な支出を疑う情報提供メールを頂いたのがきっかけで調査し、監査請求を決定した。

④地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な処置を請求する。

資料1 各務雅彦議員がプランエムへ広報・広聴費から支出した領収書及び収支報告書

資料2 吉沢直美議員がプランエムへ広報・広聴費から支出した領収書及び収支報告書

資料3 秋田議員の令和2年度政務活動費収支報告書

資料4 プランエムは各議員によって電話番号が異なる証拠(5種類)

資料5 都内Aさんの領収書

資料6 3人とも同じような制作物

資料7 警察署発行の刑事報告書が受理された証明

資料8 秋田議員の101号室しか明記していない請求書



別紙3

関係職員の陳述(要旨)

初めに、1の政務活動費の概要について、  
 政務調査費は、平成12年5月の地方自治法(以下「法」という。)の改正により制度化され、平成13年4月から施行されたこととなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動の充実を図るためである。その後、平成24年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な随時活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようにされ、名称も政務活動費と変更された。

川崎市議会では、平成13年4月1日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、1件当たり5万円以上の支出に係る領収書等の添付を義務化した改正条例を平成19年5月31日に、全ての領収書の添付の義務化、事務所費の新設、個人支給との選択制の導入を内容とする改正条例を平成20年4月1日に、法の改正に伴う政務調査費から政務活動費への名称変更等と内容とする改正条例を平成25年3月1日に施行し、令和2年6月30日からは、令和元年度に交付した政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることになっている。本市では、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」(以下「条例」という。)[川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則」(以下「規則」という。)を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものである。その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

次に2、政務活動費の性格について、  
 法第100条第14項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」と規定している。

実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が長そその他執行機関を監視する責務を負っていることから、おのずと執行機関等に対する批判や監視という性格となるものである。このことについては、平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷判決では、政務調査費条例上、政務調査費に関して、会派から執行機関に対して具体的に報告する義務が定められていないことの趣旨について、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多い」と考え、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を市議の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を市議として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に使用制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかうかがわれるような場合を除き、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って、その使用制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示している。

また、平成22年2月28日最高裁判所第三小法廷判決では、議員の調査研究活動は多岐にわたる、個人の経費の支出が必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」との判決を踏まえ、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における使用基準の範囲内で使われなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかにについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるといふのが法及び条例の趣旨であると考えられる。

次に3、本市の条例、規則の内容について、  
 初めに、(1)交付対象及び交付額について、条例第3条では、交付対象は、「会派」又は「会派と会派所属議員(交付対象議員)」の選択制とし、交付月額は、「会派」を選択した場合、議員1人当たり4

別紙2

請求人の陳述(要旨)

各務議員と吉沢議員の監査請求の申身について陳述する。

同議員の委託先について、まず資料4の5枚の請求書や領収書は全て委託先が発行したものである。①は各務議員の請求書で、④は吉沢議員の請求書である。そして、ほか3枚は別の議員などの請求書や領収書を添付しているが、電話番号は5つとも異なっている。前回の監査で各務議員は、①以外の電話番号は無関係であると主張しているが、確かに各務議員からすれば無関係な電話番号かも知れないが、ほかの4人の議員などの電話番号が全て違ふことは紛れもない事実である。電話番号を頻りに変更するのは事業者の自由だが、10か月で5回も電話番号を変更する事業者があれば、その事業者の発行した領収書の申身を疑ってしまうのは普通ではない。

また、委託先のプランエムエムの所在地が港区にあるバーチャルオフィスは、下請事業者社長は、こちらの所在地に郵送した郵便物が戻ってきたと言っているの、本当にこのバーチャルオフィスを契約されているのかも調べるべきである。

探偵に調査を依頼したところ、現在の委託先は名称を変更し、今後は渋谷区のバーチャルオフィスに移動している。  
 そして、令和3年度の委託先の領収書を精査したところ、各務議員は、21万4000部の印刷と17万9000部のポスターインクを発注している。吉沢議員は、11万3860部の印刷と9万2560部のポスターインクを発注している。この対応の箱数の印刷とポスターインクは本当にされているのか。現在、似たような案件で刑事告発されていることから、各務議員と吉沢議員の印刷枚数やポスターインクについても正しく行われていない可能性があるので、詳細に確認する必要があるのではないか。

次に資料6は、3枚とも似たような制作物を添付しているが、3ページの比較表では、都内Aさんの請求項目には、ディレクション料、デザイン料、送料及び諸経費などの項目はなく、印刷部数は半分以下の少数なのに、なぜか1枚単価が大幅に安い、なぜ各務議員と吉沢議員の領収書はすべて高額であり、都内Aさんには請求されていない項目が複数あるのか、説明を求める。

次に、秋田議員の事務所費について陳述する。  
 2021年8月19日の監査結果により、秋田議員の事務所は101号室及び201号室の2部屋を月額19万9000円で賃貸契約していたことが明らかになったが、市民だけでなく、監査委員、議会事務局さえも201号室の存在は知らなかったのではない。

資料8では、秋田議員の事務所関連の収支報告書には、201号室と記載されたものは何一つとして存在しない。また、電気代やガス代は201号室のものも合算して政務活動費から支出されているが、201号室の水道代だけは支出していないのはとて不可解である。水道局に確認したところ、水道代は契約者が同一人物であっても合算できないことになっているため、101号室と201号室の部屋ごと請求書が発行されることなので、201号室と記載された領収書のため、政務活動費からの支出を見送ったとしか考えられない。

以上のことから、事務所としての形態を備えていない私的利用である201号室の存在を故意的に隠していたと疑わざるを得ない。  
 また、101号室については、201号室同様、看板、ポストの表札がないため、外観上、事務所としての形態を備えていない。そして、101号室の入り口付近に、たとえ秋田議員のポスターが貼ってあっても、このポスターを見て、秋田議員の事務所だと分かるのは、オートロックで建物内に入ることが可能である3人の居住者のみである。幸区の人口約17万人のうち、たった3人しか秋田議員の事務所だと知ることができない事務所を、形態を備えていると言えるのか。そのため、201号室は当然ながら、101号室の事務所の返還請求も求める。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

の精進並びに財産の取得及び処分等について議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている中、議会の構成員である議員がいし会議には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不熟の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため必要とする経費の一部を政務活動費として交付している。

イ、実費弁償の原則、政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する経費弁償を原則として交付する。

ウ、按分に依る支出は、会派及び議員による「調査研究その他の活動(政務活動)」と、それ以外の政務活動、選挙活動、後援会活動などが浑然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって交付することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

エ、執行にあたっての原則、政務活動費の使途については、条例、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を指すものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めるとこととされている。また、政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性の確保が求められるため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実が求められることとされている。

次に5、政務活動費の支出範囲と支出できない経費について、運用指針では、条例第10条別表の9種類の経費区分ごとに支出の考えを記載している。また、政務活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。

(1)調査研究費、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行政等に関する調査研究をするのに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等としている。

(2)研修費、会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等としている。

(3)広報・広聴費、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等としている。

(4)要請・陳情活動費、会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費であり、経費内容は、印刷製本費、旅費等としている。

(5)会議費、会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等としている。

(6)資料費、会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するに要する経費であり、経費内容は、印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等としている。

(7)人件費、会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するに要する経費であり、経費内容は、報酬・日当、交通費、社会保険料等としている。

(8)事務費、会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するに要する経費であり、経費内容は、消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等としている。

(9)事務所費、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費であり、経費内容は、事務所賃借料、維持管理費等としている。

(10)は支出不可としている経費は、ア、せん別、慶寿、寸志、病氣見舞、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的経費、イ、党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政

5万円、「会派」と「会派所属議員」を選択した場合は、会派分が所属議員1人当たり5万円、議員分が40万円としている。

次に、(2)会派及び議員の責務について、条例第2条では、「会派(所属議員が1人である場合も含む。)及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」と規定している。

次に、(3)支出の基理については、条例第10条において、政務活動(調査研究、研修、広報、広聴、市民相談を含む広聴、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の要望を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。)に資するため必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表にて揭示し、調査研究費、研修費、広報・広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料費、人件費、事務所費、事務所費の9項目を定めている。

次に、(4)収支報告書等の提出について、条例第11条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添えて、毎年4月30日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第15条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない」とし、規則第14条では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において行うものとする」としている。

次に、(5)交付の決定の取消し、政務活動費の返還命令について、交付の決定の取消しについては、条例第13条で、「市長は、政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めと違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」とし、条例第14条では、「既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする」としている。

次に4、本市の運用指針の内容について、本市の「政務活動費の運用指針(以下「指針」という。)は、平成19年度の「15万円以上の領収書の添付」を義務付ける本市条例の改正に合わせて策定され、平成20年度の「1円以上の領収書の添付」を義務付ける条例の改正に合わせて改正、平成25年度の法の改正に伴う政務調査費から政務活動費に改められたことによる改正を経て、平成26年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員から成る政務調査費検討プロジェクトにおいて、平成19年の監査結果(個別外部監査の考え方)を基に、会派議員の政務調査費の支出に係る判断をする際の拠り所とするため、当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したもので、今日まで全会派及びその所属議員並びに無所属議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は至ての事例が網羅できていないものではない。したがって、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

次に、(1)指針の特例について、指針では、収支報告書に添付する領収書等の支出を証明する書類については、領収書等とともに、領収書等を前掲かつ分かりやすい整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、整理番号、実施年月日、支出年月日、支出先、使途内容や事業者等を記入する「支出伝票」を提出することとしており、そのほかにも支出伝票を経費区分や整理番号ごとに整理した「支出伝票一覧表」、さらに支出の透明性を高めるために、研究会、研修会、視察調査活動の開催や参加の場合その内容を記載する「政務活動記録票」を添付するなど、交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までの収支報告書の提出に当たっては、収支報告書のほかにも多くの事務の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と、議会局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうが、より透明性が図られているものと考えている。

次に、(2)政務活動費の運用の基本指針について、7、政務活動について、普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約

において、広報紙で政務活動と明らかに関連しないものがある場合には、会派・交付対象議員から広報紙の原本を提供し、抜分率を確認するが、確認後、広報紙の原本は会派・交付対象議員に返却している。また、事務所については、議員本人に確認の上、議長宛てに提出される事務所名、所在地、床面積等を記載した政務活動台帳や賃借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。

令和2年度の政務活動費交付分では、市議会全体で6,500件強の支出があり、その1件1件について内容を点検・確認した。また、ミスを防ぐため複数職員によるダブルチェックにより作業をしている。なお、点検・確認作業で議員との確認を要する支出がある場合、市議会職員は毎日登庁しているものではないため、議員との確認作業に時間がかかるという点もあつた。

イ、議会局による点検・確認作業が終了したら、情報公開条例第8条に規定する不開示情報をマスキングする。令和2年度政務活動費交付分では、市議会全体で6,500件強の支出があり、その1件1件について記載された内容を確認しながらマスキングをする。このマスキング作業でも、ミスを防ぐために複数職員によるダブルチェックをしている。

(4)6月30日からの収支報告書の閲覧、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から一般の閲覧に供する。

令和2年度の政務活動費交付分では、市議会全体で6,500件強の支出があり、議会局では閲覧までの時間的な制約がある中で、この膨大な種類の点検・確認作業、閲覧に係る個人情報マスキング作業、閲覧書類のコピーを行った上で、簿冊に整理し、収支報告書及び領収書を公開している。

取組は8、職員措置請求書の内容について、

(1)各務議員及び吉沢直美議員に対するものについて、ア、請求人が提出した職員措置請求書は、各務議員及び吉沢直美議員の広報・広聴費における内容であるが、運用指針では、広報・広聴費において、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要に応じて、支出すること、広報紙については政務活動に明らかな関連性がないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に抜分することとなり、事務局での点検・確認作業では、同議員から当該広報紙を提供してもらい、広報紙の内容により抜分率を確認している。

イ、議会局では、同議員から提出された支出伝票、請求書、領収書、振込済通知書を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤り、書類の記載内容・経理内容、添付書類の不備、押印漏れ等について点検し、誤りや不備のないことを確認している。また、個々の支出について、条例、指針を踏まえた支出であることを面議員から確認している。

(2)秋田専従議員に対するもの、ア、請求人が提出した職員措置請求書は、秋田議員の事務所費の賃借料及び光熱水費に関する内容であるが、運用指針では、事務所費において、事務所とは、事務所として形態を備えているものに限り、事務所としての実体については、使用実態・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等、諸役の事情を総合的に考慮して判断すること、事務所形態について、ビル等の一室などの不動産を借りて個人事務所を開設している場合は、賃借料、光熱水費といった維持管理費、事務所費の支出が可能であること、事務所の賃借料・光熱水費・駐車場、その他維持管理費及び事務所費については、合理的かつ明確な区分ができない限り、抜分し支出する必要があることとなり、秋田議員は2分の1を抜分し支出している。また、事務所への政務活動費の支出を行うに当たり、事務所名、所在地、床面積等を記載した政務活動事務所台帳と賃借契約書の写しを議長宛てに提出している。

イ、議会局では、秋田議員から提出された支出伝票、領収書等を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤り、書類の記載内容や経理内容、添付書類の不備、押印漏れ等について点検し、誤りや不備がないことを確認している。また、個々の支出について、条例、指針を踏まえた支出であることを秋田議員から確認している。

陳述書の以降のページについては、議会局による点検・確認作業を行う際のポイントを記載している。

※関係職員の陳述の要旨をまとめています。

党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費、ウ、会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費、エ、選挙活動に係る経費、オ、後援会活動に係る経費、カ、私人としての活動に係る経費としている。

次に6、政務活動費の事務の流れについて、

(1)交付申請、条例第5条では、会派の代表者及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けようとするとき、議長を経由して市長に申請しなければならぬとされている。

(2)交付決定、条例第5条では、市長は、交付申請があつた場合において、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知しなければならぬとされている。

(3)支出請求、規則第3条及び第8条では、会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、政務活動費の請求を行うこととされ、交付は毎月10日とされている。

(4)政務活動費の活用、整理、条例第9条等では、政務活動費の交付を受けている会派・議員には、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならぬとされ、政務活動費を使用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理、会計帳簿の記帳等を行い、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理、調製を行うとされている。

(5)収支報告書の提出、条例第11条等では、会派の代表者及び交付対象議員は、交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出についての報告書を出し、市長に提出することとされている。

(6)剰余金の返還、条例第12条及び規則第11条では、交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うとされている。

(7)議会局による点検・確認作業、閲覧準備は次の項目で説明する。

(8)収支報告書の閲覧、条例第15条及び規則第14条では、議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供することとされている。

次に7、議会局による点検・確認作業、閲覧準備について、

(1)会派や交付対象議員の政務活動の支出における議会局による点検・確認作業を行うに当たって、会派や交付対象議員の政務活動の実績について、提出された収支報告書や領収書、政務活動記録票等から確認するものではない。このため、議会局では、会派や交付対象議員から提出された収支報告書や領収書の他の支出を証明する書類を閲覧に供するに当たり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、抜分率等の説明など書類の記載内容、充当金額・数字の転記・合計額等の誤り、費用弁償との重複などの経理内容、添付書類の不備、押印漏れ等の点検・確認を行っている。また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置付けるために、会派及び議員が政務活動記録票をはじめとして、帳票上で自ら分かりやすく説明を行うように促すとともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が「調査研究に資するために必要な経費」であるかについて、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派・議員が自ら適正な判断を行っているようにサポートを行っている。

次に、(1)四半期ごとの整理について、会派及び交付対象議員は、四半期ごとに支出伝票や領収書、会計帳簿等の整理を行っており、この時点で書類のそろえ方や記載方法等との整合も行う。

(2)4月30日までの収支報告書の提出、会派及び交付対象議員は、収支関係書類等の修正等を行い、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに収支報告書と支出に係る領収書、その他の支出を証明する書類の写しを議長宛てに提出する。

(3)5月から6月にかけての議会局による点検・確認作業、閲覧準備、7、4月30日の収支報告書等の提出後、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他支出を確認できる書類の点検・確認作業を6月30日の閲覧に合うように行う。なお、この点検・確認作業に



別紙 4

政務活動費に係る法令等 (本件措置請求に関連する部分のみ)

- 1 地方自治法 (昭和22年法律第67号)
  - 第100条 略
  - 2~13 略
  - 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
  - 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
  - 16 議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。
  - 17~20 略
- 2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例 (平成13年川崎市条例第11号)
 

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第100条第14項から第16項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(会派及び議員の責務)

第2条 会派 (所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。) 及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的として、これを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

(交付の対象及び額)

第3条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員 (次項の規定により50,000円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。) に対して交付する。

2 会派に対する政務活動費の月額額は、450,000円又は50,000円のうち各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額額は、400,000円とする。

4 第2項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

(交付の方法)

第4条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日 (以下「交付日」という。) における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第2項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

  - (1) 議員の任期満了
  - (2) 議会の閉会
  - (3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名
  - (4) 議員の所属会派からの脱会又は除名
  - (5) 会派の解散
  - (6) 議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第1項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以降であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第1項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、

- この限りでない。
- (交付の申請及び決定)
- 第5条 会派の代表者 (所属議員が1人である場合) においては、当該議員をいう。以下同じ。) 及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を經由して、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を經由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。
- (変更の届出)
- 第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を經由して、その旨を市長に届け出なければならない。
- (増額の申請及び決定)
- 第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を經由して、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を經由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。
- (減額等の決定及び通知)
- 第8条 市長は、第4条第1項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条第4項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第3項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととする。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。
- 2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を經由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第1項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しないときは、この限りでない。
- (経理責任者の設置等)
- 第9条 政務活動費を受けようとする会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。
- 2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。
- (政務活動費を充てることができる経費の範囲)
- 第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動 (調査研究、研修、広報、広聴 (市民相談を含む)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。) に資するため必要な経費に對して交付する。
- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。
- (収入及び支出の報告等)
- 第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書 (以下「収支報告書」という。) を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により収支報告書を提出する場合は、支出に係る領収書その他の支出を証する書類 (以下「領収書等」という) の写しを添えて、提出しなければならない。
- 3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し (以下「収支報告書等」という。) の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。
- (剰余金の返還)
- 第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。



	に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	等
4	要請・陳情活動費	印刷製本費、旅費等
5	会議費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、新聞購読料、データベース利用料等
6	資料費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入料等
7	人件費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8	事務費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9	事務所費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則(平成13年川崎市規則第16号)

- (趣旨)  
第1条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)の実施のために必要な事項を定めるものとする。
- (用語)  
第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
- (交付日)  
第3条 条例第4条第1項の規定で定める交付日は毎月10日とする。ただし、その日が川崎市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の前日を交付日とする。第1条第1項に掲げる市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の前日を交付日とする。
- 第4条 条例第5条第1項の規定による申請は、政務活動費交付申請書(会派用)(第1号様式)又は政務活動費交付申請書(交付対象議員用)(第1号様式の2)によるものとする。
- 第5条 条例第6条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届(会派用)(第3号様式)又は政務活動費交付申請事項変更届(交付対象議員用)(第3号様式の2)によるものとする。
- 第6条 条例第7条第1項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書(第4号様式)によるものとする。
- 第7条 条例第7条第2項の規定による届出は、政務活動費増額交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。
- 第8条 条例第8条第2項の規定による届出は、政務活動費減額等決定通知書(第6号様式)によるものとする。

(交付の決定の取消し)  
第13条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づき規則で定められたものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)  
第14条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書の閲覧等)  
第15条 議長は、第11条第1項及び第2項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報(川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第8条第8条に規定する不開示情報をいう。)が記載されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならぬ。この場合において、当該収支報告書の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

第16条 議長は、第11条第1項及び第2項の規定による収支報告書等の閲覧に際しては、無料とする。

第17条 第1項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

第18条 第1項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

第19条 第11条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなくなった場合について適用する。この場合において、第11条第1項中「代表者」とあるのは「代表者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合においては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合においては、その相続人その他の一般承継人)」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議員が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなくなった年度」と、「毎年4月30日までに」とあるのは「連やかに」と、第12条、第13条及び第14条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合においては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合においては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は、規則で定める。

附 則  
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 略

別表(第10条関係)

経費の区分	内容	支出できる経費の種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が中の事務、地方財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等を開催する研修会に参加するに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民	会場借上料、印刷製本費、ホーラムベーン等製作費、食糧費、送料、旅費

- るものとする。  
(請求書の提出)
- 第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号、以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書を提出しなければならない。  
(支出の手続及び書類の保存期間)
- 第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。
- 2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類(以下「支出確認書類」という。)を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書(以下「支払証明書」という。)をもってこれに代えることができる。
- 3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを取支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 第10条 条例第11条の規定による取支報告書の提出は、政務活動費取支報告書(会派用)(第7号様式)又は政務活動費取支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。  
(剰余金の返還)
- 第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。  
(交付の決定の取消通知)
- 第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。  
(返還命令)
- 第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
- 2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。  
(取支報告書等の閲覧等)
- 第14条 条例第15条第1項の規定による取支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。
- 2 前項の取支報告書等を閲覧する者は、当該取支報告書等を汚損し、又は破壊することがないようしなければならない。
- 3 条例第15条第3項に規定する取支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。  
(準用)
- 第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

附 則  
この規則は、平成13年4月1日から施行する。  
附 則 略

## 添付資料 2

令和3年11月26日

## 秋田議員の政務活動費に関する住民監査請求の審査結果に対する検証について

## 1 住民監査請求について

令和3年6月21日付け及び同年6月23日付けで川崎市職員措置請求書が監査委員に提出され、同年8月19日に監査結果が公表された。監査委員は、秋田議員が令和元年度に支出した広報・広聴費と事務所費の一部について、返還請求を行う必要があるとの判断を示し、市長は政務活動費の支出の妥当性を検証し、政務活動費を充てていくべきではない経費であったと認められた場合には、秋田議員に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたとの報告がなされた。

## 2 検証の進め方について

検証は、政務活動費に関する業務を所管する議会局総務部庶務課で行うこととし、住民監査請求の公表結果、秋田議員が本検証で提出した資料、秋田議員へのヒアリング、秋田議員の令和元年度の政務活動費に関する収支報告書及び支出確認書類等により事実関係を確認し、検証した。秋田議員が住民監査請求で監査委員に提出した書類と関係人調査の陳述録を確認するため、その資料の提出を秋田議員に依頼したが、秋田議員から監査委員に提出した書類及び陳述録は非公開との理由で提出を拒まれたため、検証の資料とはしていない。

## 3 事務所費について

## (1) 監査委員の判断

秋田議員の事務所が入った建物外側には、看板、ポストの表札などがなく、外観上事務所としての形態を備えているとは認め難いものの、同建物の別入口から入った1階の部屋の入口外側には、秋田議員のポスターが貼られ、その1階の部屋内には、机、いす、コピー機、パソコンなどの備品が設置されており、常勤事務員はいないが、事務所として一定の形態を整えていることが認められる。

他方、建物の2階の部屋にはソファとローテーブルが設置されているのみで、建物内の廊下から見た入口付近にも事務所としての形態を整えているものはなく、この2階の賃借料に政務活動費を充てていることについての何らの説明もなく、2階の賃借料は合理性を欠くと言わざるを得ない。

したがって、本件事務所の支出のうち、少なくとも2階の部屋の賃借料を政務活動費として支出することは不適法と言わざるを得ない。

よって、市長は、秋田議員に支出した事務所費に係る政務活動費のうち、1/2相当額である17万4,400円の返還請求を行う必要があるといえる。

(住民監査請求公表より)

## (2) 検証すべき点

令和元年度に秋田議員が支出した事務所費について、令和元年12月15日から令和2年3月31日までの秋田議員の事務所の2階部分の賃料を政務活動費から支出することの妥当性について検証する。

## (3) 事務所の概要及び事務所賃料の支出状況

ア 秋田議員は、令和元年12月15日から、幸区中幸町の3階建て建物の1階の1室(101号室)と2階の1室(201号室)の計2室を賃借しており、2室合計の面積は43.69㎡である。

イ 2室合計の賃料は月額19万9,000円である。

ウ 秋田議員は事務所では政務活動以外の活動を行っているとして按分し、賃料の1/2を政務活動費として計上している。

エ 賃借借約書では、事業内容は川崎市議会議員事務所及び市民コミュニケーションとしている。

オ 収支報告書及び支出確認書類から、令和元年12月分及び令和2年1月分の事務所家賃で14万9,415円、令和2年2月分及び3月分の事務所家賃で19万9,385円を計上している。(いずれも送金手数料を含み、政務活動以外の活動が含まれるため、総額から1/2を按分した金額である。なお、令和元年12月分及び令和2年1月分、令和2年2月分及び3月分と分かれているのは、令和2年1月31日のチーム無所属川崎市議会議員団の解散に伴い、政務活動費の交付対象が分かれたためである。)

## (4) 秋田議員の主張

ア 事務所で行っている政務活動は、議会質問のための調査と研究、外部研修の調査選定と参加前準備・オンライン研修への参加・参加後の課題整理、政務活動報告に関する事務及び会議、団体や個人からの相談及び受け取り等対応業務、本市所管課への現状報告と課題整理及び提案業務、本市への要望書作成業務、本市への陳情対応及び書類作成補助業務、陳情項目の対応報告、市政報告作成会議の開催、市政に関する注意喚起業務、本市制度に関する勉強会の開催、フォーラムへのオンライン参加やオンライン停職業務、委員会等オンライン停職業務等である。

イ 1階の101号室(以下、「1階部分」という。)では、市政相談のほか、一般的な市政関係や公になっている情報に関する執務を行い、2階の201号室(以下、「2階部分」という。)では、個人情報や公になっていない情報に関する執務のほか要望書の作成の執務を行っている。また、個人情報に関する書類は2階部分で保管している。

要な事務所の設置及び管理に要する経費と規定している。(第10条別表)  
 また、川崎市議会の「政務活動費の運用指針」では、事務所費で支出がでさる事務所とは、事務所としての形態を備えているものに限る、事務所としての実体については、使用実績、看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断することとしている。

イ 秋田議員から提出された本件写真の8枚の撮影時期について、③及び④には、市が令和3年1月に公表した本件ポスター①や、市が令和3年7月に公表した本件ポスター②が写っていることから、令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

そうすると、本件写真の③及び④以外の6枚は、いつ撮影されたものなのか。この点について、本件写真の③及び④以外にも同じ用紙に印刷されたものであり、秋田議員から本件写真の提出以前に別の写真が提出されてもいないことから同じ時期に撮影されたものと考えるのが自然である。

次に、秋田議員は令和3年10月19日付け文書で、本件写真はいずれも令和2年1月から3月に撮影したものと回答していたが、同年11月4日のヒアリングでは、本件ポスター①及び本件ポスター②の写った本件写真の③及び④のみ、市が作成したポスターが届いた後(令和3年度)と回答を変更しており、その変更した理由についても説明しておらず、令和元年度に撮影したことを根拠づける資料の提出もないことから、③及び④以外の6枚の写真も③及び④と同じ時期の令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

また、令和3年7月に公表されたポスターが自らの事務所に貼られた時点で令和2年1月から3月であったと間違えるということは考えにくいことから、秋田議員は当初、議会局からの撮影時期の照会に対し、事実を述べていないかつたとやむを得ざるを得ない。

ウ 秋田議員が本検証で提出した1階部分及び2階部分の入口外側及び部屋の内部を写した8枚の写真は、令和3年7月以降の事務所の状況を示すもので、本検証の対象となっている令和元年度(令和元年12月15日～令和2年3月31日)の2階部分の状況を示す根拠にならない。秋田議員は令和元年度の2階部分の状況を示す資料を提出しておらず、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果では、2階部分の入口外側についての記述はなく、部屋の内部については「2階の部屋にはソファとローテーブルが設置されているのみ」としている。もっとも、本検証でその写真を確認することはできないが、秋田議員から提出を拒まれた2階部分のソファとローテーブルが写っている写真について、秋田議員が本検証で提出した令和3年10月13日付け意見書において、「秋田めぐみ政務活動事務所2階執務室の写真については、(中略)事務所としての要件を満たしていることが確認できる2枚を提出したものです。その撮影時期につきましては、令和2年1月に家具を購入した際、購入し搬入

ウ 本検証では、下記の秋田議員が提出した事務所の写真のとおり、1階部分及び2階部分の入口外側及び部屋の内部の8枚の写真の資料を提出しており、撮影時期についての議会局からの照会に対し、令和3年10月19日付け文書でいずれの写真も令和2年1月から3月に撮影したものと回答した。その後、同年11月4日のヒアリングにおいて、③及び④の写真は市が作成した元川崎フロンターレ選手のポスター(以下、「本件ポスター①」という。)及び市が作成した藤子・F・不二雄ミュージアム10周年記念のポスター(以下、「本件ポスター②」という。)が届いた後の令和3年度に撮影したもので、③及び④の写真以外は令和元年度に撮影したものと回答を訂正した。

<秋田議員が提出した事務所の写真(以下、「本件写真」という。)>

- ① 1階部分のエントランスホール(オートロック、インターホンあり)
- ② 1階部分の入口外側のドア前(秋田めぐみと書かれたポスターあり)
- ③ 1階部分の内部(机、椅子、パソコン、ポスター(秋田議員の名前と顔写真が入ったもの、本件ポスター①、本件ポスター②)あり)
- ④ 1階部分の内部(机、椅子、パソコン、コピー機あり)
- ⑤ 2階部分の入口外側のドア前(川崎市議会議員秋田めぐみ事務所と書かれた表札あり)
- ⑥ 2階部分の入口外側のドア前(川崎市議会議員秋田めぐみ事務所と書かれた表札の拡大写真あり)
- ⑦ 2階部分の内部(机、椅子、パソコン、プリンター、書類棚あり)
- ⑧ 2階部分の内部(机、椅子、パソコン、プリンター、書類棚あり)

エ 2階部分の部屋の内部には、机・椅子・パソコン・プリンター・書類棚等の政務活動に使用する備品を設置しており、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果で政務活動事務所と認められた1階部分と同じ状態であるため、2階部分も政務活動事務所と言える。

オ 令和3年8月19日に公表された住民監査請求では、2階の「建物の廊下から見た入口付近」の写真を監査委員に提出しておらず、監査委員は事実を確認していないにも関わらず、「建物内の廊下から見た入口付近にも事務所としての形態を整えているものはなく」と事実と異なる説明をしている。

(5) 市の検証及び判断

ア 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」では、政務活動とは、調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動と規定し(条例第10条第1項)、事務所費については、会派又は交付対象議員がその活動に必



した家具を記録として残すための撮影したものであり」と説明しており、少なくとも令和2年1月時点では、2階部分の状況が当該写真の状況であったことが認められる。

エ その他事務所としての実体に関して、看板や表札等の外形については秋田議員から令和元年度当時を示すものが提出されていないことから不明であり、令和元年度の事務所の使用実態を照会したが、秋田議員から回答を拒まれたため、使用実態を確認することができなかった。また、常勤事務員の存在するとは確認できておらず、賃借目的については、賃貸借契約書では、事業内容を川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとしている。

オ 以上のことから、秋田議員が本検証で提出した写真は、いずれも令和3年7月以降の事務所の状況を示すものであり、令和2年1月時点の2階部分はソフトウェアとローテータールが設置されているのみで、令和元年度に2階部分を政務活動事務所として使用していたことの合理的な説明や根拠づける資料の提出も秋田議員からされおらず、2階部分については、政務活動事務所としての実体を有していると認めすることはできない。

秋田議員は事務所上記(4)アの政務活動を行っており、2階部分では、個人情報や公になつていない情報に関する執務、要望書の作成を行うとともに、個人情報に関する書類を保管しているが、上記イから秋田議員は事実を述べているとは認められない。また、令和3年10月22日に公表された住民監査請求では、監査委員に対して撮影時期について事実と異なる説明をしていたこと、同年11月4日のヒアリングにおいても、最終的には本件写真の③及び④は令和3年度に撮影したものと認められたが、市議会議員は市民に説明責任を負っている立場にありながら、市の検証において資料の提出を拒み、事実と異なる回答を行い、誠実な対応をしていないことから、秋田議員の主張にわかに信用することはできない。さらに、秋田議員から主張を根拠づける資料の提出もされていない。

したがって、2階部分の賃料を政務活動費から支出することは妥当性を欠いていると言わざるを得ない。

**(6) 結論**

令和元年度に秋田議員が支出した事務所費について、令和元年12月15日から令和2年3月31日までの2階部分は政務活動事務所としての実体を有しており、2階部分の賃料を政務活動費として支出することは妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ないことから、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の定め違反したものであると認められるため、令和元年12月分及び令和2年1月分の事務所賃料の1/2相当額である7万4707円、令和2年2月分及び3月分の事務所賃料の1/2相当額である9万9692円の合計17万4999円の返還請求を行っていくものとする。

**4 広報・広聴について**

**(1) 監査委員の判断**

4種類の市政報告(※)の内容は、最初に作成した市政報告(秋田議員提出資料別紙D-1)をベースとして、会派の名称を削除し、縦書き2段を横書き2段への組替えたもの(同D-2)、議会質問等を加筆したもの(同D-3)、A4判S型をA4判E型へ組替えし、SDGsの絵や評価を加筆したもの(同D-4)であるが、その内容に大きな変更や加筆はなく、相当部分が重複したのとなっている。

以上によれば、上記4種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している上、支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違があること、成果物が電子データに加筆修正されただけであること等を考慮すると、最初の「原稿費」を除く、「構成費」、「デザイン費」、「修正費」とされた合計55万円の1/2については、社会通念上、過大であると言わざるを得ない。

したがって、市長は秋田議員に支出した広報・広聴費に係る政務活動費のうち、市政報告構成費、市政報告デザイン費及び市政報告修正費に充てられた額の1/2相当額である27万5000円の返還請求を行う必要があるといえる。

※4種類の市政報告とは、「市政報告 原稿費」、「市政報告 構成費」、「市政報告 デザイン費」、「市政報告 修正費」で作成したものであること。  
(住民監査請求公表文より)

**(2) 検証すべき点**

令和元年度に秋田議員が支出した広報・広聴費のうち、社会通念上、過大であるとされた構成費、デザイン費、修正費の支出の妥当性について検証する。

**(3) 作成した市政報告**

市政報告の作成に伴い支出した金額、支出年月日、支出伝票に記載されている主な使途内容及び住民監査請求の公表結果で示された事実はそのとおりである。

支出伝票 件名	金額 (円)	支出年月日	支出伝票に記載され ている主な使途内容	住民監査請求の公表 結果で示された事実
市政報告 原稿費	330,000	令和2年 2月12日	市政報告作成のため の調査及び原稿作成 費	市政報告No.1の作 成
市政報告 構成費	165,000	令和2年 2月12日	市政報告作成のため の内容及び全体の構 成確認費	市政報告No.1から 会派名を削除
市政報告 デザイン費	275,000	令和2年 2月13日	市政報告のレイアウト 及びデザイン費	市政報告No.1に加 筆
市政報告 修正費	110,000	令和2年 2月13日	市政報告内容及びデ ザイン並びにレイ アウト修正費	市のSDGsの取組と 連動したものを加 筆

※「支出伝票件名」は、政務活動費の取支報告書を提出する際に、各支出の内容を記した支出伝票を作成して、その写しを提出することになっており、各支出伝票の件名のこと。

※「市政報告 原稿費」、「市政報告 構成費」、「市政報告 デザイン費」、「市政報告 修正費」について、いずれも同じ事業者が市政報告を作成している。

**(4) 秋田議員の主張**

ア 構成費について、作成した市政報告の用紙サイズはA4、頁数は2頁で、本検証において、原稿費と構成費で作成した市政報告の1頁目と構成費作成の際に使用した資料の一覧を記載した意見書添付資料を提出した。  
原稿費で作成した市政報告の1頁目には、秋田議員の顔写真と「秋田めぐみ市政報告」の見出し、「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」という記事と要望書を市長に手交する写真を掲載し、構成費で作成した市政報告の1頁目も同じ内容になっている。  
しかし、構成費での作業として、解散前の会派名を削除しただけでなく、全体のイメージが崩れないよう構成を変更し、掲載していない政務活動の報告を追加するかの検討と構成への影響の検証等、事前の準備作業が新たに発生したため、金額は相応のものである。

イ デザイン費について、作成した市政報告の用紙サイズはA4、A案からD案まで4つのデザイン案を作成し、頁数はA案では4頁となっている。本検証で構成費で作成した市政報告とデザイン費で作成した市政報告の4つのデザイン案のそれぞれ1頁目を記載した意見書添付資料を提出した。

構成費で作成した市政報告の1頁目には「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」の記事を掲載し、デザイン費で作成した市政報告の1頁目には、A案は

「鷺沼駅周辺再編整備について」「森林環境税と税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「投票環境の向上について」「投票環境の更なる安全確保について」「通学路の更なる安全確保について」「木材利用促進について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「自転車対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルート」「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事、C案は「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事、D案は「森林環境税と税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「羽田空港新飛行ルート」「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事を掲載した。

デザイン費での作業としては、一人会派の無所属議員であることを明確にするため、議会質問を多く取り上げるよう内容を変更し、新たに記事を作成した。また、4つの新たなデザイン案を作成し、その中から一案を採用したもので、金額は相応のものである。

ウ 修正費について、作成した市政報告はホームページに合うサイズに変更し、本検証において、デザイン費で作成した市政報告のA案と修正費で作成した市政報告のA案・B案の2つのデザイン案のそれぞれ1頁目を記載した意見書添付資料を提出し、その後、修正費で作成した市政報告A案の全頁(A4サイズ5頁)を提出した。

意見書添付資料では、デザイン費で作成した市政報告には上記のA案の記事を掲載し、修正費で作成した市政報告には、A案・B案いずれも「森林環境税と税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」を掲載した。また、意見書添付資料の提出後に提出した市政報告A案(全5頁)には、「森林環境税と税について」「投票環境の向上について」「投票環境の更なる安全確保について」「JR川崎駅周辺再編整備について」「SDG木材利用促進について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「SDG」とは、「自転車対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルート」とは、「羽田空港新飛行ルート案について」「台風浸水被害緊急要望書を提出」を掲載した。また、SDGsに関する調査を行い、それぞれの記事にはSDGsのマークを入れている。

エ 令和3年8月19日に公表された住民監査請求における監査委員の判断「4種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している」ことについて、上記ア、イ及びウのとおりであり、いずれも重複している部分は一部であり、新たな記事の作成やSDGsの分類、デザイン的大幅変更もあり、事実と異なっている。次に、住民監査請求における監査委員の判断「支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違がある」ことについて、上記ア、イ及びウのとおりであり、支出伝票の記載項目と実際の内容に相違はない。

次に、住民監査請求における監査委員の判断「成果物が電子データに加筆修正されただけである」ことについて、構成費、デザイン費、修正費において、

内容の変更、記事の追加、構成の変更、デザインの変更、レイアウトの変更、イラストの追加等を行っており、監査委員の主張する「加筆修正されただけ」ではなく、加筆修正という範囲を明らかに大きく超えた変更がされている。

**(5) 市の検証及び判断**

ア 「川崎市議会、政務活動費の交付等に関する条例」では、政務活動とは、調査研究、研修、広報、広聴、市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動と規定し(条例第10条第1項)、広報・広聴費について、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費と規定している。(条例第10条別表)

また、川崎市議会の「政務活動費の運用指針」では、広報紙の作成に当たっては、内容により政務活動との関連性を個別に判断し、必要に応じ、適切な区分によって支出すること、作成業務の委託は委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管することとしている。

イ 構成費について、秋田議員が本検証で提出した意見書添付資料から、構成費で作成した市政報告の2頁目は提出されおらず、その内容を確認することはできない。1頁目については全体の構成を縦書き2段から横書き2段に組み替えてはいるものの、「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」という記事は、原稿費で作成された記事から解散前の会派名を削除しただけのものであり、一定の作業が発生していることは間違いないものの、構成費で作成した市政報告は、原稿費で作成した市政報告と記事の内容はほぼ重複していると認められる。

ウ デザイン費について、秋田議員が本検証で提出した意見書添付資料から、一部の記事は構成費で作成したものを使用しているが、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果でも認められているように、議会質問の記事を新たに作成し、一定の作業が発生したことは認められる。

次に、秋田議員は4つのデザイン案を作成したと主張しているが、政務活動費の収支報告書とともに提出する支出伝票には、そのような記述はなく、本検証において4つのデザイン案の全頁の提出はされていない。また、住民監査請求の監査結果にも、4つのデザイン案が作成されたとの記述はなく、採用されたデザイン案は住民監査請求で提出されていないものと考えられる。さらに、秋田議員の上記主張は同年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果後に新たに追加されたものであるが、このことについて秋田議員から合理的な説明もなく、3(5)イのとおり、事務所費において秋田議員は事務所写真の撮影時期について事実と異なる主張をしていることも鑑みると、採用され

なかったデザイン案はデザイン費を支出した当時に作成されたものとは認められない。

エ 修正費について、作成した市政報告の記事は「森林環境税とは」「SDGsとは」の2つの記事のほかは、デザイン費で作成した市政報告(「森林環境税と税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「鷲沼駅周辺再編整備について」「木材利用促進について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「自転車対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルートとは」「羽田空港新飛行ルート案について」「台風浸水被害緊急要望書を提出」)の記事にSDGsのマーク等を加えたもので、一定の作業が発生していることは間違いないものの、デザイン費で作成した市政報告と記事の内容はほぼ重複していると認められる。

次に、秋田議員は本検証で2つのデザイン案を作成したと主張しているが、政務活動費の収支報告とともに提出する支出伝票には、そのような記述はなく、本検証においても採用されなかったB案の全頁の提出はされていない。また、住民監査請求の監査結果にも、2つのデザイン案が作成されたとの記述はなく、採用されなかったデザイン案は住民監査請求で提出されていないものと考えられる。さらに、秋田議員の上記主張は令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果後に新たに追加されたものであるが、このことについて秋田議員から合理的な説明もなく、3(5)イのとおり、事務所費において秋田議員は事務所写真の撮影時期について事実と異なる主張をしていることも鑑みると、採用されなかったデザイン案は修正費を支出した当時に作成されたものとは認められない。

オ 以上のことから、構成費、デザイン費、修正費で作成された市政報告は、一定の作業が発生していることは認められるものの、その記事の相当部分が重複していると認められ、かつ、いずれの市政報告を作成したのも同一の事業者である。

また、デザイン費で4つのデザイン案、修正費で2つのデザイン案を新たに作成したとしているが、デザイン費及び修正費を支出した当時に作成されたものとは認められない。

さらに、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告のうち、秋田議員のホームページで公開されているのは修正費で作成した市政報告のみである。したがって、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告の作業内容を鑑みると、構成費、デザイン費、修正費で支出した金額の合計額は、社会通念上、過大であると認めざるを得ない。

**(6) 結論**

令和元年度に秋田議員が政務活動費から支出した広報・広聴費について、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告は、その支出が社会通念上、過大で

あると言わざるを得ないことから、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の定めと違反したものであると認められる。一方、その支出は社会通念上、過大であるとは言うものの事業者には一定の作業が発生していることから住民監査請求の監査委員の判断を尊重し、1/2の限度で返還請求を行うこととし、構成費、デザイン費、修正費で支出した合計55万円の1/2相当額である27万5000円の返還請求を行っていくものとする。

《参考》

- 1 秋田議員から提出された文書
  - (1) 「秋田恵議員の令和元年度の政務活動費の支出報告書等の閲覧と議会局からの確認事項について」について (令和3年10月7日付け)
  - (2) 「秋田恵議員の令和元年度及び令和2年度の政務活動費に対する議会局からの確認事項について」について (令和3年10月11日付け)
  - (3) 意見書及び意見書添付資料 (別紙1～4) (令和3年10月13日付け)
  - (4) 「2川監公第7号 令和3年8月19日 川崎市職員措置請求について (公表)」後の事実確認について (令和3年10月15日付け)
  - (5) 「秋田恵議員からの意見書及び添付資料 (別紙1～4) について」について (令和3年10月19日付け)
  - (6) 「ヒヤリング調査の実施について (通知)」について (令和3年11月4日付け)
  - (7) 「資料の御提出について」について (令和3年11月12日付け)
  - (8) 意見書 (令和3年11月18日付け)
  - (9) 広報・広聴費についての追加意見書と証拠書類の提出 (令和3年11月25日付け)
- 2 秋田議員へのヒアリング  
令和3年11月4日実施



4 川 監 公 第 5 号  
令和4年3月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、  
第2項、第4項及び第7項の規定により監査を行いました  
ので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告  
を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

<p>定期(財務)監査・行政監査の結果</p> <p>1 監査の種類 財務監査及び行政監査</p> <p>2 監査の対象 経済労働局、こども未来局、まちづくり局、教育委員会事務局</p> <p>3 監査の範囲 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他事務の執行</p> <p>4 監査の期間 令和3年12月1日から令和4年3月4日まで</p> <p>5 監査の方法 対象部局ごとの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行った。</p> <p>6 監査の着眼点 (1) 予算執行事務 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。</p> <p>(2) 収入事務 測定、徴収、債権管理及び現金取扱事務は適正に行われているか。</p> <p>(3) 支出事務 違法、不当その他不適正な支出はないか。</p> <p>(4) 契約事務 契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。</p> <p>(5) 財産管理事務 財産の取得、処分及び管理は適正に行われているか。</p>	<p>(6) 経営に係る事業管理 経営に係る事業の管理は適正に行われているか。</p> <p>(7) 各種団体の会計業務に関する事務 現金の出納及び保管並びにそれらの記録が適正に行われているか。</p> <p>(8) 情報管理に関する事務 情報資産の管理等は適正に行われているか。</p> <p>7 監査の結果 (1) 定期(財務)監査 川崎市監査基準(令和2年川崎市監査訓令第1号)に準拠し、前述のとおり(行政監査に関する部分を除く。)監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。</p> <p>ア 徴収手続を適正に行うべきもの 財務関係法令等に基づき、手続を適正に行われたい。</p> <p>イ 川崎市財産規則(昭和39年川崎市規則第33号)第25条第1項第1号によると、使用許可の期間が1年以内の場合にあっては、使用許可の期間の開始日から起算して30日以内に使用料の全額を納付させなければならぬとされている。また、川崎市財産規則第37条によると、第25条の規定は普通財産を貸し付ける場合に適用するとされている。</p> <p>徴収手続についてみると、次の事例があった。</p> <p>規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。</p> <p>(ア) 目的外使用許可に係る使用料について、川崎市財産規則に定める期限を過ぎた納期限で納入通知書を送付していた事例 (まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課)</p> <p>(イ) 普通財産の貸付料について、川崎市財産規則に定める期限内に納付</p>
---	---

保育所運営費負担金は、1件ごとの債権についての福祉総合情報システムで管理し、この情報をもとに総合財務会計システムで歳入測定や不納欠損等を行っている。

保育所運営費負担金に係る滞納債権についてみると、福祉総合情報システムにおいて時効完成により削除される債権の記録を適切に保存していなかったため、福祉総合情報システムの測定額を総合財務会計システムに反映させる測定額の減額処理において、時効完成により不納欠損処分すべきものなのか、又は測定額の誤りによるものなのかを確認できなかった事例があった。

規則に基づき、滞納債権に係る記録の管理を適正に行われたい。

(こども未来局子育て推進部保育対策課)

エ 督促手続を適正に行うべきもの

川崎市債権管理条例(平成25年川崎市条例第42号)第5条によると、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

滞納債権についてみると、次の債権に係る督促状を発していないかかった事例があった。

条例に基づき、督促手続を適正に行われたい。

(ア) 地域型保育事業連携受託収入

(こども未来局保育事業部保育第2課)

(イ) 高等学校授業料

(高津高等学校全日制課程)

オ 延滞金を適正に徴収すべきもの

川崎市債権管理条例第6条第1項によると、地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入について同項の規定による督促をしたときは、

されていないかかった事例

(こども未来局こども支援部こども家庭課)

イ 収納金の事務処理を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第67条によると、金銭出納員等は、収納した現金又は証券(以下「収納金」という。)を収納の日又はその翌日までに払込書により指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。また、川崎市金銭会計規則第69条によると、金銭出納員等は、収納金の収納及び払込みの状況を収納金受払簿に記載しなければならないとされている。

収納金についてみると、次の事例があった。

規則に基づき、収納金の事務処理を適正に行われたい。

(ア) 収納金が金庫に保管されたままとなっており、収納金受払簿にも記録されていないかかった事例

(田島支援学校)

(イ) 収納金を川崎市金銭会計規則に定められた日までに払い込んでいなかった事例

(教育委員会事務局学校教育指導課、橘高等学校定時制課程、中央支援学校、田島支援学校)

ウ 滞納債権に係る記録の管理を適正に行うべきもの

川崎市債権管理条例(平成26年川崎市規則第18号)第3条第4項によると、台帳に記載した債権についてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき、当該債権が消滅したことを確認したとき、又はその管理に關係する事実で当該事務の処理上必要なものがあるとき、その管理に關係する事実で当該事務の処理上必要なものがあるとき、その都度遅滞なく、これらの内容を台帳に記載しなければならないとされている。

があった。

規則に基づき、予算執行同の手続を適正に行われたい。

(経済労働局公営事業部業務課、子ども未来局総務部企画課、子育て推進部保育所整備課、同幼児教育担当、保育事業部保育第1課、同保育第2課、同運営管理課、子ども支援部子ども家庭課、同子ども保健福祉課、児童家庭支援・虐待対策室、子ども家庭センター、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課、教育委員会事務局学校教育指導課、同健康教育課、生涯学習部生涯学習推進課、同中原図書館、東橋中学校)

ク 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみると、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(子ども未来局子ども支援部子ども保健福祉課、教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

ケ 支出に関する証憑書類の取扱いを適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第9条第2項によると、請求書の首標金額の頭初に「¥」の記号を表示するものとされている。

また、公文書の適正な作成について(通知)(平成26年4月8日付け26川総行情第78号)によると、「筆跡が消せるボールペン」の使

この条例の定めるところにより、延滞金を徴収するものとされている。

高等学校授業料延滞金についてみてみると、延滞金を過小に徴収していた事例があった。

条例に基づき、延滞金を適正に徴収されたい。

(川崎総合科学高等学校全日制課程)

カ 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

地方自治法第236条第1項によると、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅するとされている。

また、川崎市金銭会計規則第58条第1項によると、債権が消滅したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

滞納債権についてみてみると、次の債権に係る不納欠損処分を行っていない事例があった。

法令等に基づき、不納欠損処分の手続を適正に行われたい。

(ア) 保育所運営費負担金

(子ども未来局子育て推進部保育対策課)

(イ) 児童手当返還金、子ども手当返還金、児童扶養手当返還金、小児医療費等返還金

(子ども未来局子ども支援部子ども家庭課)

キ 予算執行同の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則(平成7年川崎市規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行同を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

支出事務についてみてみると、予算執行同の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例



用は、公文書の改ざん等、重大な法令違反につながるおそれがあるほか、市政に対する市民の信用を失う行為になりかねないとして、公文書では使用しないこととされている。

さらに、会計室が作成した会計事務の手引（平成29年3月31日付け28川会第2493号）によると、請求書のうち訂正ができない記載内容である請求金額、請求者名及び受取人名以外の請求内容に訂正がある場合は、二重線を引いた訂正箇所に請求印が押印されていることとされることとされている。

加えて、総務企画局情報管理部行政情報課が作成した文書事務の手引（平成17年8月31日付け17川総行情第463号）によると、契約書を取り交わした後に字句の間違いが判明した場合の訂正方法は、原則として、訂正した行の左欄外に何字加え、何字削ったかを明記するとともに、当該箇所には、両当事者が、記名押印に用いた印を押印するとされている。

支出に関する証拠書類についてみたところ、次の事例があった。  
規則等に基づき、支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われた。

- (ア) 請求書の首標金額の頭初に「¥」の記号がなかった事例  
（まちづくり局市街地整備部地域整備推進課、同防災まちづくり推進課、拠点整備推進室、施設整備部施設計画課、指導部建築指導課）
- (イ) 筆跡が消せるボールペンや鉛筆で記載されていた事例  
（経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター、こども未来局総務部企画課、子育て推進部保育所整備課、保育事業部保育第1課、同保育第2課、同宮前区保育総合支援担当、こども支援部こども保健福祉課、まちづくり局交通政策室、住宅政策部市営住宅管理課、

教育委員会事務局教育政策室、学校教育部指導課、同健康教育課、生涯学習部文化財課、総合教育センター総務室、同情報・視聴覚センター、中央支援学校）

(ウ) 契約書において文字が加筆されていたもの、文書事務の手引に基づく訂正が行われていなかった事例

（まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当）

ロ 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの  
地方自治法第232条の5第2項によると、支出の特例として資金前渡等の方法が認められているが、職員等による立替払は認められていない。

前渡金に係る出納事務についてみたところ、職員が駐車場利用料金等の立替払を行っていた事例があった。

法令に基づき、前渡金の事務処理を適正に行われた。

（まちづくり局市街地整備部地域整備推進課、住宅政策部住宅整備推進課、指導部建築管理課）

サ 就学援助費の事務処理を適正に行うべきもの

川崎市就学奨励規則（平成15年川崎市教育委員会規則第2号）第6条第2項によると、支給対象者に対する就学援助費の支給について、校長を通じて行うことができるとされており、前渡金管理者が校長名義の口座に振り込んだ上で、各学校長が支給対象者に支給している。

就学援助費に係る事務についてみたところ、職員が支給対象者に立替払を行い、かつ、その後も事務処理を遺漏したため、現金が校長名義の口座に残されていた事例があった。

立替払は認められておらず、また、現金が校長名義の口座に残置されている状況は適切ではない。

最低制限価格を設定する業務委託契約に係る入札事務についてみたところ、最低制限価格を設定していなかった事例があった。

規則等に基づき、入札事務を適正に行われた。

(子ども未来局保育事業部運営管理課、青少年支援室、教育委員会事務局生涯学習部文化財課)

七 請書の徴取を適正に行うべきもの

川崎市契約規則第30条第2項によると、契約書の作成を省略するときは、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴するものとされている。

契約手続についてみたところ、見合せの決定額と異なる額の請書を徴していた事例があった。

規則に基づき、請書の徴取を適正に行われた。

(御幸小学校、南野川小学校)

ノ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号で掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、次の事例があった。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われた。

(ア) 請書によって事務処理を行い、本来作成すべきであった契約書を作成していなかったことに加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれず、かつ、環境省令で定める書面も添付されていなかった事例

法令等に基づき、就学奨励費の事務処理を適正に行われた。

(教育委員会事務局総務部学事課、今井中学校、宮崎中学校)

シ 特別支援教育就学奨励費の支給を適正に行うべきもの

小中学校における特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)及び川崎市立小、中学校における特別支援教育就学奨励費交付要綱(平成28年4月1日付け28川教指第468号)に基づき、前渡金管理者が校長名義の口座に振り込んだ上で、各学校長が支給対象者に支給している。

就学奨励費に係る事務についてみたところ、令和2年12月に振り込んだ令和2年度就学奨励費前分が、令和4年1月時点で支給対象者に支給されておらず、現金が校長名義の口座に残置されていた事例があった。

口座に振り込んだ就学奨励費が1年以上、支給対象者に支給されておらず、また、現金が校長名義の口座に残置されている状況は適切ではな

い。

法令等に基づき、就学奨励費の支給を適正に行われた。

(教育委員会事務局学校教育部指導課、今井中学校)

ス 入札事務を適正に行うべきもの

川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第14条の2によると、あらかじめ最低制限価格を設ける必要がある場合は、予定価格の

3分の2を下らない範囲内で定めるものとされている。

また、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱(平成29年1月1日付け28川財契第7368号)において、最低制限価格を設定する契約について定められている。

(教育委員会事務局総合教育センター総務室)

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面も添付されていたものの、請書によって事務処理を行い、本来作成すべきであった契約書を作成していなかった事例

(経済労働局産業政策部庶務課、産業振興部工業振興課、都市農業振興センター農地課、中央卸売市場北都市場管理課、こども未来局子育て推進部保育所整備課、保育事業部運営管理課、こども家庭センター、教育委員会事務局総務部庶務課、教育環境整備推進室、総合教育センター総務室)

変更契約を適正に行うべきもの

川崎市契約規則第48条第1項によると、必要があると認めるときは、契約者と協議のうえ、契約の解除、履行の中止又は設計変更若しくは仕様の変更をすることができるとされており、川崎市契約規則第49条第1項によると、前条により設計変更等があったときは、契約者は、市長の指定する期間内に変更契約書又は変更請書を提出しなければならないとされている。

軽易工事の契約事務についてみたところ、契約の内容に変更がなく、契約金額を減額する必要がなかったにも関わらず、減額変更していた事例があった。

これは、契約の相手先が同一の貸借借契約において貸借期間終了後に減額要因が生じたため、当該軽易工事の契約を減額変更することで精算をおおうとしたことによるものであるが、別件の契約を減額することは適切ではない。

規則に基づき、変更契約を適正に行われたい。

11

(こども未来局子育て推進部保育所整備課)

再委託の承諾に係る事務を適正に行うべきもの

給食管理システム改修業務委託変更契約書によると、受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を書面により得なければならないとされている。

当該委託の再委託に係る事務についてみたところ、受注者から定められた内容を具備した書面が提出されておらず、また、市も書面による承諾をしていなかった。

契約書に基づき、再委託の承諾に係る事務を適正に行われたい。

(教育委員会事務局健康給食推進室)

特定個人情報の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第11条によると、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされている。

また、特定個人情報を取り扱う際に委託契約書に添付する特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書第4条第1項によると、受注者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならないとされており、同仕様書第5条第1項によると、受注者は、発注者の認める範囲において特定個人情報を取り

12

扱う場所を定め、業務の着手前に書面ににより発注者に報告しなければならぬとされている。さらに、同仕様書第15条第1項によると、発注者は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うものとするとしている。

特定個人情報を取り扱う委託契約についてみたところ、同仕様書に定められた書面による報告がされおらず、また、監査又は検査を実施していない事例があった。

法令等に基づき、特定個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われたい。

(まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課)

テ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

財務関係法令等に基づき、適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

(ア) 物品の売払事務を適正に行うべきもの

指定管理者への物品の売払いについて、売払契約の締結及び売払代金の収納前に物品を引き渡していた事例

(教育委員会事務局青少年科学館)

(イ) 領収書受払簿を作成すべきもの

領収書の管理について、領収書受払簿を作成していなかった事例

(まちづくり局指導部建築審査課)

(ウ) 適正な会計年度区分により支出を行うべきもの

光熱水費等について、支出すべき年度を誤っていた事例

(まちづくり局交通政策室、登戸区画整理事務所、指導部建築管理課)

(エ) 支払期限内に支出すべきもの

対価の支払の時期を書面により明らかにしていない雑誌の購入について、請求日から15日以内の日に支払っていなかった事例

(教育委員会事務局日本民家園)

(オ) 前渡金管理者口歴の管理を適正に行うべきもの

決済用預金に切り替える前の預金により生じた利子が残置されていた事例

(白鳥中学校)

(カ) 前渡金精算書の作成を適正に行うべきもの

前渡金精算書を作成していなかった事例

(教育委員会事務局教育部指導課)

(キ) 委託に係る契約手続を適正に行うべきもの

測量委託契約について、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

(まちづくり局計画部都市計画課、指導部建築審査課、同宅地企画指導課)

(ク) 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

a 日付の入っていない請書を徴していた事例

(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課、教育委員会事務局総務部庶務課、青少年科学館、東生田小学校)

b 押印のない請書を徴していた事例

(宮崎台小学校)

c 委託業務完了届を受領しないまま履行確認を行っていた事例



(こども未来局こども支援部こども家庭課、同こども保健福祉課)

- d 委託業務完了届に業務完了日が記載されていないかった事例
- (こども未来局子育て推進部保育対策課)

(ケ) 検査確認書の作成を適正に行うべきもの

定期支払について、検査確認済みを証する書類を作成していなかった事例

(こども未来局保育事業部運営管理課、こども支援部こども家庭課、同こども保健福祉課、青少年支援室、まちづくり局計画部都市計画課、住宅政策都市営住宅管理課、施設整備部施設計画課、指導部建築管理課、教育委員会事務局教育政策室、職員部教職員人事課、同給与厚生課、健康給食推進室南部学校給食センター、総合教育センター総務室、生涯学習部麻生図書館)

(コ) 検査確認を適正に行うべきもの

法律等で定められた期限内に検査確認を行っていないかった事例  
(教育委員会事務局総務部庶務課、職員部給与厚生課、総合教育センター総務室)

(サ) 備品の管理を適正に行うべきもの

a 重要物品の増減について、会計管理者に報告していなかった事例  
(こども未来局保育事業部保育第1課)

b 不用の決定及び処分を廃棄していった事例  
(経済労働局労働雇用部、こども未来局保育事業部保育第1課、同保育第2課、同運営管理課、児童家庭支援・虐待対策室北部児童相談所、こども家庭センター、まちづくり局総務部庶務課、市街地整備部地域整備推進課、住宅政策部住宅整備推進課、教育委員会事務局生涯学習部文化財課、同川崎図書館、新城小学校、東生田小学校、桜本中学校、

中央支援学校)

- e 所在が不明となっていた事例  
(経済労働局公営事業部総務課、こども未来局総務部企画課、まちづくり局指導部建築審査課、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

d 備品整理簿に記載すべき物品を登録していなかった事例  
(経済労働局都市農業振興センター農地課、同農業技術支援センター、こども未来局総務部庶務課、同企画課、保育事業部保育第2課、同中原区保育・子育て総合支援センター、こども支援部こども保健福祉課、まちづくり局総務部まちづくり調整課、市街地整備部地域整備推進課、施設整備部施設計画課、指導部建築審査課、同宅地企画指導課)

e 保管換えの手続を行っていないかった事例

(こども未来局子育て推進部幼児教育担当、保育事業部運営管理課、同中原区保育・子育て総合支援センター、まちづくり局市街地整備部地域整備推進課、教育委員会事務局健康給食推進室)

(シ) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

a 印紙、切手その他消耗品について、消耗品出納簿等と実際の数量が一致していなかった事例

(経済労働局産業振興部工業振興課、都市農業振興センター農業振興課、同農業技術支援センター、こども未来局総務部庶務課、同監査担当、子育て推進部保育対策課、保育事業部運営管理課、同中原区保育・子育て総合支援センター、こども支援部こども家庭課、同こども保健福祉課、児童家庭支援・虐待対策室中部児童相談所、こども家庭センター、まちづくり局計画部都市計画課、教育委員会事務局総務部庶務課、東小倉小学校、新作小学校、向丘中学校、白鳥中学校)

市民を構成員として任意に設置された団体又は特別な法律で国民を社員等の構成員とする団体であつて、市の事務と密接な関連を有する業務を行うものをいうとされているが、各種団体の業務と市の業務とは区別されるものである。

各種団体の事務執行に当たつて、市の文書管理システムを使用することは不適切であることから、当該団体の意思決定の方法を改められたい。

(イ) 事務決裁を適正に行うべきもの

川崎市地域教育ネットワーク推進会議の会計業務に関する事務についてみたところ、事業費は学校を經由して事業を担う地域住民に支出され、地域住民は、事業終了後に、学校へ領収書等とともに実績報告書を提出し、その際、残余金があれば戻入する。学校は提出された実績報告書について、領収書等を基に、その使途を確認した後、学校長が決裁を行い、事務局（教育委員会事務局学校教育部指導課）に実績報告書を提出し、事務局が最終確認を行うとしている。

しかしながら、学校長が決裁を行わずに、事務局のみが決裁を行つていた事例があつた。

学校では領収書等を保管しており、学校長が決裁を行わなければ、支出の適正性が確認されないため、学校長は決裁を適正に行われたい。また、事務局は、学校長が決裁を行わずに、実績報告書を提出した場合には、適切に指導されたい。

(ウ) 立替払による支出事務を改善すべきもの

各種団体の会計業務に関する事務についてみたところ、職員が個人

b 消耗品出納簿への記載を省略できない消耗品を記載していなかった事例

(経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター、労働雇用部、まちづくり局総務部まちづくり調整課、教育委員会事務局教育政策室)

c 保管換えの手續を行っていない事例

(子ども未来局子育て推進部幼児教育担当)

(2) 行政監査

川崎市監査基準に準拠し、各種団体の会計業務に関する事務及び情報管理に関する事務を重点項目として監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項等があつた。

本監査で確認された改善を要する事項等を庁内で共有し、適正な事務執行に努められたい。

ア 各種団体の会計業務に関する事務

職員が役務の提供を行っている各種団体を監査対象とし、各種団体がら交付される指示書、現金出納簿等の帳簿、領収書等について、書類審査を中心に監査を行つた。

監査対象とした各種団体は別表第1のとおりである。

(ア) 各種団体における意思決定の方法を改めるべきもの

川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会の会計業務に関する事務についてみたところ、団体宛ての照会文書に対しては、団体が回答するものであるにもかかわらず、市の文書管理システムにより起案し、決裁を行つていた事例があつた。

各種団体の会計業務に関する運用第2条によると、各種団体とは、

の現金、クレジットカード及び電子マネーで立替払を行っていた事例があった。

各種団体の会計業務に関する運用第3条によると、各種団体の会計業務は、その意思に基づいて、公金に関する取扱に準じて行わなければならないものとする。各種団体の現金の出納に当たっては、個人の現金等を用いることは不適切であることから、支出事務の改善に向けて検討されたい。

(経済労働局国際経済推進室、産業振興部工業振興課、都市農業振興センター農地課、労働雇用部、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

#### イ 情報管理に関する事務

文書の管理状況について、現地調査を中心に監査を行った。現地調査を行った部署は別表第2のとおりである。

##### (ア) 情報資産の自己点検を適正に行うべきもの

文書の管理状況と情報セキュリティ対策点検表の結果についてみるところ、文書の機密性等の区分や保管場所を定めていないにもかかわらず、これらの実態とは異なる内容が点検表に記載されていた事例があった。

川崎市情報セキュリティ基準(平成14年9月2日付け14川総シ企第123号)第12章4(2)によると、情報管理責任者及び情報システム利用責任者は、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、自己点検を行うとされている。

また、川崎市情報セキュリティ基準第12章8によると、自己点検等により、改善の必要性が確認された場合は、改善計画等を策定し、改善を行うとされている。

実態とは異なる内容が点検表に記載された場合で、特に、文書の機密性等の区分及び保管場所を定めていないものについては、文書が不適正な状態で管理されることから、情報資産の自己点検を適正に行われない。

(こども未来局保育事業部運営管理課、青少年支援室)

別表第1 各種団体一覧(各種団体の会計業務に関する事務)

No	所管局	所管課	各種団体名
1		消費者行政センター	川崎市消費生活展実行委員会
2		国際経済推進室	川崎国際ビジネス交流推進協議会
3			川崎国際環境技術展実行委員会
4		工業振興課	川崎市青年工業経営研究会
5			川崎市展示会出展実行委員会
6	経済労働局	金融課	川崎市金融懇談会
7		観光プロモーション推進課	かわさきアジア・市民まつり実行委員会
8		商業振興課	かわさきアジア・フェスタ実行委員会
9		農業振興課	花と緑の市民フェア実行委員会
10		農地課	川崎市農業委員会事業推進協議会
11		労働雇用部	川崎市技能職団体連絡協議会
12			川崎市中小企業大運動会実行委員会
13			川崎市青少年育成推進委員会
14	こども未来局	青少年支援室	川崎市青少年指導員連絡協議会
15			川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会
16		給与厚生課	川崎市教職員運動会実行委員会
17		指導課	川崎市地域教育ネットワーク推進会議
18	教育委員会 事務局	健康教育課	川崎市学校保健会
19			川崎市立高等学校体育部活動推進協議会
20			地域教育会議行政区議長会
21		生涯学習推進課	川崎市子ども会議推進委員会

※監査対象局である「まちづくり局」には、所管する各種団体がいない。

別表第2 現地調査対象部署一覧(情報管理に関する事務)

No	局名	部署名
1		工業振興課
2		金融課
3	経済労働局	農業振興課
4		農地課
5		労働雇用部
6		保育所整備課
7	こども未来局	青少年支援室
8		こども家庭センター
9		荻戸区画整理事務所
10	まちづくり局	住宅整備推進課
11		市営住宅管理課
12		教職員人事課
13	教育委員会 事務局	指導課
14		中原図書館
15		官前図書館



定期(工事) 監査の結果

- 1 監査の種類  
定期(工事) 監査
- 2 監査の対象  
上下水道局
- 3 監査の範囲  
令和元年度及び令和2年度に完了した工事及び設計等業務委託
- 4 監査の期間  
令和3年10月1日から令和4年3月4日まで
- 5 監査の方法  
監査の範囲に示した工事及び業務委託576件のうち、工事41件、業務委託9件、合計50件を抽出し、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。  
なお、監査実施状況は別表第1、監査実施工事等の一覧は別表第2のとおりである。
- 6 監査の着眼点  
(1) 計画 事業計画等は明確か。また、各種協議及び手続は適正に行われているか。  
(2) 設計 関係法令等の適用、設計基準等の整備状況及び運用は適正か。  
(3) 積算 数量、単価、歩掛りは正確か。また、その算出根拠は明確か。  
(4) 契約 契約の方法及び手続は適正に行われているか。  
(5) 施工 関係法令等に基づき設計図書どおり適正に施工されているか。  
(6) 検査 検査は適正に行われているか。  
(7) 維持修繕 維持修繕の時期及び内容は適正か。  
(8) 業務委託 委託料の積算は正確か。また、委託成果は適正か。

7 監査の結果

川崎市監査基準(令和2年川崎市監査訓令第1号)に準拠し、前述のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

これらの多くは、工事費の積算及び施工監理に係る職員の関係基準等の内容や現場状況の確認が十分でなかったことによるものであり、工事の安全な履行に適切さを欠く事例も見受けられた。

工事費の積算及び施工監理に当たっては、これらの点に十分留意の上、安全かつ適切に工事を執行されたい。

(1) コンクリート工事の施工監理を適切に行うべきもの

本工事は、配水池の耐震化を目的として側壁等をコンクリートにて補強する工事である。

このうち、コンクリートの品質管理のために行う圧縮強度試験についてみたところ、「川崎市土木工事施工管理基準(以下「施工管理基準」という。)」に定める「川崎市土木工事試験実施要領(以下「試験実施要領」という。)」によると、圧縮強度試験は、公的試験機関において実施しなければならぬとされているが、それ以外の機関で行われていた。

また、「水道工事施工管理基準(以下「管理基準」という。)」によれば、請負者は、監督員が現地において立会い又は確認する工種及び試験項目等について工事着手前に協議しなければならぬとされているが、このうち試験項目の協議が行われていなかった。

これらは、施工管理基準、試験実施要領及び管理基準の内容について、監督員の確認不足によるものである。

コンクリート工事の施工監理に当たっては、品質管理が適切に行われるよう関係基準等の内容を十分に確認されたい。  
(工事番号1) (上下水道局水道部施設整備課)

等防護工を設置し、第三者に対して工事区域を明確にすることとされ、立入防止施設は子供等第三者が容易に侵入できないような構造とすることとされているが、一部の現場においてフェンスの設置などによる適切な立入防止対策が行われていなかった。

また、監督規程によると、監督員は、工事が設計図書等のおり実施されていらないと認められる場合、請負者に対し必要な指示を与えることとされている。

監督員は、技術指針の内容を理解しており、排水路への転落事故防止に配慮し設計図書に立入禁止措置を明確に行った上で施工することと定めたものの、一部の現場において立入禁止措置の状況を確認しておらず、請負者に対し適切な指導を行っていなかった。

排水路など開口部のある工事の監督に当たっては、保安施設の設置状況を的確に把握し、第三者の安全確保に向けた対策が確実に行われるよう、請負者に対し適切に指導されたい。

(工事番号40) (上下水道局中部下水道事務所管理課)

(4) その他改善を要するもの

改善措置を要するものうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあった。その概要は次のとおりである。

ア 変更内容の確認を十分に行うべきもの

変更設計書の作成に当たり、産業廃棄物処理費の変更を適正に行っていないかった事例

(工事番号7) (上下水道局下水道部施設課)

イ 積算内容の確認を十分に行うべきもの

アスファルト安定処理路盤の工事費の積算に当たり、設計図面に明示された厚さで積算されていなかった事例

(工事番号20) (上下水道局下水道部水道管路課)

(2) 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

工水3号配水管800mm-300mm布設管及び夜光3丁目250mm配水管撤去工事ほか2件の工事は、配水管の布設替え等を行うものである。

このうち、掘削時の安全対策についてみたところ、「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編」によると、地盤を掘削する場合には、切り取り面にその箇所土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとされているが、掘削の深さが1.5メートルを超えているにもかかわらず、土留工による安全対策が施されていない箇所があった。

これに対し、監督員は、この箇所において土留工の実施状況を確認していなかった。

「川崎市上下水道局請負工事監督規程(昭和47年川崎市水道局規程第23号。以下「監督規程」という。)」によると、監督員は、工事が設計図書等のおり実施されていないと認められる場合、請負者に対し必要な指示を与えることとされている。

掘削時の工事監理に当たっては、監督員は、現場状況の確認を適切に行うとともに、事故の未然防止に努めるよう、請負者に対し安全管理の徹底について強く指導されたい。

(工事番号15、16) (上下水道局第1配水工事事務所水道整備課)

(工事番号19) (上下水道局第1配水工事事務所第2配水工事事務所)

(3) 工事中の保安施設に関する指導を適切に行うべきもの

本工事は、管きよの緊急補修工事である。

このうち、排水路上の転落防止ネット等の復旧における保安施設の設置状況についてみたところ、国土交通省が定める「土木工事事務所技術指針(以下「技術指針」という。)」によると、工事現場の周囲はフェンス

別表第1 監査実施状況

監査の対象	監査の範囲		監査実施工事等	
	件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
上下水道局	418	51,110,348	41	7,907,234
業務委託	158	3,653,069	9	314,892
合計	576	54,763,417	50	8,222,126

別表第2 監査実施工事等の一覧

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者又は受託者	契約方法	当初契約金額(円)	契約年月日	完成年月日
1	鶴見区配水管配水廻り工 築補修工事	鶴見区鶴見台一丁目(鶴見五反田内)	配水廻り築補修工 配水廻り築補修工 災害時止水地点併設型記念給水地点築補修工一式	横濱建設 横濱建設 横濱建設	一般競争	1,028,000,000 1,381,476,760	H29.5.11	R1.9.27
2	矢上350mm-100mm配水管布設工事	目:幸区矢上1先 主:幸区矢上1-2先	布設200mm=559.0mほど、 撤去350mm=15.0mほど	横濱工業	一般競争	86,262,000 82,302,000	R1.9.18	R2.3.2
3	新丸子町200mm-100mm配水管布設工事	目:中原区丸子通2丁目682-17先 主:中原区新丸子町768-1先(2号地)	布設200mm=436.4mほど、 撤去200mm=423.0mほど	横濱土木	一般競争	132,020,000 164,762,400	R1.6.18	R2.3.30
4	平成31年度 多摩・厚生区 給水管維持工事(単独契約)	本市指定箇所一円	給水管維持工事	通川建設	一般競争	28,393,200.00 28,610,244.36	H31.4.2	R2.3.24
5	横浜地区導水管その1工区	川崎市川崎区東瀬3丁目1地内	管もと工機組(会) 0.450-900mm L=321.9m	加藤・丸藤IV	一般競争	209,757,600 220,564,180	H30.5.28	R2.1.31
6	六郷運河沿線その1工区	川崎市川崎区田町2丁目、小島町地内ほか	シールド(含) 0.816mm L=775.1m 内鋼管 0.500mm L=776.1m	前田・支工・岡村IV	一般競争	1,685,298,800 1,974,738,020	H29.3.28	R2.3.13
7	水府沿線沿線その1工区	川崎市川崎区小島町10-1	給水ポンプ棟(管理棟)加築補修	横濱子築建設	一般競争	48,168,000 65,351,880	H30.10.12	R1.6.28
8	2号川沿線沿線その1工区	川崎市幸区矢上4丁目	ペルトコンベヤ整備1基	横濱建設	一般競争	18,150,000 同上	R1.12.2	R2.3.10
9	平成31年度西部下水管内設管布設第1号工事	川崎市宮前区地内	取付管布設 0.150mm L=823.6m 取付管撤去 0.150mm L=5.6m	横濱建設	一般競争	50,930,000 49,776,100	H31.4.10	R2.1.31
10	工業用水道 JFEスチール川崎工場はく動研流産工部設備取替及び撤去工事	川崎市川崎区水江町5-1(JFEスチール川崎工場はく動研内)	流産計測設備撤去工一式 撤去工一式	高田電設工業	一般競争	38,809,000 同上	R1.10.28	R2.7.31
11	水道水質課 局所換装工	川崎市多摩区三丁目5-1(長沢浄水場内)	局所換装設備の取替	横濱空社	一般競争	49,500,000 同上	R2.2.7	R3.1.12
12	長沢浄水場 排水処理施設等設備取替工事	川崎市多摩区三丁目4番1号(長沢浄水場内)	浮遊物回収装置設置工一式	佐藤実業株式会社 神奈川支社	一般競争	10,010,000 同上	R2.2.17	R2.3.14
13	生田浄水場 工水管2-3号と4号電気設備更新工事	川崎市多摩区第4丁目4番1号(生田浄水場内)	電気設備設置工一式	アズビル株式会社 トランスオーシャンシステムズ株式会社	一般競争	94,270,000 同上	R1.10.16	R3.1.27
14	第2庁舎 監視設備設置工事	川崎市川崎区砂子1丁目9番地3	第2庁舎に監視設備の設置	東芝インフラシステムズ株式会社	図型契約	12,320,000 同上	R2.2.21	R2.11.25
15	工水2号浄水場配水管900mm-300mm布設及び撤去工事	川崎市川崎区上野3-5先 3丁目2550mm配水管撤去工事	布設800mm=458.8mほど、 撤去800mm=6.0mほど	トモエ・藤木IV	一般競争	415,525,000 559,399,500	R1.6.7	R2.10.16

31	福山地区下水枝線管108号工事	川崎市多摩区福山小	布設(合)φ300mm L=27.5m 取付管(合)φ300×700mm L=375.4m	川崎市多摩区福山小	福成	一般競争	87,771,000 74,188,400	R2.2.12	R3.1.8
32	多摩川水系排水設備管線工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	排水設備管線工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	東芝インフラシステムズ	一般競争	209,000,000 260,969,500	R2.4.1	R3.3.17
33	多摩川水系排水設備管線工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	排水設備管線工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	大同機工機	随意契約	374,000,000 408,171,500	R2.3.23	R2.9.29
34	入江崎緑合スタジアムターナー施設改修工事	川崎市多摩区山崎3丁目3番12号	消火受入設備更新(機械)	川崎市多摩区山崎3丁目3番12号	住友商事	一般競争	612,252,000 630,054,400	H30.11.30	R3.3.13
35	入江崎緑合スタジアムターナー施設改修工事	川崎市多摩区山崎3丁目3番12号	消火受入設備更新(電気)	川崎市多摩区山崎3丁目3番12号	東芝インフラシステムズ	一般競争	428,600,000 同上	H30.12.27	R3.3.4
36	入江崎緑合スタジアムターナー施設改修工事	川崎市多摩区山崎3丁目3番12号	ポンプ機整備4台	川崎市多摩区山崎3丁目3番12号	JFEエンジニアリング	随意契約	99,000,000 同上	R2.9.4	R3.2.25
37	加瀬水処理センターしよ移設ポンプ整備工事	川崎市多摩区加瀬4丁目4番22号	しよ移設ポンプ整備1基	川崎市多摩区加瀬4丁目4番22号	三菱重工	一般競争	49,500,000 同上	R2.11.9	R3.3.19
38	丸子ポンプ場自然放流水ターナー改良工事	川崎市多摩区丸子	N1.2自然放流水ターナー製作・改良2門	川崎市多摩区丸子	大同機工機	随意契約	26,950,000 同上	R2.3.18	R2.7.31
39	令和2年度下水道管工事	川崎市多摩区幸地区内	取付管取付工事	川崎市多摩区幸地区内	河崎建設	一般競争	44,682,000 58,295,600	R2.4.10	R3.1.29
40	令和2年度下水道管工事	川崎市多摩区高津地区内	管き工緊急補修工事	川崎市多摩区高津地区内	河合土木	一般競争	77,660,000 101,324,300	R2.4.1	R2.12.25
41	令和3年度下水道管工事	川崎市多摩区多摩区内	管き工緊急補修工事	川崎市多摩区多摩区内	相模建設	一般競争	63,833,000 71,981,000	R1.10.16	R2.8.31
42	上下水道・流産計更新工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	上下水道・流産計更新工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	河合土木	一般競争	23,067,000 25,215,300	R1.5.21	R1.12.13
43	稲田取水前兼津浦及び長谷川取水前兼津浦の上下水道管工事	川崎市多摩区稲田1丁目21番1号	稲田取水前兼津浦及び長谷川取水前兼津浦の上下水道管工事	川崎市多摩区稲田1丁目21番1号	稲田建設	一般競争	43,395,000 同上	R1.8.9	R2.3.19
44	平成31年度下水道管工事	川崎市多摩区山崎3丁目3番9号	管き工緊急補修工事	川崎市多摩区山崎3丁目3番9号	川崎建設	一般競争	12,489,840 16,561,600	H31.4.1	R2.2.28
45	令和3年度下水道管工事	川崎市多摩区山崎3丁目3番9号	管き工緊急補修工事	川崎市多摩区山崎3丁目3番9号	川崎建設	一般競争	16,296,692.2 16,753,697.7	R2.4.1	R3.3.26

16	1号配水主管φ90mm-φ60mm交代配水工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	配水主管φ90mm-φ60mm交代配水工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	小沼幸伸	一般競争	338,904,000 427,074,500	H29.6.8	R2.6.8
17	小向町4丁目100mm配水管取替工事	川崎市多摩区小向町4丁目1番1号	100mm配水管取替工事	川崎市多摩区小向町4丁目1番1号	小沼幸伸	一般競争	211,712,400 226,027,800	H31.2.20	R2.11.30
18	令和3年度中京・高津区下水道施設緊急修理工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	緊急修理工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	幸栄・浅川	一般競争	21,813,000 同上	R1.10.1	R2.4.30
19	東有馬2丁目300mm-100mm配水管取替工事	川崎市多摩区東有馬2丁目1番1号	300mm-100mm配水管取替工事	川崎市多摩区東有馬2丁目1番1号	京浜カンテナ	一般競争	185,570,000 191,343,900	R2.1.24	R2.11.27
20	東有馬2丁目300mm-100mm配水管取替工事	川崎市多摩区東有馬2丁目1番1号	300mm-100mm配水管取替工事	川崎市多摩区東有馬2丁目1番1号	大建建設	一般競争	153,638,000 171,552,700	R1.7.24	R2.5.29
21	中野崎3丁目300mm-75mm配水管取替工事	川崎市多摩区中野崎3丁目1番1号	300mm-75mm配水管取替工事	川崎市多摩区中野崎3丁目1番1号	月野建設	一般競争	151,602,000 149,121,500	R1.6.18	R2.4.17
22	中野崎3丁目300mm-100mm配水管取替工事	川崎市多摩区中野崎3丁目1番1号	300mm-100mm配水管取替工事	川崎市多摩区中野崎3丁目1番1号	川崎マカエ	一般競争	143,088,000 149,568,100	R2.2.19	R2.3.30
23	令和3年度中京・高津区下水道施設緊急修理工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	緊急修理工事	川崎市多摩区山崎1丁目1番1号	ひかり(吉野)	一般競争	23,529,000 同上	R1.10.1	R2.4.30
24	平間配水所 配水管取替工事	川崎市多摩区平間	配水管取替工事	川崎市多摩区平間	安藤ハヤシ	一般競争	343,200,000 381,271,800	R1.9.18	R2.10.21
25	令和2年度 生田浄水場排水処理施設 加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区生田	加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区生田	五坂システム	随意契約	23,100,000 同上	R2.4.1	R2.9.15
26	東上地区 生田浄水場排水処理施設 加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区東上	加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区東上	相模川土木	一般競争	74,492,000 76,780,000	R2.1.28	R3.3.15
27	東上地区 生田浄水場排水処理施設 加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区東上	加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区東上	相模川土木	一般競争	56,892,000 56,573,000	R1.7.9	R2.4.15
28	東上地区 生田浄水場排水処理施設 加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区東上	加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区東上	相模川土木	一般競争	53,537,000 47,902,800	R2.5.26	R3.3.15
29	東上地区 生田浄水場排水処理施設 加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区東上	加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区東上	追川建設	一般競争	45,144,000 48,093,100	H31.3.12	R2.6.26
30	東上地区 生田浄水場排水処理施設 加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区東上	加圧配水設備2号機修理工事	川崎市多摩区東上	相模川土木	一般競争	124,454,000 120,155,300	R2.3.25	R2.11.24



46	令和2年度多摩・存生区配水管施設工事等(作)湖風委託(単独契約)	川崎市多摩区、存生区及び本町市役所	川崎市多摩区、存生区及び本町市役所	湖風委託業務	中野水工設計事務所 横浜支店	一般競争	16,236,682.2 16,753,487.7	R2.4.1	R3.3.23
47	生田浄水場一次濾過槽面敷補強に伴う詳細設計業務委託	多摩区生田1丁目1番地(生田浄水場内)	多摩区生田1丁目1番地(生田浄水場内)	生田浄水場一次濾過槽面敷に付詳細設計	株式会社ニコン 横浜事務所	一般競争	43,496,640 同上	R2.7.31	R3.3.25
48	湯水牧場経路対策基本計画(暫定)委託業務委託(その6)	川崎市中区、高津区(区内は、)	川崎市中区、高津区(区内は、)	湯水牧場経路対策基本計画(暫定)委託業務	株式会社ニコン 横浜支店	一般競争	43,010,000 52,742,800	R2.6.16	R3.3.30
49	令和3年度、第1区上下管施設工事設計委託(2次)号	川崎市中区、高津区(区内は、)	川崎市中区、高津区(区内は、)	管施設工事設計(暫定)	トリアエンジニアリング	一般競争	12,790,800 19,423,800	R1.8.5	R3.3.15
50	燃料貯蔵設備ほか、変電設備委託(その2)	川崎市川崎区森町4-17-11ほか	川崎市川崎区森町4-17-11ほか	燃料貯蔵設備ほか、変電設備委託(その2)	日本水工設計事務所	一般競争	104,170,000 135,285,400	R2.2.21	R3.3.23

## 農 業 委 員 会 告 示

### 川農委告示第3号

第21回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和4年3月2日

川崎市農業委員会  
会長 小川 耕 平

1 日 時

令和4年3月10日(木) 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階  
第1会議室

(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第3号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について

- (4) 議案第4号 特定農地貸付及び特定都市農地貸付規程の承認について
- (5) 議案第5号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の決定について
- (6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (7) 議案第7号 令和5年度税制改正要望(案)について
- (8) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (9) 報告第2号 農地転用工事完了報告について
- (10) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (11) 報告第4号 和解の仲介の結果について
- (12) 報告第5号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (13) 報告第6号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (14) 報告第7号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (15) 報告第8号 令和5年度農地等利用最適化の推

- 進に関する意見(素案)について
- (16) 報告第9号 違反転用の是正状況について
- (17) その他

**職員共済組合公告**

**川崎市共済公告第4号**

令和4年2月17日執行の川崎市職員共済組合組合会議員の退任に伴う補欠選挙において、次の者が当選人と決定したので、川崎市職員共済組合定款第15条第2項の規定に基づき公告します。

令和4年3月3日

川崎市職員共済組合  
理事長 伊藤 弘

選挙区	氏名	部局
第1区	村松 秀幸	中原区役所
	岡崎 慎一	教育委員会事務局
第2区	石川 雄一	上下水道局
	濱田 信弘	病院局

**川崎市共済公告第5号**

令和4年3月1日執行の川崎市職員共済組合役員選挙において、次の者が当選人と決定し同日就職したので、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき公告します。

令和4年3月4日

川崎市職員共済組合  
理事長 伊藤 弘

- 理事 村松 秀幸
- 理事 石川 雄一
- 理事 濱田 信弘

**川崎区公告**

**川崎市川崎区公告第37号**

国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月9日

川崎市川崎区長 増田 宏之  
(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第38号**

国民健康保険料に係る納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月9日

川崎市川崎区長 増田 宏之  
(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第39号**

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月9日

川崎市川崎区長 増田 宏之  
(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第40号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年3月10日

川崎市川崎区長 増田 宏之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告

の代表者となります。)提起することができます。  
(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第41号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年3月10日

川崎市川崎区長 増田宏之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第42号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第43号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第44号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業

所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第45号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市川崎区長 増田宏之

年度	科目	期別	この公示により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	介護保険料	11期以降		1件

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第46号

国民健康保険給付費返還請求通知書兼納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第231条の3第4項で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第47号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第12号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第5期分以降	令和4年3月31日(第5期～第12期分)	計1件
令和3年度	介護保険料	第10期分以降	令和4年3月31日(第10期～第12期分)	計1件
令和3年度	介護保険料	特別徴収第1期分以降		計1件
令和3年度	介護保険料	特別徴収第7期分以降		計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第13号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第12号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第19号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年3月1日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第20号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年3月1日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

この処分について不服がある場合は、この処分があっ



たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市高津区公告第21号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年3月1日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市高津区公告第22号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月7日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

#### 川崎市高津区公告第23号

次の国民健康保険料等に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和4年3月7日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
				計1件

(別紙省略)

#### 川崎市高津区公告第24号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月8日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第11期以降	令和4年3月31日 (第11期分)	計2件
令和3年度	介護保険料	第5期以降		計1件

(別紙省略)

#### 川崎市高津区公告第25号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

### 宮前区公告

#### 川崎市宮前区公告第10号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康

保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市宮前区長 南 昭子

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第13号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月1日

川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
令和3年度				計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第14号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市多摩区長 藤井智弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第15号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の

為、通知が送達できないので公示します。

令和4年3月14日

川崎市多摩区長 藤井智弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第11号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第12号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年3月14日

川崎市麻生区長 三瓶清美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第13号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年3月14日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

---

**中原区選挙管理委員会告示**

---

**川崎市中原区選挙管理委員会告示第1号**

川崎市中原区の投票区設置告示（平成29年川崎市中原区選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和4年3月1日から施行します。

令和4年3月1日提出

川崎市中原区選挙管理委員会  
委員長 中 村 詮

表中第16投票区の項を次のように改める。

第16投票区	木月1丁目（11番から24番まで、33番以降）、木月3丁目、木月伊勢町、木月祇園町（17番以降）
--------	--

表中第18投票区の項を次のように改める。

第18投票区	木月1丁目（1番から10番まで、25番から32番まで）、木月大町、木月祇園町（1番から16番まで）
--------	---

表中第26投票区の項の次に次のように加える。

第27投票区	井田三舞町、井田杉山町
--------	-------------

川崎市中原区投票区設置告示(令和4年中原区選挙管理委員会告示第1号)

投票区域

投票区	
第1投票区	小杉町1丁目、小杉町2丁目、小杉町3丁目、新丸子東3丁目(1番地から926番地まで、1060番地、1062番地から1187番地まで、1190番地から1199番地まで、1211番地以降)
第2投票区	市ノ坪(1番地から269番地まで、447番地から449番地まで)、今井南町
第3投票区	今井上町、今井仲町、今井西町
第4投票区	小杉御殿町1丁目、小杉御殿町2丁目
第5投票区	小杉陣屋町2丁目、等々力
第6投票区	上丸子天神町、小杉陣屋町1丁目、新丸子町、丸子通2丁目
第7投票区	上丸子、上丸子山王町1丁目、上丸子山王町2丁目、上丸子八幡町、新丸子東1丁目、新丸子東2丁目、新丸子東3丁目(927番地から1059番地まで、1061番地、1188番地から1189番地まで、1200番地から1210番地まで)、丸子通1丁目
第8投票区	下沼部、中丸子(277番地から289番地まで、291番地から300番地まで、345番地から375番地まで、383番地から472番地まで、798番地から804番地まで、1155番地)
第9投票区	市ノ坪(410番地から446番地まで、450番地から479番地まで、580番地以降)、小杉、中丸子(1番地から276番地まで、290番地、301番地、376番地から382番地まで、561番地以降)
第10投票区	上平間(1番地から170番地まで、218番地から299番地まで、310番地から332番地まで、369番地、372番地から376番地まで、378番地、2000番地以降)、中丸子(302番地から344番地まで、473番地から560番地まで、570番地から797番地まで、805番地から1154番地まで、1156番地から1172番地まで)、北谷町
第11投票区	上平間(172番地から176番地まで、183番地から217番地まで、300番地から309番地まで、333番地から368番地まで、370番地から371番地まで、377番地、379番地から1073番地まで、1147番地、1241番地から1339番地まで、1341番地から1479番地まで)
第12投票区	上平間(171番地、177番地から182番地まで、1074番地から1146番地まで、1148番地から1240番地まで、1340番地、1480番地から1999番地まで)、田尻町
第13投票区	大倉町、刈宿、西加瀬
第14投票区	市ノ坪(270番地から409番地まで、480番地から579番地まで)、木月2丁目(1番から12番まで、15番から20番まで)、木月住吉町
第15投票区	木月2丁目(13番、14番、21番以降)、木月4丁目
第16投票区	木月1丁目(11番から24番まで、33番以降)、木月3丁目、木月伊勢町、木月祇園町(17番以降)
第17投票区	井田1丁目、井田2丁目、井田3丁目、井田中ノ町
第18投票区	木月1丁目(1番から10番まで、25番から32番まで)、木月大町、木月祇園町(1番から16番まで)
第19投票区	下新城1丁目、下新城2丁目、下新城3丁目、新城、新城1丁目、新城2丁目、新城3丁目、新城4丁目、新城5丁目、新城中町
第20投票区	宮内1丁目、宮内2丁目、宮内3丁目、宮内4丁目
第21投票区	上小田中1丁目、上小田中2丁目(9番から10番まで、35番、40番以降)、上小田中3丁目(25番以降)、上新城1丁目、上新城2丁目
第22投票区	上小田中2丁目(1番から8番まで、11番から34番まで、36番から39番まで)、上小田中3丁目(1番から24番まで)、上小田中6丁目(51番以降)
第23投票区	上小田中4丁目、上小田中6丁目(21番から50番まで)
第24投票区	上小田中5丁目、上小田中6丁目(20番)、下小田中1丁目
第25投票区	上小田中6丁目(1番から19番まで)、上小田中7丁目、下小田中2丁目、下小田中4丁目
第26投票区	下小田中3丁目、下小田中5丁目、下小田中6丁目
第27投票区	井田三舞町、井田杉山町



**川崎市中原区選挙管理委員会告示第2号**

川崎市中原区の指定投票区及び指定関係投票区指定告示（平成29年川崎市中原区選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のとおり改正し、令和4年3月1日から施行します。

令和4年3月1日提出

川崎市中原区選挙管理委員会  
委員長 中 村 詮

表指定関係投票区名の欄中「第26投票区」の次に「第27投票区」を加える。

ただし書の表第1投票区の項中「第17投票区」の次に「第18投票区」を加え、第25投票区の項中「第18投票区」を削り、「第26投票区」の次に「第27投票区」を加える。

川崎市中原区指定投票区及び指定関係投票区指定告示

（令和4年中原区選挙管理委員会告示第2号）

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、当該指定投票区に係る指定関係投票区を定めます。

指定投票区名	指定関係投票区名
第1投票区	第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、第14投票区、第15投票区、第16投票区、第17投票区、第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、第22投票区、第23投票区、第24投票区、第25投票区、第26投票区、第27投票区

ただし、衆議院小選挙区選出議員選挙並びに衆議院小選挙区選出議員選挙（神奈川県第10区又は神奈川県第18区のいずれか一方の選挙区において行われる公職選挙法（昭和25年法律第100号）第109条に規定する再選挙又は同法第113条に規定する補欠選挙を除く。）と同日に行われる衆議院比例代表選出議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、次のとおりとします。

指定投票区名	指定関係投票区名
第1投票区	第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、第14投票区、第15投票区、第16投票区、第17投票区、第18投票区
第25投票区	第19投票区、第20投票区、第21投票区、第22投票区、第23投票区、第24投票区、第26投票区、第27投票区

**宮前区選挙管理委員会告示**

**川崎市宮前区選挙管理委員会告示第1号**

川崎市宮前区投票区設置告示（平成23年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のとおり改正し、令和4年3月1日から施行します。

令和4年3月1日

川崎市宮前区選挙管理委員会  
委員長 藤 井 章 司

川崎市宮前区投票区設置告示

川崎市宮前区投票区設置告示（平成23年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

表中

「

第7投票区	梶ヶ谷（1001番地以降）、野川（1259番地、1266番地、1275番地から1283番地まで、2917番地から2920番地まで、2924番地から2932番地まで、2935番地から2950番地まで、2966番地から3180番地まで、3184番地から3212番地まで、3214番地から3217番地まで、3230番地から3236番地まで、3414番地、3417番地（ただし、3417番地14から3417番地27までを除く。）、3419番地から3497番地まで、3504番地から3510番地まで、3513番地から3886番地まで）、西野川1丁目（1番から32番まで）、西野川2丁目（1番から7番まで、10番から14番まで、27番から29番まで、32番）、西野川3丁目（5番から9番まで）、野川台1丁目（1番から4番まで、6番から24番まで、26番以降）、野川台2丁目、野川台3丁目、南野川1丁目（10番）
-------	---

」

を

「

第7投票区	梶ヶ谷（1001番地以降）、野川（1259番地、1266番地、1275番地から1283番地まで、2917番地から2920番地まで、2924番地から2932番地まで、2935番地から2950番地まで、2965番地から3212番地まで、3214番地から3217番地まで、3230番地から3236番地まで、3414番地、
-------	---

第7投票区  
 3417番地(ただし、3417番地14から3417番地27までを除く。)、3419番地から3497番地まで、3504番地から3510番地まで、3513番地から3886番地まで)、西野川1丁目(1番から32番まで)、西野川2丁目(1番から7番まで、10番から14番まで、27番から29番まで、32番)、西野川3丁目(5番から9番まで)、野川台1丁目、野川台2丁目、野川台3丁目、南野川1丁目(10番)

第9投票区  
 番から26番まで、28番)、野川台1丁目(5番、25番)、南野川1丁目(1番から9番まで、11番以降)、南野川2丁目、南野川3丁目(2番から16番まで)

に、  
 表中

第9投票区  
 野川(2043番地から2255番地まで、2286番地から2300番地まで、2314番地から2316番地まで、2321番地から2391番地まで、2482番地から2855番地まで、2904番地から2916番地まで、2921番地から2923番地まで、2933番地から2934番地まで、2951番地から2965番地まで、3181番地から3183番地まで、3228番地、3229番地、3237番地から3254番地まで、3256番地から3260番地まで、3267番地、3887番地以降)、西野川3丁目(1番から3番まで、12番から14番まで、23番から26番まで、28番)、南野川1丁目(1番から9番まで、11番以降)、南野川2丁目、南野川3丁目(2番から16番まで)

第9投票区  
 野川(2043番地から2255番地まで、2286番地から2300番地まで、2314番地から2316番地まで、2321番地から2391番地まで、2482番地から2855番地まで、2904番地から2916番地まで、2921番地から2923番地まで、2933番地から2934番地まで、2951番地から2964番地まで、3228番地、3229番地、3237番地から3254番地まで、3256番地から3260番地まで、3267番地、3887番地以降)、西野川3丁目(1番から3番まで、12番から14番まで、23番から26番まで、28番)、南野川1丁目(1番から9番まで、11番以降)、南野川2丁目、南野川3丁目(2番から16番まで)

に、改める。

**辞 令**

**令和4年3月11日付人事異動**

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
総務企画局危機管理室担当課長	堀町 晋	新 任
市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長	村戸 弘二	新 任
こども家庭センター担当課長	豊田 隆政	新 任

任 命	氏 名	前 職
三月十日付退職 (課長級)		
退 職	角野 聡	総務企画局危機管理室担当課長
退 職	吉田 孝史	市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長

---

正 誤

---

川崎市公報第1,838号(令和4年3月10日発行)1569  
ページ川崎市公告(調達)第127号中「令和4年3月31  
日(月)」は「令和4年3月31日(木)」の誤り。

川崎市公報第1,838号(令和4年3月10日発行)1573  
ページ川崎市公告(調達)第130号中

「  
電子メール：88kyojin@city.kawasaki.jp

」

は

「  
電子メール：88kyojin@city.kawasaki.jp

9 その他

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会  
定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

」

の誤り。

川崎市公報第1,838号(令和4年3月10日発行)1619  
ページ川崎市宮前区公告第9号中「令和3年2月18日」  
は「令和4年2月18日」の誤り。

